

日田市一般廃棄物処理基本計画

2025 – 2034 年度



令和 7 年 12 月
日 田 市

目 次

第1部 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本計画の位置付け	2
3. 計画の適用範囲	3
4. 計画の目標年度	3
5. 地域の概要	4
6. 日田市の将来人口予測	9
第2部 ごみ処理基本計画	11
第1章 ごみ処理の現状と課題	11
1. ごみ処理の経緯	11
2. ごみ処理の現状	12
3. 現状のまま推移した場合のごみ排出量等の将来予測	44
4. ごみ処理の評価	61
5. ごみ処理の課題	66
第2章 ごみ処理基本計画	67
1. ごみ減量等の目標数値	67
2. 基本理念	67
3. 基本方針	68
4. 排出抑制計画	70
5. 資源化計画	71
6. 目標達成時のごみ排出量等	74
7. 収集・運搬計画	79
8. 中間処理計画	80
9. 最終処分計画	81
10. その他ごみ処理に関し必要な事項	83
第3部 食品ロス削減推進計画	86
第1章 計画策定の趣旨	86
1. 背景と目的	86
2. 食品ロスとは	87
3. 本計画の適用範囲	87

第2章 食品ロスの現状	88
1. 食品ロス発生状況	88
第3章 食品ロス削減に関するアンケート調査結果	90
1. 食品ロスの発生頻度	90
2. 食品ロス削減の取組	90
第4章 食品ロスの課題	91
1. 家庭系食品ロス	91
2. 事業系一般廃棄物食品ロス	91
第5章 食品ロス削減推進計画	92
1. 基本理念及び基本方針	92
2. 食品ロス削減推進のための関連法令、計画	93
3. 国の関連計画	94
4. 大分県の関連計画	94
5. 数値目標	95
6. 施策の方向性	96
7. 各主体の役割	100
 第4部 生活排水処理基本計画	101
第1章 生活排水処理の現状と課題	101
1. 生活排水処理の経緯	101
2. 生活排水処理の現状	102
3. 生活排水処理の課題	113
第2章 生活排水処理計画	114
1. 生活排水処理の目標数値	114
2. 基本理念	114
3. 基本方針	115
4. 生活排水処理の将来推計	117
5. 処理主体	119
6. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	119
7. その他	121

資料編

1. ごみ処理に係る資料編	資料- 1
2. 生活排水処理に係る資料編	資料-10

第1部 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方やライフスタイルの見直しとともに、廃棄物を循環資源と位置付け、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減しようとする、いわゆる循環型社会の構築を図るため、国では平成12年6月2日に、「循環型社会形成推進基本法（法律第110号）」を制定した。

その後、持続可能な発展を目指す「循環型社会の形成・実現」に向けたさまざま制度や施策が推進されてきたが、平成27年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を踏まえ、分野の異なる取組を統合的に実施することで相乗的、一体的効果を得る取組が注目されている。廃棄物分野においても、地球温暖化を緩和するカーボンニュートラルの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められおり、プラスチック資源循環の促進や食品ロス削減、レアメタル等金属資源の国内リサイクルが推進されている。

日田市（以下、「本市」という。）においては、平成29年3月に、令和8年度を計画目標年度とする「日田市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、各種施策を実施してきたが、本市が所有するごみ処理施設は、竣工から34年が経過し老朽化が著しく、経済的かつ安定したごみ処理継続のためにも、ごみ処理体制の見直しが喫緊の課題となっている。

また、前回計画期間中において、本市の人口推計の想定を大きく超える人口減少や、少子高齢化の急速な進行、更に、コロナ禍に伴うリモートワークの普及等、大きな社会構造の変化に伴う市民の消費行動の変化を考量すると、今後は、SDGs推進による消費行動の普及により、生活系一般廃棄物の排出量及び食品ロスを減らそうとする市民の行動は、これまで以上に進むものと考えられる。

今後は、これまで本市が取り組んできた生ごみ再資源化の見直しを行い、市民自らが生ごみを減らす行動を積極的に推し進めていくため、新たに「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス対策を強力に推進していく。

以上のことから、本市における一般廃棄物処理の現状や課題、廃棄物をめぐる社会・経済情勢などを踏まえ、前回計画で想定していた将来の一般廃棄物発生量等を大幅に見直す必要性が生じたため、本市の一般廃棄物処理基本計画を新たに策定し、他の計画と一体的に取り組むこととする。

2. 基本計画の位置付け

計画の位置付けは、図1-1に示すとおりである。

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、国の法律・計画及び大分県の「廃棄物処理計画」、本市の「総合計画」、「環境基本計画」、「生活排水処理施設基本構想」、「日田市地域再エネ導入計画」等の関連計画との整合が図られたものとする。

図（環境関連法令など）

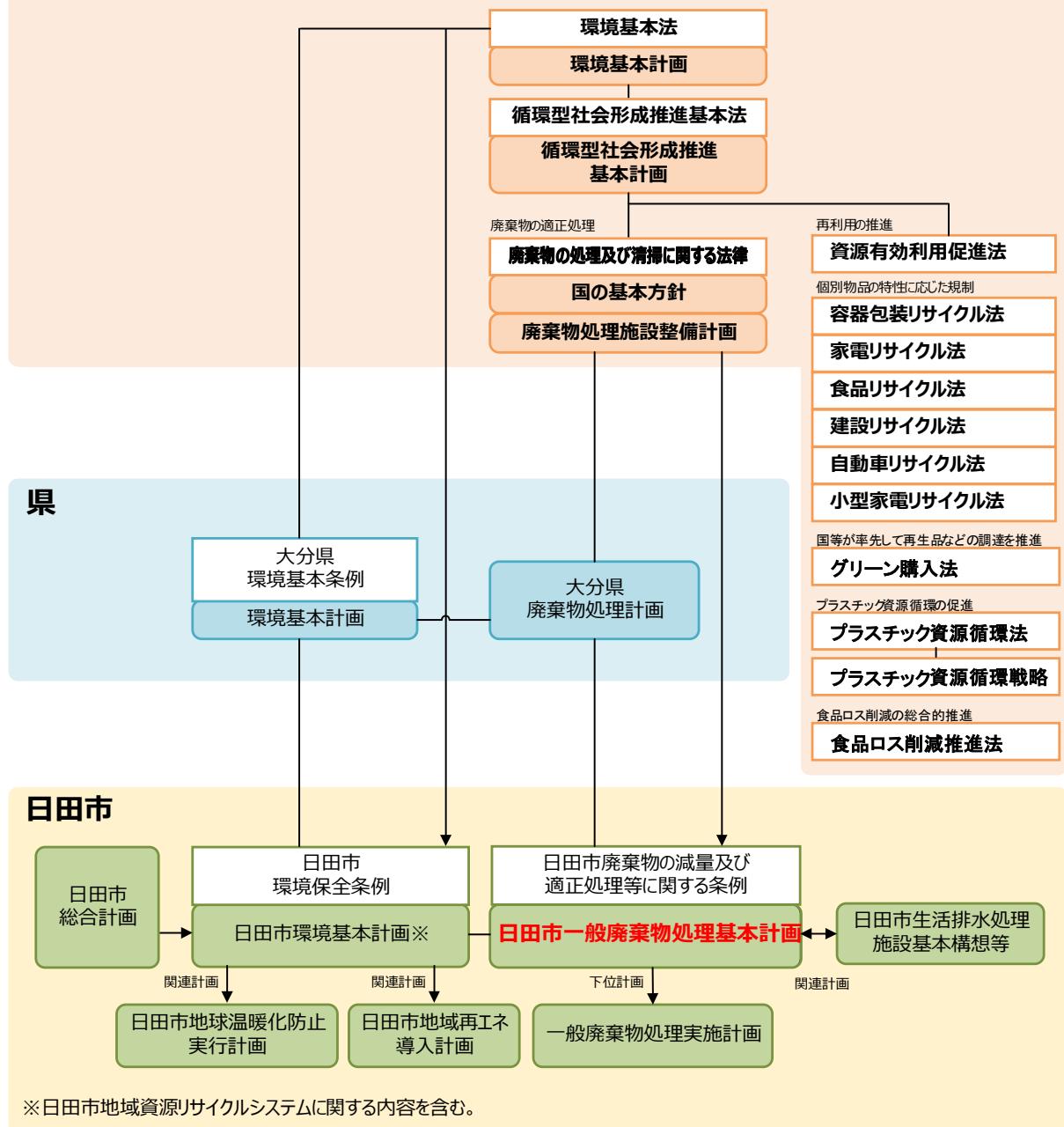


図1-1 計画の位置付け

3. 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、図1-2に示すとおりである。

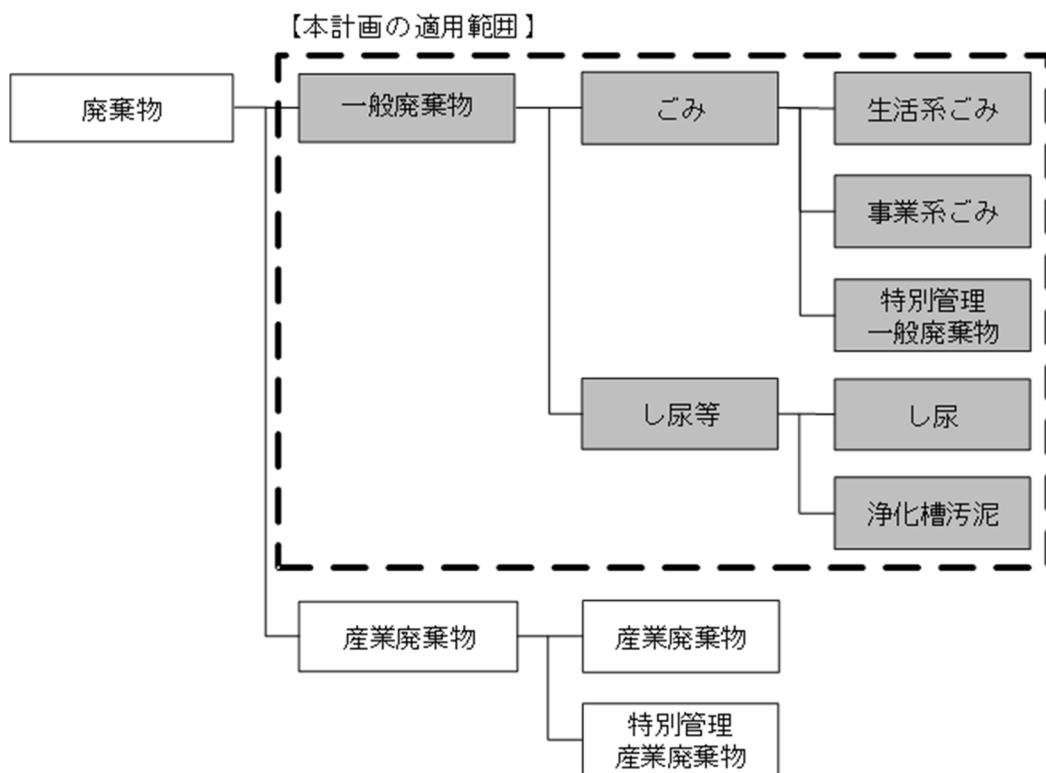


図1-2 本計画の適用範囲

4. 計画の目標年度

「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月、環境省）」においては、目標年度を概ね10から15年先におき、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことを推奨している。このことを踏まえ、本計画の計画目標年度は、計画策定から10年後の令和16年度とする。

また、本計画は必要に応じて概ね5年ごとに改定するものとし、令和11年度を中間目標年度とする。

【中間目標年度】	令和11(2029)年度（計画策定から5年後）
【計画目標年度】	令和16(2034)年度（計画策定から10年後）

5. 地域の概要

(1) 位置及び地勢

本市は大分県の西部、福岡県と熊本県に隣接した北部九州のほぼ中央に位置し、周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が合流する日田盆地と緑豊かな森林や丘陵地で市域が形成されている。気候は、内陸特有の性質から寒暖の差が大きく、雨量も多いことから、四季の移ろいがはっきりしているものの、周辺に中小河川が縦横に走っていることに加え、中心部が低地に位置しているため、河川の流れ込みが多く大雨による洪水の被害が顕著である。また、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。

表 1-1 位置（経度・緯度）

面 積	666.03 km ²	東西 24.88 km	南北 48.63 km
極 東	日田市天瀬町本城一手野	東 経	131° 05'
極 西	日田市前津江町柚木	東 経	130° 49'
極 南	日田市上津江町上野田南雉谷	北 緯	33° 01'
極 北	日田市源栄町岳滅鬼山	北 緯	33° 27'

(2) 規模

本市は東西約 25km、南北約 49km、面積は約 666km²で、大分県域の 10.5%を占めている。面積を地目別に見ると、82.8%が林野で、耕地は 4.9%、宅地は 2.3%と自然豊かな地域を形成している。

表 1-2 地目別面積

（単位：km²）

項目区分	耕 地		林 野			宅 地	その他	総面積
	田	畑など	山 林	竹 林	原 野			
日田市	17.50 (2.6%)	15.40 (2.3%)	525.77 (78.9%)	7.82 (1.2%)	18.10 (2.7%)	15.11 (2.3%)	66.33 (10.0%)	666.03

※ 資料：令和 5 年版 大分県統計年鑑

(3) 人口・世帯数（国勢調査基準）

総人口及び 1 世帯人数については、表 1-3 に示すとおり減少傾向、総世帯数も近年は減少傾向で推移しており、令和 2 年の総人口は 62,697 人、総世帯数は 25,139 世帯、1 世帯人数は 2.49 人となっている。

男女別の年齢階級別人口については、図 1-3 に示すとおり、男女とも 20~24 歳が最も少なく、次いで 25~29 歳となっており、若年層（15 歳~34 歳）の割合が少なくなっている。

表1-3 人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯)

年 区分	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
総 人 口	81,580	79,776	77,369	74,165	70,940	66,523	62,697
総 世 帯 数	23,883	24,566	25,218	25,370	25,551	25,238	25,139
1世帯人数	3.42	3.25	3.07	2.92	2.78	2.64	2.49

※ 資料：国勢調査

女

男

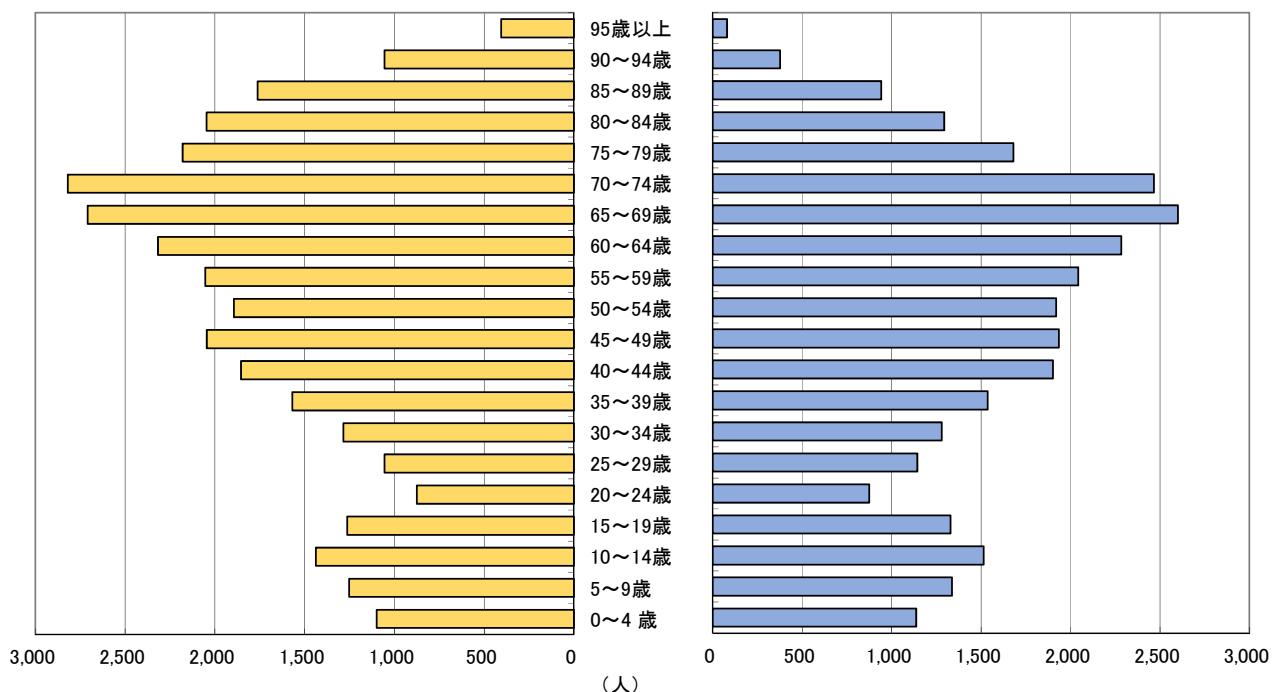


図1-3 年齢階級別人口（令和2年 国勢調査）

(4) 観光人口

観光客数は、コロナ禍の影響により令和3年度から激減したが、徐々に回復しており、令和5年度の観光客数は日帰りが2,030,945人（令和2年度の約76%）、宿泊が318,795人（令和2年度の約70%）、総数として2,349,740人（令和2年度の約75%）となっている。

表1-4 観光客数の推移

(単位：人)

区分	年度 H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
日帰り	2,694,924	2,650,519	2,669,600	1,670,040	1,719,016	2,030,945
宿泊	480,172	462,075	459,812	222,804	213,823	318,795
総数	3,175,096	3,112,594	3,129,412	1,892,844	1,932,839	2,349,740

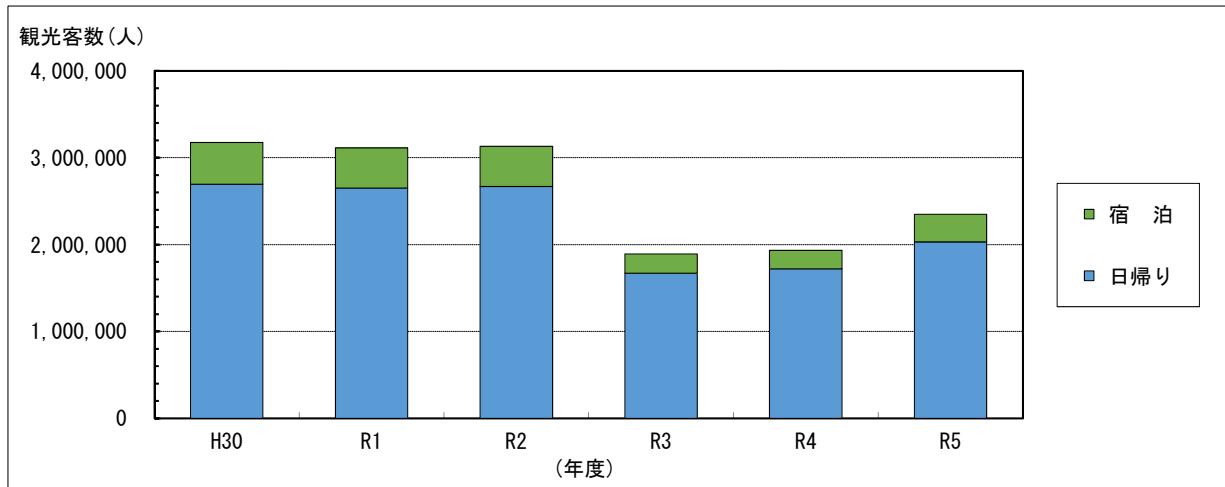


図1-4 観光客数の推移

(5) 事業所数及び従業者数の推移

事業所数の推移は表1-5及び図1-5、従業者数の推移は表1-6及び図1-6に示すとおりである。第1次産業以外の事業所数及び従業者数は減少傾向となっている。

表1-5 事業所数の推移

産業大分類	年	H26 (2014)	H28 (2016)	R3 (2021)
全産業		4,344	4,327	3,794
第1次産業		74	78	101
農林漁業		74	78	101
第2次産業		869	883	768
鉱業、採石業、砂利採取業		1	3	1
建設業		421	438	393
製造業		447	442	374
第3次産業		3,401	3,366	2,975
電気・ガス・熱供給・水道業		9	4	11
情報通信業		19	16	13
運輸業、郵便業		83	83	85
卸売業、小売業		1,085	1,151	916
金融業、保険業		64	65	55
不動産業、物品賃貸業		310	332	297
学術研究、専門・技術サービス業		122	120	114
宿泊業、飲食サービス業		547	559	423
生活関連サービス業、娯楽業		388	363	343
教育、学習支援業		152	122	105
医療、福祉		277	241	274
複合サービス事業		36	37	31
サービス業		261	273	258
公務		48	—	—

※ 資料：経済センサス

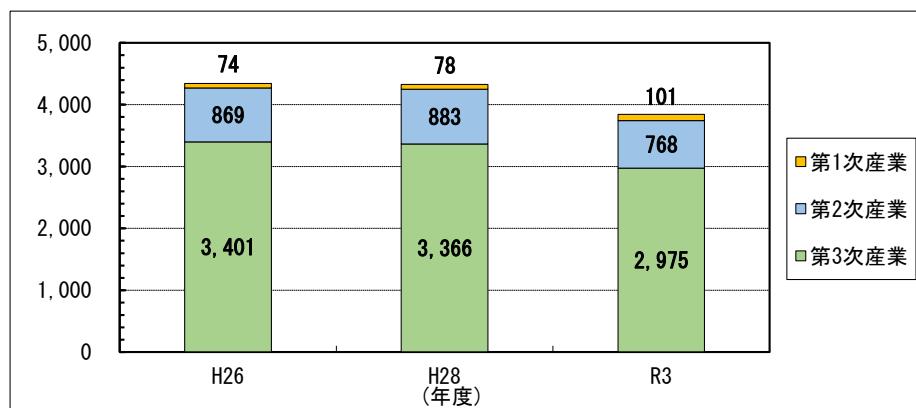


図1-5 事業所数の推移

表 1-6 従業者数の推移

(単位：人)

産業大分類	年	H26 (2014)	H28 (2016)	R3 (2021)
全産業		31,713	28,742	27,855
第1次産業		806	745	1,154
農林漁業		806	745	1,154
第2次産業		7,823	7,513	7,371
鉱業、採石業、砂利採取業		20	36	22
建設業		2,622	2,694	2,648
製造業		5,181	4,783	4,701
第3次産業		23,084	20,484	19,330
電気・ガス・熱供給・水道業		167	146	160
情報通信業		84	74	102
運輸業、郵便業		1,569	1,374	1,347
卸売業、小売業		5,529	5,940	5,175
金融業、保険業		532	517	404
不動産業、物品賃貸業		689	605	608
学術研究、専門・技術サービス業		637	572	582
宿泊業、飲食サービス業		2,894	2,923	2,080
生活関連サービス業、娯楽業		1,540	1,467	1,169
教育、学習支援業		1,413	563	742
医療、福祉		5,390	4,695	5,359
複合サービス事業		361	349	282
サービス業		1,279	1,259	1,320
公務		1,000	—	—

※ 資料：経済センサス

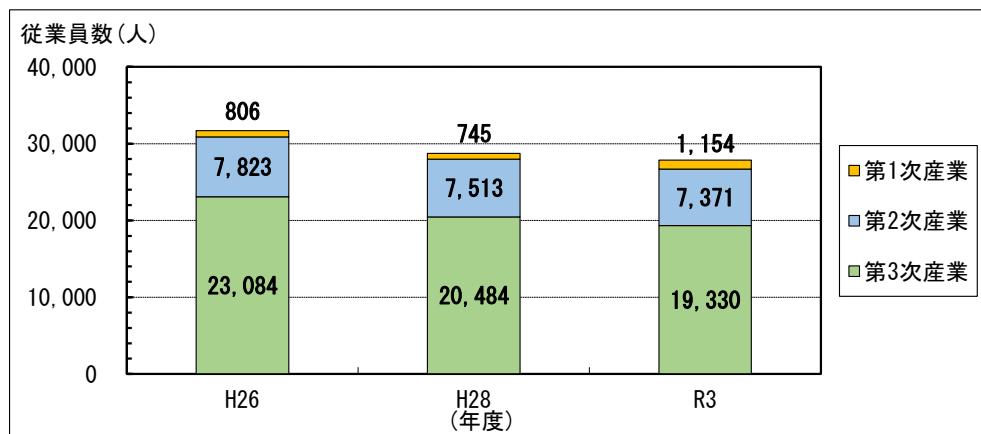


図 1-6 従業者数の推移

6. 日田市の将来人口予測

日田市の将来人口の予測は、過去10年間（平成26年度～令和5年度）の住民基本台帳の人口（9月末）を用い、トレンド法により行うものとする。

日田市の人口の推移は、表1-7に示すとおりであり減少傾向にある。

表1-7 人口の推移

(単位：人)

区分	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
総人口		69,584	68,588	67,792	67,008	65,962	65,015	64,112	63,159	62,232	61,313

※ 資料：住民基本台帳（9月末における人口）

トレンド法における推計式は、以下の7式を用いることとする。

＜推計に用いる傾向線＞

- ① 一次直線 : $Y = a + b \cdot t$
- ② ルート曲線 : $Y = a + b \cdot \sqrt{t}$
- ③ 自然対数曲線 : $Y = a + b \cdot \log t$
- ④ 一次指數曲線 : $Y = a \cdot b^t$
- ⑤ 二次曲線 : $Y = a + b \cdot t + b \cdot t^2$
- ⑥ べき曲線 : $Y = Y_0 + a \cdot t^b$
- ⑦ ロジスティック曲線 : $Y = K / (1 + e^{b-a \cdot t})$

ここに、

Y : 理論値（ここでは、行政区域内人口推計値）

a 、 b 、 c : 実績値より定める定数

t : 時間係数（平成26年度を1とする。）

（年度の変化を示す。）

K : 上限値

トレンド法による将来人口の予測結果は、表1-8、表1-9に示すとおりである。

本計画では、人口問題研究所の予測値に最も近い「一次指數曲線」を採用することとする。

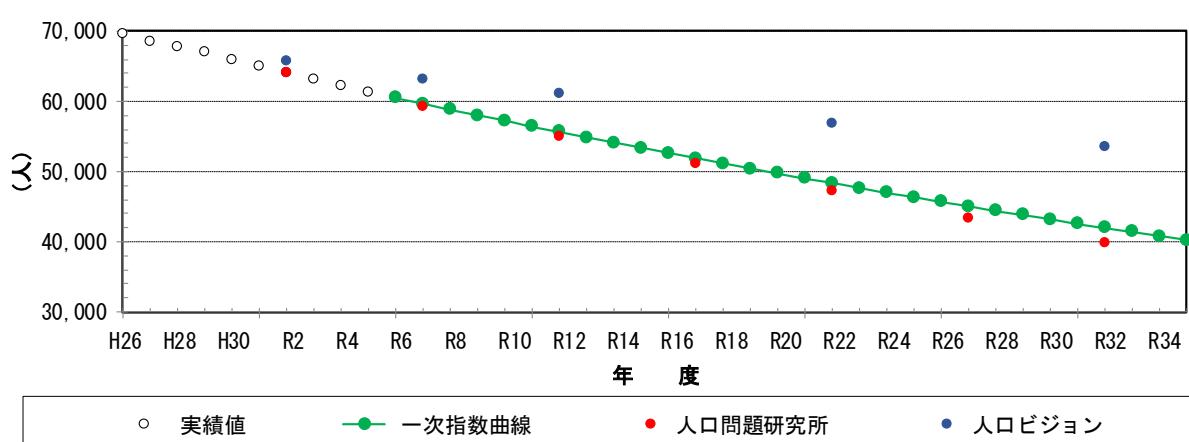
表1-8 人口の推移

区分	年度	予測値						
		R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
住民基本台帳	一次指數曲線	64,112	59,707	55,653	51,874	48,351	45,068	42,007
	一次直線	64,112	59,499	54,901	50,303	45,705	41,108	36,510
	ルート	64,112	60,754	58,197	55,996	54,033	52,246	50,593
	自然対数	64,112	61,968	60,714	59,786	59,048	58,436	57,914
	二次曲線	64,112	59,345	54,339	49,106	43,647	37,961	32,048
	べき曲線	64,112	62,022	60,850	59,997	59,327	59,778	58,312
	ロジスティック曲線	64,112	59,360	54,463	49,519	44,617	39,843	35,274

表 1-9 将来人口の予測結果

年 度	実績値	予 测 値	(人)
		一次指数 曲線	
H26	69,584		
H27	68,588		
H28	67,792		
H29	67,008		
H30	65,962		
R1	65,015		
R2	64,112		64,112
R3	63,159		
R4	62,232		
R5	61,313		
R6		60,553	
R7		59,707	59,347
R8		58,873	
R9		58,051	
R10		57,240	
R11		56,441	
R12		55,653	55,094
R13		54,876	
R14		54,109	
R15		53,353	
R16		52,608	
R17		51,874	51,067
R18		51,149	
R19		50,435	
R20		49,730	
R21		49,036	
R22		48,351	47,156
R23		47,676	
R24		47,010	
R25		46,353	
R26		45,706	
R27		45,068	43,379
R28		44,438	
R29		43,818	
R30		43,206	
R31		42,602	
R32		42,007	39,741
R33		41,421	
R34		40,842	
R35		40,272	

予測式名	予 测 式	相関係数
一次指数曲線	$Y = 70,684.6 \times 0.986034^t$	0.99934



第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の経緯

本市の廃棄物処理は、昭和29年に「日田市清掃条例」、昭和47年に「日田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、平成9年に「日田市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を制定し、表2-1-1の経過をたどり、現在に至っている。

表2-1-1 日田市のごみ処理のあゆみ

年	ごみ処理のあゆみ	ごみ分別
昭和 28 年 (1953)	・中ノ島の市営ごみ焼却場が大水害により流失し、上城内に移転する。 ・旧市内のごみを、馬車（2台）三輪トラック（1台）で集める。	分別なし
37 年 (1962)	・収集業務を清掃会社に委託する。（1社）	
43 年 (1968)	・委託業者が2社になる。（日田公益・日田清掃） ・小型四輪トラックを使い始め、収集を週2回にする。	
48 年 (1973)	・日田市郡共同の焼却場が、天瀬町女子畑に完成する。 ・パッカー車を使い始める。	
54 年 (1979)	・「燃えるごみ」と「燃えないごみ」（月1回）に分けて収集。	2種2分別
56 年 (1981)	・「燃えないごみ」を「金属類」と「その他（ビン類等）」に分ける。【燃えるごみ：週2回 燃えないごみ：月2回】	2種3分別
59 年 (1984)	・「燃えないごみ」のうち、乾電池・蛍光灯等を「有害物」として分ける。	2種4分別
平成 2 年 (1990)	・日田市緑町1丁目に焼却場が移転する。	
4 年 (1992)	・「資源物（紙類・布・一升ビン等）」と「セトモノ（埋立ごみ）」の分別収集を始める。	8種13分別
5 年 (1993)	・「資源物」の収集を月2回にする。	
9 年 (1997)	・ペットボトルの分別を始める。（ビンとあわせ収集）	8種13分別
10 年 (1998)	・ごみ出し袋の透明化。 ・事業系一般廃棄物の収集をやめる。（事業者自己処理） ・清掃センター焼却炉の改修。（ダイオキシン対策）	
14 年 (2002)	・「カナモノ」を「空き缶」と「缶以外のカナモノ」に分ける。	8種14分別
15 年 (2003)	・「発泡スチロール」の分別収集を始める。	8種15分別
16 年 (2004)	・10月「指定ごみ袋制（ごみ処理有料化）」開始。	
17 年 (2005)	・3月市町村合併。 ・委託業者が3社になる。（日田公益・日田清掃・新栄清掃）	
18 年 (2006)	・4月生ごみ分別収集開始。（バイオマス資源化センターで利活用）	8種16分別
26 年 (2014)	・10月「缶以外のカナモノ」から使用済み小型家電を選別し、レアメタル等の回収を始める。	
30 年 (2018)	・5月紙製の「埋立ごみ専用指定袋」を廃止し、埋立ごみを排出する場合は、現行の「燃やせないごみ兼用指定袋」を兼用。	

2. ごみ処理の現状

本計画では、生活系ごみ及び家庭系ごみを、以下のような定義で区別して使用することとする。

【用語の定義】

生活系ごみ：家庭など人の生活に伴って排出されるごみ

家庭系ごみ：生活系ごみから資源物などを引いたごみ

「家庭系ごみ」＝「生活系ごみ」－「資源ごみ」

(1) 施設管理・運転体制

施設管理・運転体制は表 2-1-2 に示すとおり、中間処理及び最終処分の管理は本市が行い、運転は民間業者に委託している。

表 2-1-2 施設管理・運転体制

区 分	体 制	管 理	運 転
中間処理	可燃ごみ	日田市 (清掃センター)	民間業者委託
	不燃ごみ (びん・ペットボトル・ 空き缶・缶以外のカナモノ)		
	有害物 (乾電池・蛍光灯・体温計)		
	リターナブルびん		
	生ごみ		
最終処分	埋立ごみ	日田市 (最終処分場)	民間業者委託
	焼却固化灰		
	焼却残渣		
	不燃物残渣		

※1 資源物（紙類、布類、発泡スチロール）については、収集・運搬業者が直接民間業者に引き渡し、資源化を実施している。

※2 粗大ごみについては直接搬入ごみとして受け入れた後、可燃ごみと不燃ごみに分別しそれぞれ適切に処理している。

(2) 収集・運搬状況

収集・運搬状況は表2-1-3に、収集・運搬体制は表2-1-4に示すとおり、ごみの分別区分は16種類となっており、収集・運搬はすべて民間業者に委託している。また、令和6年3月末現在のごみステーション数は、2,717カ所となっている。本市は大分県で唯一、生ごみの分別収集を実施している。

表2-1-3 収集・運搬状況

分 別	区 分	収集 対象	収集 区域	収集 形態	収集 場所	収集 頻度	指定容器		
不燃ごみ	可燃ごみ			一般生活系ごみ	民間業者委託（3社）	2回/週	燃やせるごみ 専用指定袋		
	生ごみ						透明または半透明袋		
	びん・ペットボトル					1回/月	燃やせないごみ 兼用指定袋		
	空き缶					4回/年			
	缶以外のカナモノ（小型家電含む）					3回/年			
	有害物	蛍光灯・ 水銀体温計				4回/年			
		乾電池							
埋立ごみ									
資源物	紙類	ダンボール 新聞・チラシ 紙パック 雑誌・雑がみ (その他の紙)				2回/月	紐で十字に結ぶ		
		布類					透明または半透明袋		
	リター ブルびん	一升びん ビールびん					そのままか 透明または半透明袋		
		発泡スチロール					透明または半透明袋		

※ 令和6年3月末現在

ごみステーション数	2,717カ所（令和6年3月末現在）
-----------	--------------------

表2-1-4 収集・運搬体制

体 制	委託業者	日田公益衛生(株)	(株)エバークリーン日田	新栄清掃(有)	合 計
収集区域		旧日田市 (JR久大本線より南側)	旧日田市 (JR久大本線より北側)	振興局管内 (旧日田郡)	日田市全域
収集車両	2tパッカー車	0台	0台	1台	1台
	3tパッカー車	11台	9台	3台	23台
	4tパッカー車	0台	0台	0台	0台
	4.2t分別パッカー車	0台	0台	2台	2台
	2~3t平床トラック	1台	1台	1台	3台
	計	12台	10台	7台	29台
収集作業員		28名	20名	13名	61名

※ 令和6年3月末現在

(3) 本市によるごみ処理の流れ

本市によるごみ処理の流れは、図2-1-1に示すとおりである。

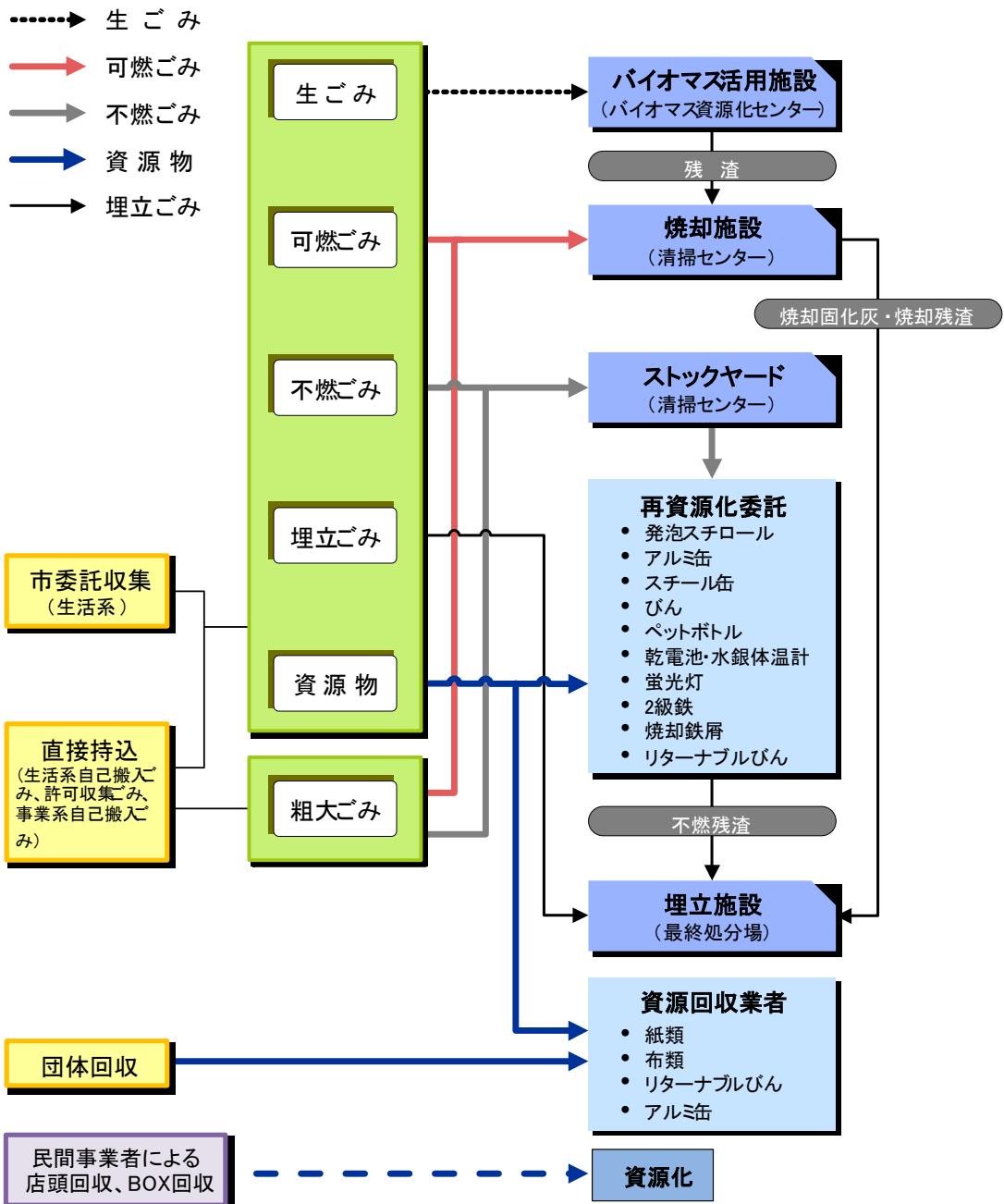
生ごみはメタン発酵させ、残渣及び可燃ごみ（粗大ごみ含む）は焼却処理後に最終処分している。

資源物は、ストックヤードにて保管後、民間業者に引き渡している。

不燃ごみ（粗大ごみ含む）は、中間処理後、資源化できるものは資源物と同様に、ストックヤードにて保管後、民間業者に引き渡している。

埋立ごみは最終処分し、団体回収資源物は民間業者が引き取っている。

また、本市によるごみ処理以外に、民間事業者がスーパー等での店頭回収やリサイクルBOX設置等により資源物の回収を行っている。



※ 粗大ごみについては直接搬入ごみとして受け入れた後、可燃ごみと不燃ごみに分別しそれぞれ適切に処理している。

図2-1-1 本市によるごみ処理の流れ

(4) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は、委託収集による生ごみと資源物及びボランティア活動に伴うごみを除いて、表2-1-5のとおり有料となっている。また、大分県のほとんどの市町村が本市と同じく指定ごみ袋を用いている。

表2-1-5 ごみ処理手数料一覧

区分	方法	種別	課金方法	手数料		
生活系ごみ	委託収集	生ごみ	なし	無料		
		可燃ごみ	燃やせるごみ 専用袋	大(45㍑) 36円/枚 (10枚入り販売)		
				中(30㍑) 23円/枚 (10枚入り販売)		
				小(15㍑) 12円/枚 (10枚入り販売)		
		不燃ごみ 埋立ごみ	燃やせないごみ 兼用袋	大(45㍑) 36円/枚 (10枚入り販売)		
				中(30㍑) 23円/枚 (10枚入り販売)		
				小(15㍑) 12円/枚 (10枚入り販売)		
		資源物	なし	無料		
	自己搬入	生ごみ	バイオマス資源化 センター窓口にて 直接現金払い	100kg につき		200円
		可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 埋立ごみ		100kg 未満		620円
事業系ごみ	許可業者 または 自己搬入	生ごみ	清掃センター・最 終処分場窓口にて 直接現金払い	100kg以上1.0t未満 まで100kg につき		200円(加算)
				1.0~2.0t 未満		2,720円
				2.0t以上は1tごとに		1回 2,720円(加算)
	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 埋立ごみ	生ごみ	バイオマス資源化セ ンター窓口にて直接 現金払い、または登録 による月払い	市内の 事業活動分	100kg につき	410円
				市外の 事業活動分	100kg につき	620円
				100kg 未満		1,250円
				100kg以上1.0t未満 まで100kg につき		410円(加算)
ボランティア 活動に伴う ごみ	委託収集 または 自己搬入	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 埋立ごみ	清掃センター・最終 処分場窓口にて直接 現金払い、または登 録による月払い	1.0~2.0t 未満		5,440円
				2.0t以上は1tごとに		1回 5,440円(加算)
犬・猫の 死体	自己搬入		清掃センター窓口 にて直接現金払い	1体につき処分料		1,980円
	収集依頼		直接現金払い	1体につき収集料	処分料	1,100円
						1,980円

※1 令和6年3月末現在

※2 事業系ごみとは、産業廃棄物を除く事業系一般廃棄物のことを持っている。

(5) ごみ排出量

ごみ総排出量の推移は表2-1-6及び図2-1-2に示すとおり、令和2年度までは横這い傾向で推移していたが、以降はやや減少傾向で推移しており、令和5年度には20,421t/年となっている。

表2-1-6 ごみ総排出量の推移

(単位:t/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
可燃ごみ・不燃ごみ・埋立ごみ	市委託収集ごみ	7,907	8,244	8,920	7,967	8,023	8,128	9,769	8,150	7,918	7,530
	可燃ごみ	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551
	不燃ごみ	850	858	838	854	867	867	923	877	865	836
	空き缶	178	172	172	171	171	168	184	178	176	169
	缶以外のカナモノ	105	111	108	113	131	135	159	143	129	124
	びん・ペットボトル	549	557	541	553	549	547	561	540	546	527
	有害物	18	18	18	17	17	17	20	17	15	16
	埋立ごみ	194	252	238	234	233	219	184	169	175	143
	対前年比	99.7%	104.3%	108.2%	89.3%	100.7%	101.3%	120.2%	83.4%	97.2%	95.1%
	直接持込ごみ	9,094	9,862	10,541	9,261	9,581	9,593	11,597	8,900	8,748	8,958
直接持込	可燃ごみ	8,401	9,174	9,886	8,509	8,937	8,850	10,649	8,278	8,153	8,194
	不燃ごみ	221	246	289	265	359	438	417	351	339	341
	空き缶、缶以外のカナモノ	137	171	212	193	240	279	312	238	213	217
	びん・ペットボトル	77	67	71	67	114	152	96	107	122	119
	有害物	7	8	7	6	5	7	9	6	5	5
	埋立ごみ	472	442	366	487	285	305	531	271	256	423
	対前年比	100.6%	108.4%	106.9%	87.9%	103.5%	100.1%	120.9%	76.7%	98.3%	102.4%
	排出量合計	17,001	18,106	19,461	17,228	17,604	17,721	21,366	17,050	16,666	16,488
	対前年増減	31	1,105	1,355	▲2,233	376	117	3,645	▲4,316	▲384	▲178
	対前年度比	100.2%	106.5%	107.5%	88.5%	102.2%	100.7%	120.6%	79.8%	97.7%	98.9%
資源物	市委託収集資源物	2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470
	紙類	1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207
	布類	252	251	229	219	216	220	254	234	211	190
	リターナブルびん	38	37	36	37	39	59	61	52	45	40
	発泡スチロール	39	35	33	33	32	33	34	33	34	33
	対前年比	94.6%	96.2%	96.0%	94.2%	96.9%	99.1%	101.7%	99.5%	94.1%	84.9%
	団体回収資源物	503	471	387	333	309	250	73	41	50	59
	紙類	379	367	300	267	249	218	64	37	45	52
	布類	19	19	15	14	13	10	4	2	3	4
	リターナブルびん	91	72	59	42	36	11	2	1	1	1
直接持込	アルミ缶	14	13	13	11	12	11	2	1	1	2
	対前年比	92.3%	93.6%	82.2%	86.0%	92.8%	80.9%	29.2%	56.2%	122.0%	118.0%
	直接持込資源物	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14
	発泡スチロール	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14
	対前年比	85.7%	100.0%	91.7%	100.0%	90.9%	100.0%	100.0%	110.0%	77.3%	82.4%
資源物排出量合計	資源物排出量合計	2,702	2,588	2,419	2,249	2,165	2,090	1,944	1,904	1,799	1,543
	対前年度増減	▲171	▲114	▲169	▲170	▲84	▲75	▲146	▲40	▲105	▲256
	対前年度比	94.0%	95.8%	93.5%	93.0%	96.3%	96.5%	93.0%	97.9%	94.5%	85.8%
	対前年比	101.4%	90.7%	49.4%	177.8%	97.1%	102.2%	16.3%	473.6%	98.5%	88.4%
生ごみ	市委託収集ごみ	2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283
	生ごみ	2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283
	対前年比	97.9%	90.5%	48.8%	174.2%	96.5%	103.9%	17.6%	456.8%	101.4%	90.0%
	直接持込ごみ	2,230	2,028	1,015	1,840	1,799	1,811	272	1,340	1,279	1,107
	生ごみ	2,230	2,028	1,015	1,840	1,799	1,811	272	1,340	1,279	1,107
	対前年比	105.2%	90.9%	50.0%	181.3%	97.8%	100.7%	15.0%	492.6%	95.4%	86.6%
	生ごみ排出量合計	4,506	4,087	2,019	3,589	3,486	3,564	580	2,747	2,705	2,390
直接持込	対前年増減	63	▲419	▲2,068	1,570	▲103	78	▲2,984	2,167	▲42	▲315
	対前年比	101.4%	90.7%	49.4%	177.8%	97.1%	102.2%	16.3%	473.6%	98.5%	88.4%
	ごみ総排出量	24,209	24,781	23,899	23,066	23,255	23,375	23,890	21,701	21,170	20,421
人口(9月末現在)(人)	人口(9月末現在)(人)	69,584	68,588	67,792	67,008	65,962	65,015	64,112	63,159	62,232	61,313
	1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)	953.2	987.2	965.8	943.1	965.9	982.3	1,020.9	941.4	932.0	910.0

※ 平成27年度、令和元年度、令和5年度は、1年366日で1人1日あたりごみ排出量を算出している。

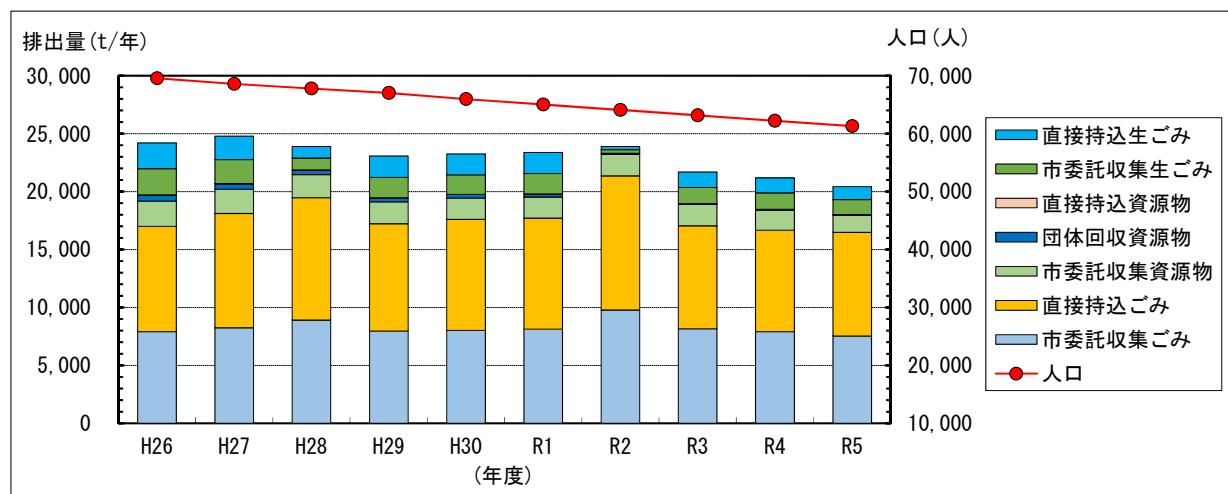


図 2-1-2 ごみ総排出量の推移

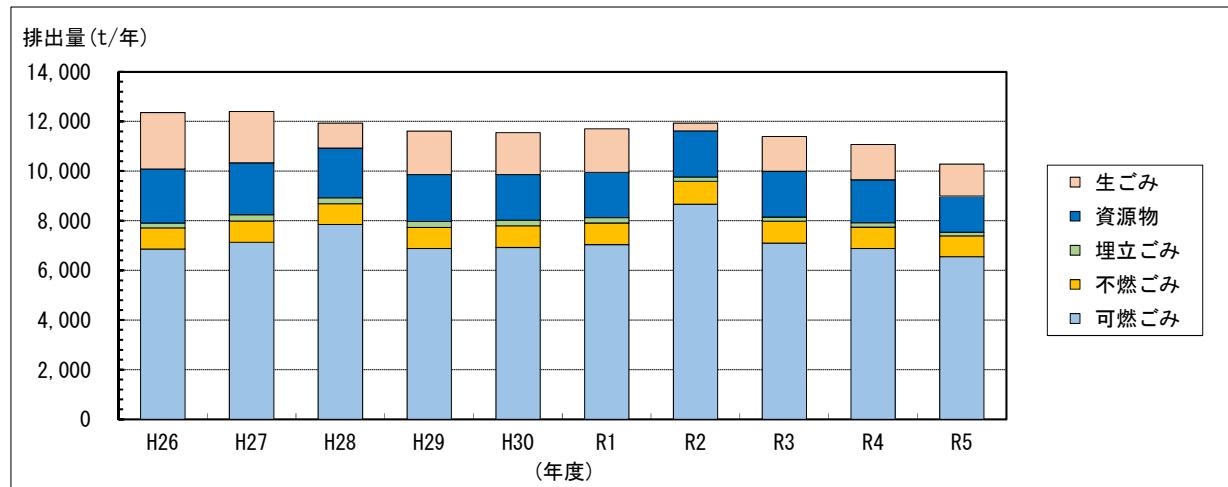
ア. 市委託収集ごみ排出量

市委託収集ごみ^{*}排出量は表 2-1-7 及び図 2-1-3 に示すとおり、令和 2 年度までは横這い傾向で推移していたが、以降は減少傾向で推移しており、令和 5 年度には 10,283t/年となっている。内訳をみると、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は令和 2 年度以降、埋立ごみの排出量は平成 27 年度以降減少傾向で推移しており、資源物及び生ごみの排出量は、全体的に減少傾向で推移している。なお、令和 2 年度の生ごみの排出量が少ないので、バイオマス資源化センターが機器の故障で、可燃ごみとして処理したことによるものと考えられる。加えて、令和 2 年度以降のコロナ禍の影響により、市民の生活様式が変化したことが、生ごみの排出量の減少につながっていると考えられる。

表 2-1-7 市委託収集ごみ排出量の推移

(単位:t/年)

項目 \ 年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
可燃ごみ	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551
不燃ごみ	850	858	838	854	867	867	923	877	865	836
空き缶	178	172	172	171	171	168	184	178	176	169
缶以外のカナモノ	105	111	108	113	131	135	159	143	129	124
びん・ペットボトル	549	557	541	553	549	547	561	540	546	527
有害物	18	18	18	17	17	17	20	17	15	16
埋立ごみ	194	252	238	234	233	219	184	169	175	143
資源物	2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470
紙類	1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207
布類	252	251	229	219	216	220	254	234	211	190
リターナブルびん	38	37	36	37	39	59	61	52	45	40
発泡スチロール	39	35	33	33	32	33	34	33	34	33
生ごみ	2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283
合計	12,358	12,396	11,934	11,610	11,546	11,701	11,928	11,398	11,076	10,283



※ 市委託収集ごみとは、ごみステーションから収集・運搬される生活系ごみのこと。

図 2-1-3 市委託収集ごみ排出量の推移

イ. 直接持込ごみ排出量

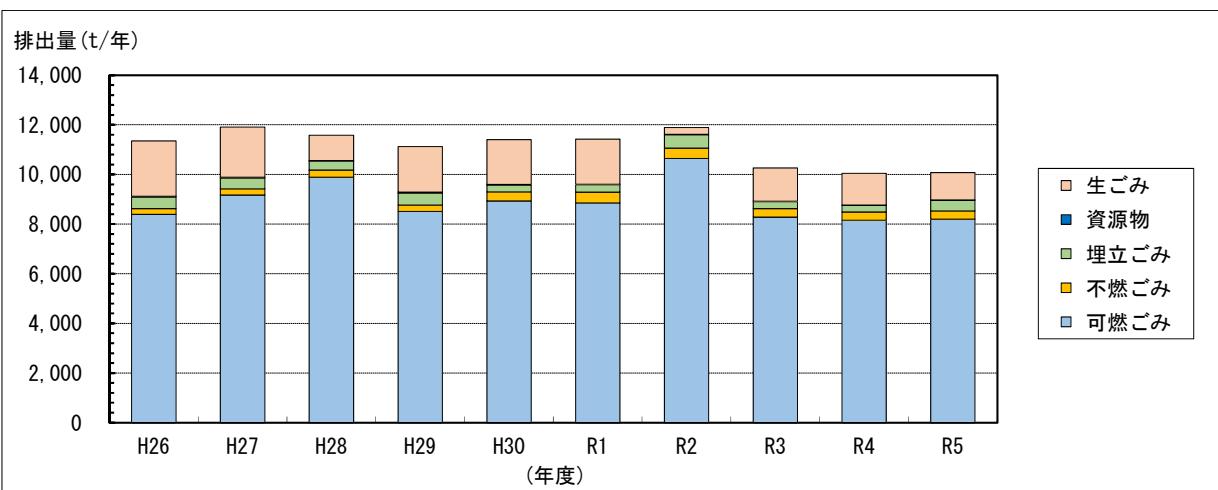
直接持込ごみ*排出量は表2-1-8及び図2-1-4、内訳は表2-1-9及び図2-1-5に示すとおり、令和2年度まで横這い傾向で推移、令和3年度に大幅に減少しているが、令和5年度でやや増加し10,079t/年となっている。内訳をみると、可燃ごみの排出量は直接持込ごみの総量とほぼ同じ傾向で推移、不燃ごみの排出量は令和元年度以降減少傾向、埋立ごみは災害による令和2年度と令和5年度を除き減少傾向で推移している。資源物及び生ごみの排出量は、全体的に減少傾向で推移している。

なお、令和2年度の生ごみの排出量が少ないので、市委託収集ごみ排出量と同様に、バイオマス資源化センターが機器の故障で生ごみの受入を行わなかったためであり、可燃ごみとして持ち込まれたものと考えられる。加えて、令和2年度以降はコロナ禍の影響により、事業活動が制限されたほか、市民の外出先での飲食の機会が減少したこと、生ごみ（とくに事業系生ごみ）の減少につながっているものと考えられる。

表2-1-8 直接持込ごみ排出量の推移

(単位:t/年)

項目 年 度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
可燃ごみ	8,401	9,174	9,886	8,509	8,937	8,850	10,649	8,278	8,153	8,194
不燃ごみ	221	246	289	265	359	438	417	351	339	341
空き缶、缶以外の カナモノ	137	171	212	193	240	279	312	238	213	217
びん・ペットボトル	77	67	71	67	114	152	96	107	122	119
有害物	7	8	7	6	5	7	9	6	5	5
埋立ごみ	472	442	366	487	285	305	531	271	256	423
資源物	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14
発泡スチロール	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14
生ごみ	2,230	2,028	1,015	1,840	1,799	1,811	272	1,340	1,279	1,107
合 計	11,348	11,914	11,578	11,123	11,400	11,424	11,889	10,262	10,044	10,079



* 直接持込ごみとは、日田市清掃センターに直接持込まれる生活系自己搬入ごみと、事業系の許可収集ごみ及び事業系自己搬入ごみのこと。

図2-1-4 直接持込ごみ排出量の推移

表2-1-9 直接持込ごみ排出量の内訳

(単位:t/年)

項目 \ 年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
生活系自己搬入ごみ	1,591	1,668	1,510	1,623	1,550	1,618	1,983	1,727	1,563	1,691
可燃ごみ	1,225	1,305	1,238	1,278	1,271	1,327	1,613	1,455	1,299	1,322
不燃ごみ	117	150	191	170	224	263	301	231	215	210
空き缶、缶以外のカナモノ	104	135	172	151	201	235	268	204	187	185
びん・ペットボトル	11	12	16	16	20	23	27	24	24	21
有害物	2	3	3	3	3	5	6	3	4	4
埋立ごみ	248	210	80	174	54	28	69	41	48	159
資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ	1	3	1	1	1	0	0	0	1	0
許可収集ごみ	7,617	7,733	7,678	7,016	7,331	7,403	7,765	6,406	6,482	6,253
可燃ごみ	5,233	5,611	6,421	4,898	5,223	5,251	7,176	4,761	4,913	4,860
不燃ごみ	60	48	50	50	93	131	71	85	95	97
空き缶、缶以外のカナモノ	1	0	1	4	2	5	6	2	1	1
びん・ペットボトル	56	45	47	44	90	125	63	81	93	95
有害物	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1
埋立ごみ	134	74	174	212	200	193	227	200	181	178
資源物	24	24	22	22	20	20	20	22	17	13
生ごみ	2,166	1,976	1,011	1,834	1,795	1,808	271	1,338	1,276	1,105
事業系自己搬入ごみ	2,141	2,513	2,391	2,483	2,518	2,402	2,141	2,126	2,001	2,136
可燃ごみ	1,943	2,258	2,227	2,332	2,443	2,272	1,860	2,061	1,941	2,012
不燃ごみ	45	48	49	47	41	45	46	35	30	35
空き缶、缶以外のカナモノ	32	36	39	38	36	40	38	33	25	31
びん・ペットボトル	11	10	8	8	4	4	6	2	5	4
有害物	2	2	2	1	1	1	2	0	0	0
埋立ごみ	90	158	112	100	31	83	235	29	27	85
資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ	63	49	3	4	3	2	0	1	3	4
合計	11,349	11,914	11,579	11,122	11,399	11,423	11,889	10,259	10,046	10,080

※ 端数調整の関係で内訳と合計または表2-1-8と数値が合わない場合がある。

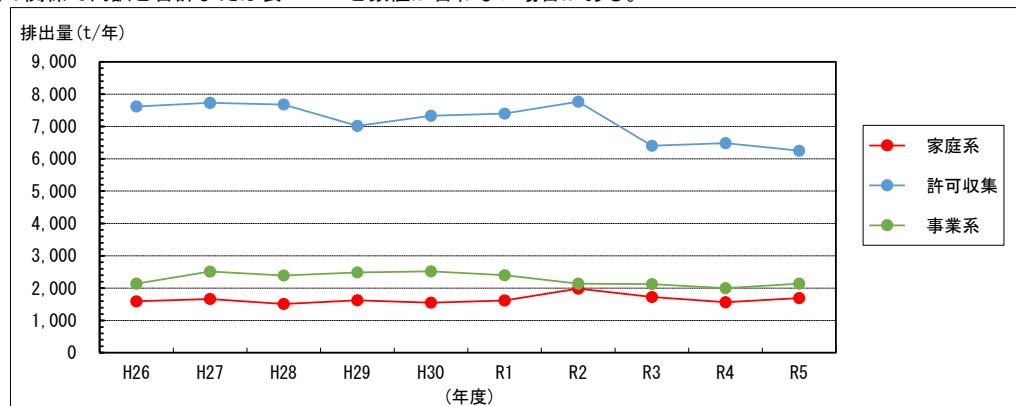


図2-1-5 直接持込ごみ排出量の内訳

ウ. 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量は表2-1-10及び図2-1-6に示すとおり、令和2年度までは横這い傾向で推移していたが、令和2年度以降は減少傾向で推移しており、令和5年度には11,974t/年となっている。内訳をみると、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は、令和2年度以降減少傾向、資源物及び生ごみの排出量は、全体的に減少傾向で推移している。令和2年度は、バイオマス資源化センターが機器の故障により生ごみの搬入を行わなかったため、他年度に比べ、生ごみの排出量が少なく、可燃ごみの排出量が多くなっている。また、埋立ごみの排出量は、令和4年度までは全体的に減少傾向であったが、令和5年度は増加している。

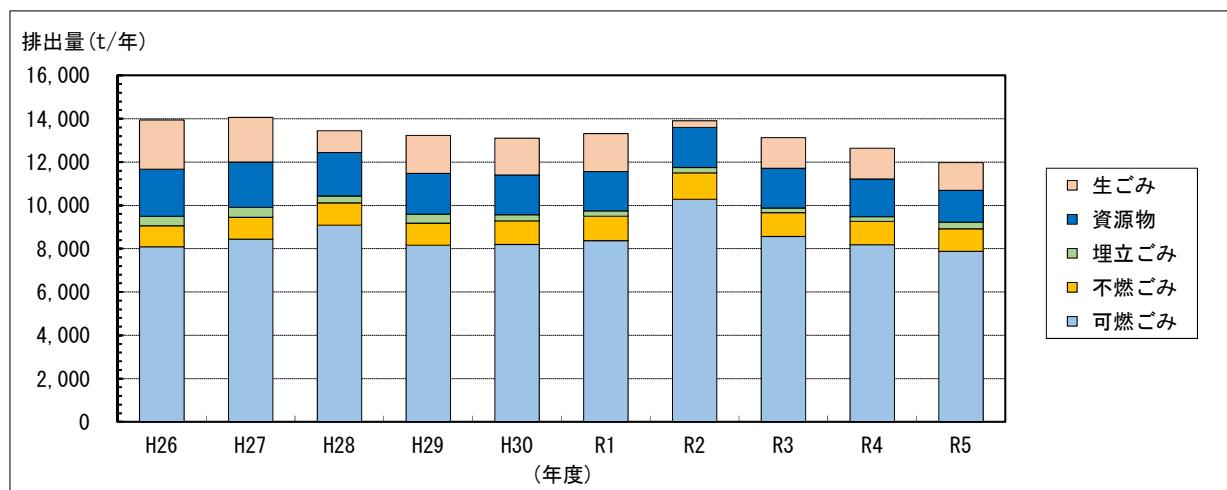


図2-1-6 生活系ごみ排出量の推移

表2-1-10 生活系ごみ排出量

(単位:t/年)

年 度 項 目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
市委託収集ごみ	12,358	12,396	11,934	11,610	11,546	11,701	11,928	11,398	11,076	10,283
可燃ごみ	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551
不燃ごみ	850	858	838	854	867	867	923	877	865	836
空き缶	178	172	172	171	171	168	184	178	176	169
缶以外のカナモノ	105	111	108	113	131	135	159	143	129	124
びん・ペットボトル	549	557	541	553	549	547	561	540	546	527
有害物	18	18	18	17	17	17	20	17	15	16
埋立ごみ	194	252	238	234	233	219	184	169	175	143
資源物	2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470
紙類	1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207
布類	252	251	229	219	216	220	254	234	211	190
リターナブルびん	38	37	36	37	39	59	61	52	45	40
発泡スチロール	39	35	33	33	32	33	34	33	34	33
生ごみ	2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283
生活系自己搬入ごみ (直接持込ごみ)	1,591	1,668	1,510	1,623	1,550	1,618	1,983	1,727	1,563	1,691
可燃ごみ	1,225	1,305	1,238	1,278	1,271	1,327	1,613	1,455	1,299	1,322
不燃ごみ	117	150	191	170	224	263	301	231	215	210
空き缶、缶以外のカナモノ	104	135	172	151	201	235	268	204	187	185
びん・ペットボトル	11	12	16	16	20	23	27	24	24	21
有害物	2	3	3	3	3	5	6	3	4	4
埋立ごみ	248	210	80	174	54	28	69	41	48	159
資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ	1	3	1	1	1	0	0	0	1	0
生活系ごみ合計	13,949	14,064	13,444	13,233	13,096	13,319	13,911	13,125	12,639	11,974
可燃ごみ	8,088	8,439	9,082	8,157	8,194	8,369	10,275	8,559	8,177	7,873
不燃ごみ	967	1,008	1,029	1,024	1,091	1,130	1,224	1,108	1,080	1,046
空き缶、缶以外のカナモノ	387	418	452	435	503	538	611	525	492	478
びん・ペットボトル	560	569	557	569	569	570	588	564	570	548
有害物	20	21	21	20	20	22	26	20	19	20
埋立ごみ	442	462	318	408	287	247	253	210	223	302
資源物	2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470
紙類	1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207
布類	252	251	229	219	216	220	254	234	211	190
リターナブルびん	38	37	36	37	39	59	61	52	45	40
発泡スチロール	39	35	33	33	32	33	34	33	34	33
生ごみ	2,277	2,062	1,005	1,750	1,688	1,753	308	1,407	1,427	1,283

※ 端数調整の関係で内訳と合計または表2-1-6と数値が合わない場合がある。

工. 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は表2-1-11及び図2-1-7に示すとおり、令和2年度までは横這い傾向で推移していたが、以降はやや減少傾向で推移しており、令和5年度には8,389t/年となっている。内訳をみると、可燃ごみの排出量は令和3年度で大きく減少したが、その後やや増加している。令和2年度は生活系ごみ排出量と同様、バイオマス資源化センターが機器の故障で生ごみの搬入を行わなかったため、他年度に比べ、生ごみの排出量が少なく、可燃ごみの排出量が多くなっている。不燃ごみの排出量は令和元年度に著しく多く、それ以降はやや増加傾向で推移している。埋立ごみの排出量は令和2年度を除き全体的に横這い傾向、資源物及び生ごみの排出量は全体的に減少傾向で推移している。

表2-1-11 事業系ごみ排出量

(単位:t/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
許可収集ごみ (直接持込ごみ)		7,617	7,733	7,678	7,016	7,331	7,403	7,765	6,406	6,482	6,253
可燃ごみ		5,233	5,611	6,421	4,898	5,223	5,251	7,176	4,761	4,913	4,860
不燃ごみ		60	48	50	50	93	131	71	85	95	97
空き缶、缶以外の カナモノ		1	0	1	4	2	5	6	2	1	1
びん・ペットボトル		56	45	47	44	90	125	63	81	93	95
有害物		3	3	2	2	1	1	2	2	1	1
埋立ごみ		134	74	174	212	200	193	227	200	181	178
資源物		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13
発泡スチロール		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13
生ごみ		2,166	1,976	1,011	1,834	1,795	1,808	271	1,338	1,276	1,105
事業系自己搬入ごみ (直接持込ごみ)		2,141	2,513	2,391	2,483	2,518	2,402	2,141	2,126	2,001	2,136
可燃ごみ		1,943	2,258	2,227	2,332	2,443	2,272	1,860	2,061	1,941	2,012
不燃ごみ		45	48	49	47	41	45	46	35	30	35
空き缶、缶以外の カナモノ		32	36	39	38	36	40	38	33	25	31
びん・ペットボトル		11	10	8	8	4	4	6	2	5	4
有害物		2	2	2	1	1	1	2	0	0	0
埋立ごみ		90	158	112	100	31	83	235	29	27	85
資源物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発泡スチロール		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ		63	49	3	4	3	2	0	1	3	4
事業系ごみ合計		9,758	10,246	10,069	9,499	9,849	9,805	9,906	8,532	8,483	8,389
可燃ごみ		7,176	7,869	8,648	7,230	7,666	7,523	9,036	6,822	6,854	6,872
不燃ごみ		105	96	99	97	134	h	117	120	125	132
空き缶、缶以外の カナモノ		33	36	40	42	38	45	44	35	26	32
びん・ペットボトル		67	55	55	52	94	129	69	83	98	99
有害物		5	5	4	3	2	2	4	2	1	1
埋立ごみ		224	232	286	312	231	276	462	229	208	263
資源物		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13
発泡スチロール		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13
生ごみ		2,229	2,025	1,014	1,838	1,798	1,810	271	1,339	1,279	1,109

※ 端数調整の関係で内訳と合計または表2-1-6との数値が合わない場合がある。

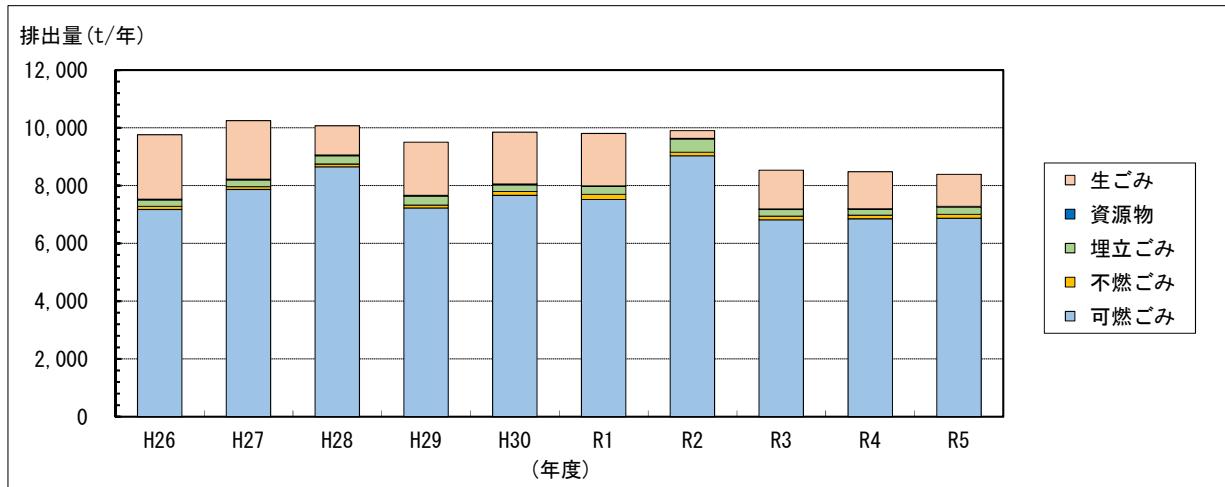


図 2-1-7 事業系ごみ排出量の推移

才. 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量の推移は表2-1-12及び図2-1-8に示すとおり、令和2年度をピークに、以降はやや減少傾向で推移しており、令和5年度には910.0g/人・日となっている。

表 2-1-12 1人1日あたりのごみ排出量の推移

(単位: g/人・日)

項目 \ 年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
日田市	953.2	987.2	965.8	943.1	965.9	982.3	1,020.9	941.4	932.0	910.0

※ 平成27年度、令和元年度、令和5年度は、1年366日で1人1日あたりのごみ排出量を算出している。

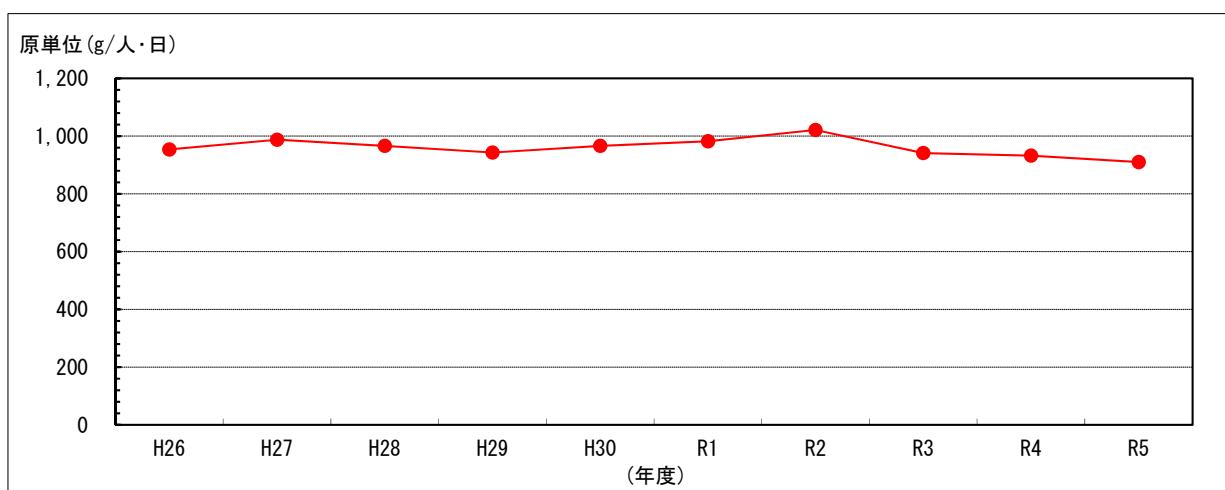


図 2-1-8 1人1日あたりのごみ排出量の推移

◆1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりどのくらいの量のごみが排出されているのかを表すものである。

1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)

$$= \text{ごみ総排出量 (t/年)} \times 10^6 \div \text{人口 (人)} \div 365 \text{または} 366 \text{ (日/年)}$$

① 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日あたりのごみ排出量と全国平均等との比較は、表2-1-13及び図2-1-9に示すとおりである。

令和5年度における本市の1人1日あたりのごみ排出量は、大分県平均よりやや多く、全国平均と比較すると63g/人・日多い状況である。また、全国平均は減少傾向で推移しているものの、大分県では令和元年度以降、本市では令和2年度以降減少傾向で推移している。

表2-1-13 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

(単位:g/人・日)

項目\年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
日田市	953	987	972	904	972	988	1029	950	942	914
大分県	957	942	934	936	948	962	950	946	937	906
全国	947	939	925	920	919	918	901	890	880	851

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

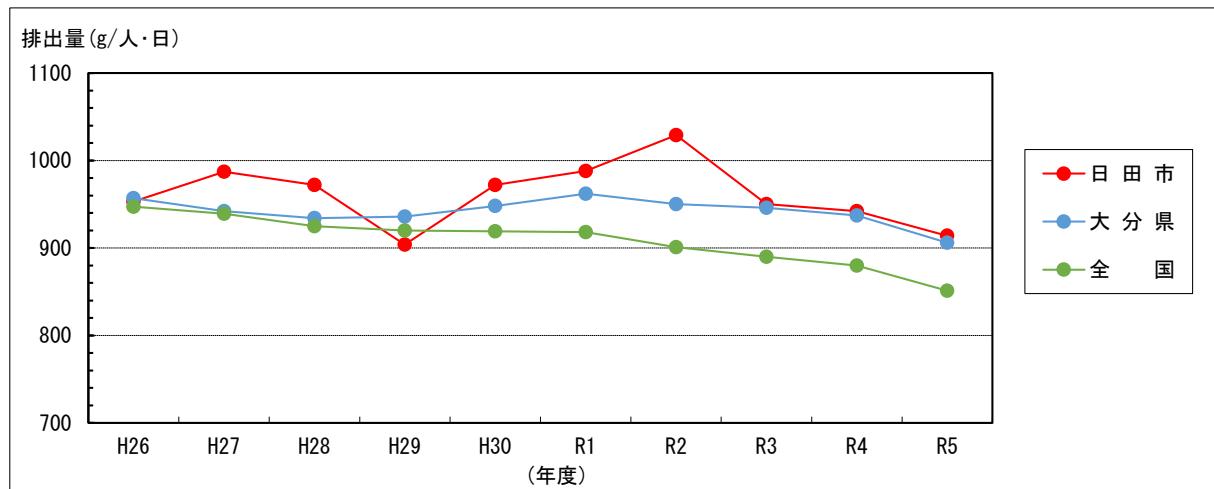


図2-1-9 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

② 1人1日あたりのごみ排出量の県内の自治体との比較

県内の自治体における1人1日あたりのごみ排出量は、表2-1-14及び図2-1-10に示すとおりである。

本市の1人1日あたりのごみ排出量について、大分県平均と比較すると、生活系ごみ排出量は少ないものの、事業系ごみ排出量が多いことから、合計したごみ排出量は大分県平均よりも多く、大分県内の18市町村の中でも4番目の942g/人・日となっている。

表2-1-14 県内の自治体における1人1日あたりのごみ排出量

(単位:g/人・日)

順位	市町村	合計	生活系	事業系
1	別府市	1,161	656	505
2	佐伯市	1,008	752	256
3	宇佐市	947	604	343
4	日田市	942	569	373
5	豊後大野市	938	617	321
6	中津市	926	646	281
7	大分市	926	647	279
8	津久見市	912	748	164
9	豊後高田市	907	578	329
10	臼杵市	900	629	271
11	国東市	886	592	294
12	姫島村	857	857	0
13	竹田市	854	568	286
14	玖珠町	837	591	245
15	日出町	806	573	233
16	由布市	764	599	165
17	九重町	731	481	251
18	杵築市	713	540	174
-	大分県平均	937	636	301

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査結果（令和4年度）

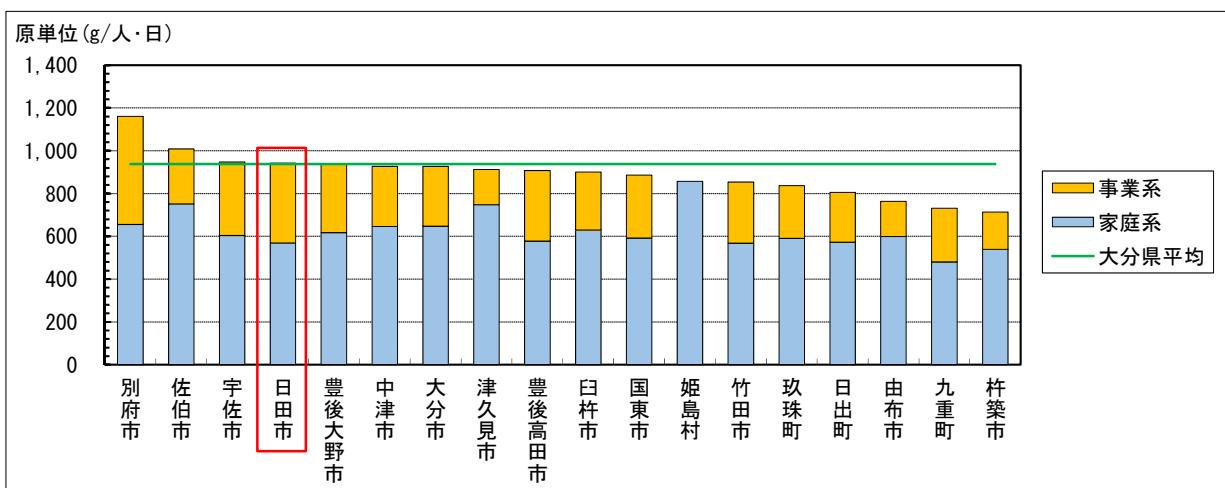


図2-1-10 県内の自治体における1人1日あたりのごみ排出量

③ 1人1日あたりの市委託収集ごみ排出量

1人1日あたりの市委託収集ごみ排出量の推移は表2-1-15及び図2-1-11に示すとおり、令和4年度までは横這い傾向で推移していたが、令和5年度には減少し458.2g/人・日となっている。内訳をみると、可燃ごみ及び埋立ごみは全体的に横這い傾向、不燃ごみは全体的に増加傾向、資源物及び生ごみは全体的に減少傾向で推移している。令和2年度はバイオマス資源化センターが機器の故障により生ごみの搬入を行わなかったため、他年度に比べ、生ごみの排出量が少なく、可燃ごみの排出量が多くなっている。

表2-1-15 1人1日あたりの市委託収集ごみ排出量の推移

(単位:g/人・日)

項目\年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
可燃ごみ	270.2	284.2	317.0	281.3	287.5	295.9	370.2	308.2	302.8	291.9
不燃ごみ	33.5	34.2	33.9	34.9	36.0	36.4	39.4	38.0	38.1	37.3
空き缶	7.0	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.9	7.7	7.7	7.5
缶以外のカナモノ	4.1	4.4	4.4	4.6	5.4	5.7	6.8	6.2	5.7	5.5
びん・ペットボトル	21.6	22.2	21.9	22.6	22.8	23.0	24.0	23.4	24.0	23.5
有害物	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7
埋立ごみ	7.6	10.0	9.6	9.6	9.7	9.2	7.9	7.3	7.7	6.4
資源物	85.6	83.4	81.2	77.4	76.3	76.5	79.1	79.9	76.3	65.5
紙類	72.7	70.5	69.1	65.6	64.3	63.4	64.2	66.1	63.4	53.8
布類	9.9	10.0	9.3	9.0	9.0	9.2	10.9	10.2	9.3	8.5
リターナブルびん	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	2.5	2.6	2.3	2.0	1.8
発泡スチロール	1.5	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.5	1.4	1.5	1.5
生ごみ	89.6	82.0	40.6	71.5	70.1	73.7	13.2	61.0	62.8	57.2
合計	486.6	493.8	482.3	474.7	479.6	491.7	509.7	494.4	487.6	458.2

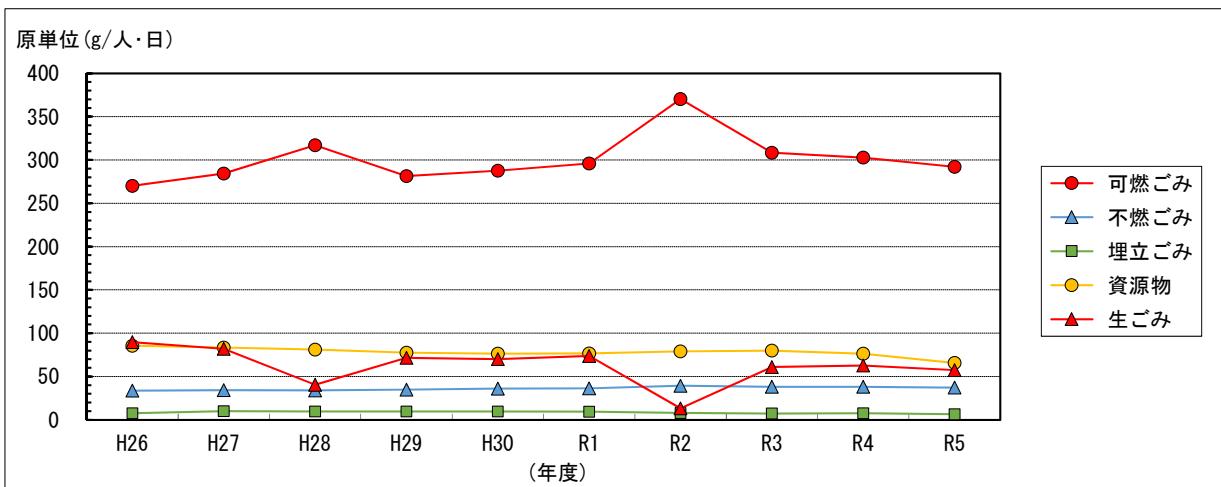


図2-1-11 1人1日あたりの市委託収集ごみ排出量の推移

(6) 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成率（重量比）は、表2-1-16及び図2-1-12に示すとおり「紙、布類」が最も多く、続いて「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が多く、これらで全体の8割程度を占めている。また、本市では、生ごみの分別収集を行っているため、比較的厨芥類の割合が少ないことが特徴となっている。なお、令和2年度は、バイオマス資源化センターが機器の故障により生ごみの搬入を行わなかったため、他年度に比べ、厨芥類の割合が多くなっている。

表2-1-16 可燃ごみの組成率（重量比）

項目	組成率										
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	平均
紙、布類	47.8%	54.7%	46.6%	45.0%	43.9%	49.6%	43.9%	55.9%	59.0%	48.2%	49.5%
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革	37.5%	26.7%	30.1%	30.1%	25.0%	34.2%	19.7%	24.4%	24.9%	36.7%	28.9%
木、竹、わら類	6.3%	4.8%	9.3%	10.2%	17.9%	6.6%	5.8%	10.7%	9.3%	6.8%	8.8%
厨芥類	5.6%	9.9%	10.5%	11.7%	11.5%	6.4%	23.1%	7.9%	4.6%	5.9%	9.7%
不燃物類	1.2%	0.7%	1.3%	1.7%	0.4%	0.9%	4.5%	0.4%	0.7%	1.2%	1.3%
その他	1.6%	3.2%	2.2%	1.3%	1.3%	2.3%	3.0%	0.8%	1.6%	1.3%	1.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 清掃センター調べ

※2 組成率は年4回の組成調査の平均値（令和元年度までは年8回の組成調査の平均値）

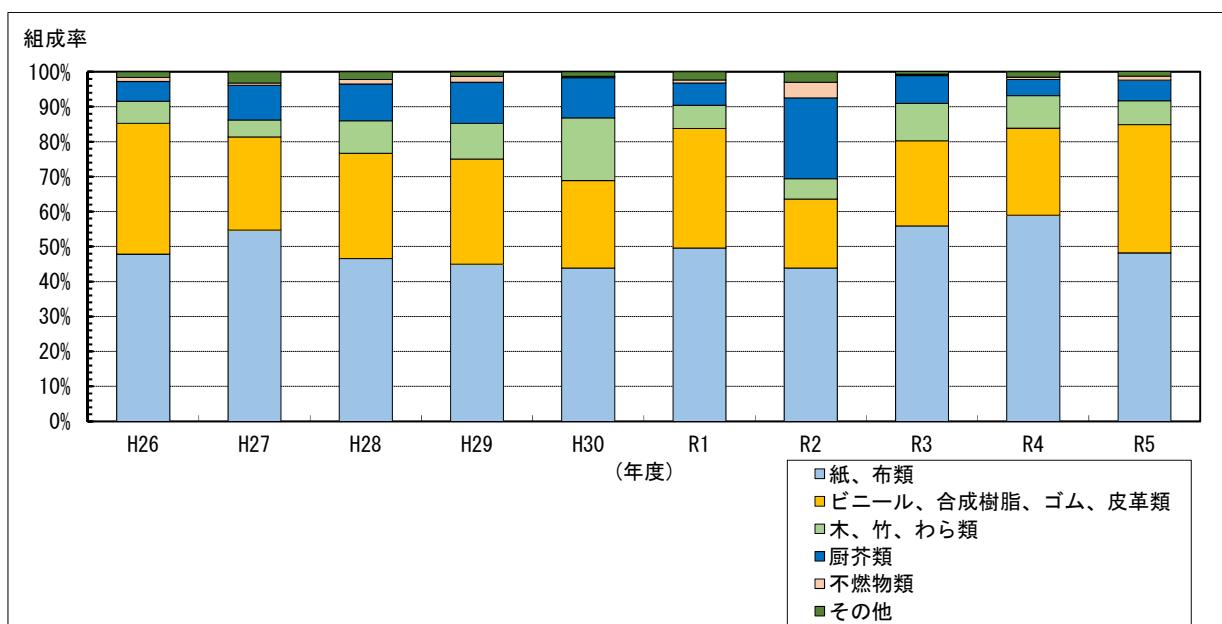


図2-1-12 可燃ごみの組成率（重量比）

(7) 資源化の現状

ア. ごみの再資源化（リサイクル率）

リサイクル率の推移は表2-1-17及び図2-1-13のとおり、令和3年度までは横這い傾向で推移していたが、令和4年度には減少し令和5年度には17.3%となっている。

表2-1-17 リサイクル率の推移

(単位:t/年)

項目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
総排出量	24,209	24,781	23,899	23,066	23,255	23,375	23,890	21,701	21,170	20,421
総資源化量	4,894	4,753	4,544	4,610	4,545	4,512	3,990	4,176	3,935	3,528
生ごみ資源化	1,100	1,078	804	1,058	996	972	518	885	839	785
紙類	2,347	2,256	2,124	1,965	1,895	1,820	1,665	1,644	1,571	1,326
布類	330	325	296	273	265	264	286	262	250	219
リターナブルびん	129	109	95	79	75	70	63	53	46	41
発泡スチロール	77	72	68	66	64	64	56	56	52	49
アルミ缶	53	49	49	49	52	60	94	91	87	81
スチール缶	124	115	115	115	121	114	94	91	87	81
びん	242	219	431	428	400	422	407	377	322	288
ペットボトル	147	142	161	156	204	234	228	229	236	227
乾電池	20	19	21	19	16	22	21	0	0	21
蛍光灯・体温計	9	14	9	10	8	10	10	0	0	8
2級鉄	289	330	345	361	422	433	518	464	419	379
焼却鉄屑	27	25	26	31	27	27	30	24	26	23
リサイクル率	20.2%	19.2%	19.0%	20.0%	19.5%	19.3%	16.7%	19.2%	18.6%	17.3%

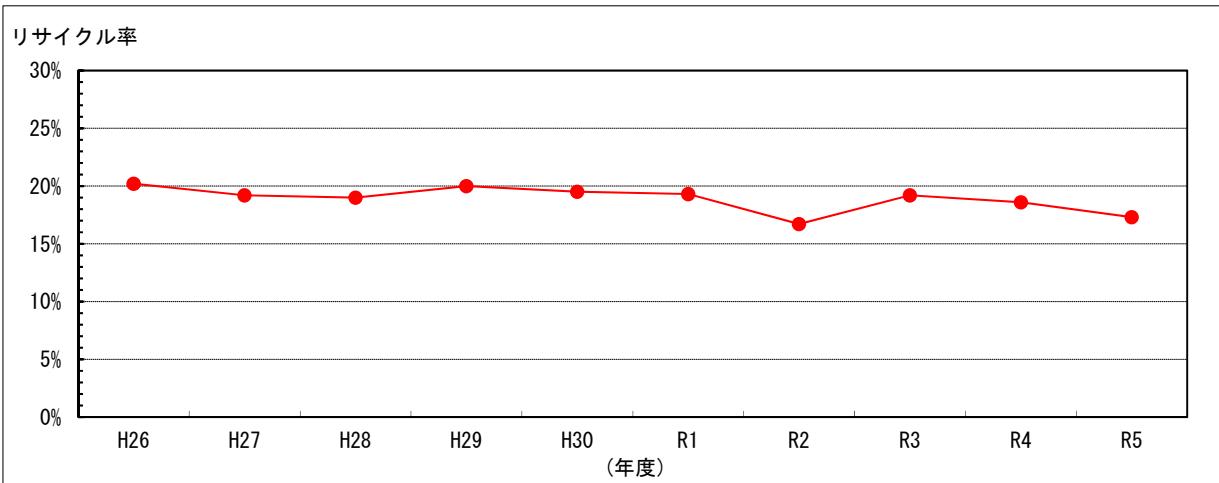


図2-1-13 リサイクル率の推移

イ. 団体回収資源物量

ア. の表 2-1-17 の総排出量及び総資源化量には、市の収集したものの他、団体回収資源物も含まれており、それについては、表 2-1-18 及び図 2-1-14 に示すとおりである。

子供会等の資源回収団体登録数は、減少傾向で推移している。団体回収資源物量は減少傾向で推移しており、特に令和 2 年度のコロナ禍以降は団体回収資源物量が大幅に減少し、令和 5 年度には 59t/年となっている。これは、ペーパーレス化の進展による紙類（新聞紙、雑がみ等）の排出量の減少に加え、団体回収されていた資源物が、コロナ禍以降、市委託収集や民間事業者が設置した BOX で回収されるようになったためと考えられる。

表 2-1-18 団体回収資源物量の推移

(単位 : t/年)

項目 \ 年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
資源回収団体登録数	106	101	94	85	80	68	57	46	45	36
紙類	379	367	300	267	249	218	64	37	45	52
布類	19	19	15	14	13	10	4	2	3	4
リターナブルびん	91	72	59	42	36	11	2	1	1	1
アルミ缶	14	13	13	11	12	11	2	1	1	2
合計	503	471	387	333	309	250	73	41	50	59

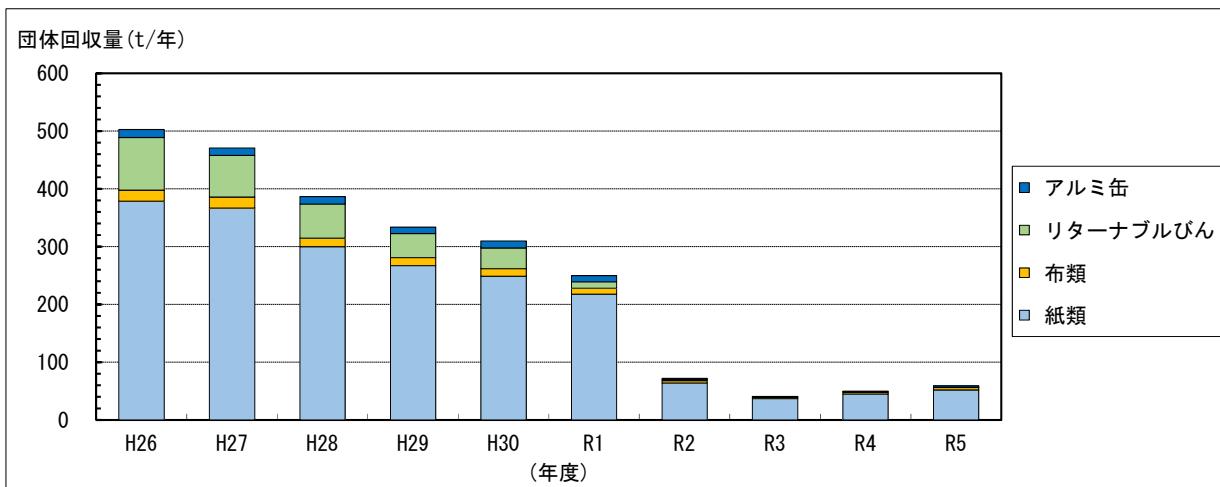


図 2-1-14 団体回収資源物量の推移

ウ. 事業者の拠点回収等による再資源化

民間事業者が実施しているスーパー等での店頭回収やリサイクル BOX 設置等により回収する資源物の量や種類については明らかではないため、今後、報告等により実態把握に努める。

エ. リサイクル率の県内の自治体との比較

県内の自治体におけるリサイクル率は、表2-1-19及び図2-1-15に示すとおりである。

令和4年度における本市のリサイクル率は、大分県平均よりも高く、大分県内で3番目に高い数値となっている。

表2-1-19 県内の自治体におけるリサイクル率

(単位: %)

順位	市町村	リサイクル率
1	津久見市	35.6
2	佐伯市	22.1
3	日田市	18.8
4	中津市	18.1
5	大分市	16.1
6	豊後大野市	12.4
7	国東市	12.3
8	臼杵市	11.5
9	豊後高田市	11.0
10	竹田市	10.8
11	宇佐市	10.4
12	日出町	9.4
13	別府市	8.2
14	杵築市	7.9
15	由布市	7.2
16	九重町	6.3
17	玖珠町	5.8
18	姫島村	1.6
-	大分県平均	14.5

※ 資料: 一般廃棄物処理実態調査結果(令和4年度)のリサイクル率R'

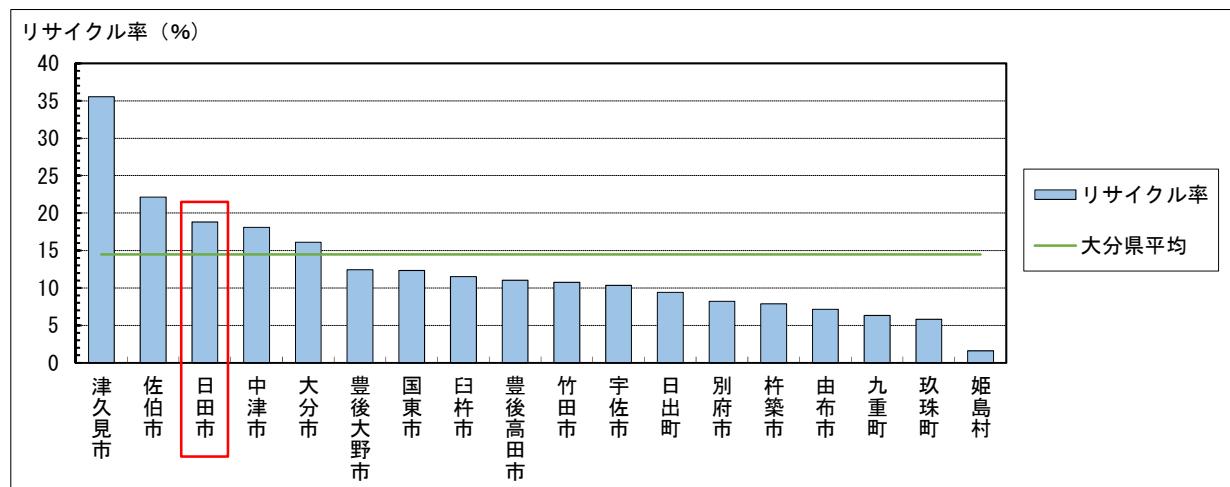


図2-1-15 県内の自治体におけるリサイクル率

(8) 中間処理の現状

ア. 焼却施設・再資源化物ストックヤード（日田市清掃センター）

① 処理施設の概要

日田市清掃センターは、可燃物の焼却処理及び金属類等の保管を行う施設である。

当施設については、適切な補修・整備を実施していることから、施設を構成する各設備は比較的良好な状態であり、日常管理の状況や公害防止に関する定期分析結果等についても、法定基準値や施設の計画値を満足しているため、特に故障は認められないと精密機能検査で報告されている。しかしながら、当施設は竣工から34年経過しており、施設自身の老朽化により補修費が増加すると予測され、全国的な焼却施設の供用期間が20～30年間程度であることを鑑みると、施設更新の時期を迎えている。

表2-1-20 日田市清掃センターの概要

施設設置及び管理者	日田市
所 在 地	日田市緑町1丁目5-1
敷 地 面 積	44,000 m ²
処 理 方 式	准連続燃焼方式（流動床式）
処 理 能 力	90 t/日 (45 t/16 h × 2炉)
ス ト ッ ク ヤ ー ド	有害物（乾電池・蛍光灯・体温計） 空き缶・小型金属・大型金属 びん、ペットボトル・資源物（紙類・布類）
建 築 年 度	着工：昭和63年6月 竣工：平成2年3月 【大規模改修：平成9年12月～平成11年3月】
総 事 業 費	総事業費：2,995,945千円 当初建設費：1,993,300千円 大規模改修費：1,002,645千円
	
資料：日田市ホームページ	

② 焼却処理量等

焼却処理量等の推移は表2-1-21及び図2-1-16、中間処理後再生利用量等の推移は表2-1-22及び図2-1-17(1)(2)(3)に示すとおりである。

日田市清掃センターに搬入された可燃物のうち、資源化可能な紙類及び布類は選別し、資源化している。また、焼却残渣及び固化灰の発生率である残渣発生率は、10~11%程度となっている。なお、平成29年度及び令和2年度に焼却残渣量が増加しているのは、豪雨災害による災害廃棄物を受け入れたことによるものである。

表2-1-21 焼却処理量等の推移

(単位:t/年)

項目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
搬入量	15,264	16,308	17,730	15,387	15,860	15,892	19,311	15,381	15,031	14,745
紙類 (清掃センター持込分)	122	119	113	94	98	93	98	84	85	67
布類 (清掃センター持込分)	59	55	52	40	36	34	28	26	36	25
焼却処理量	15,083	16,134	17,565	15,253	15,726	15,765	19,185	15,271	14,910	14,653
焼却残渣量	390	396	392	579	400	401	614	439	432	415
固化灰量	1,225	1,259	1,304	1,667	1,222	1,187	1,439	1,131	1,145	1,082
残渣量合計	1,615	1,655	1,696	2,246	1,622	1,588	2,053	1,570	1,577	1,497
残渣発生率	10.7%	10.3%	9.7%	14.7%	10.3%	10.1%	10.7%	10.3%	10.6%	10.2%

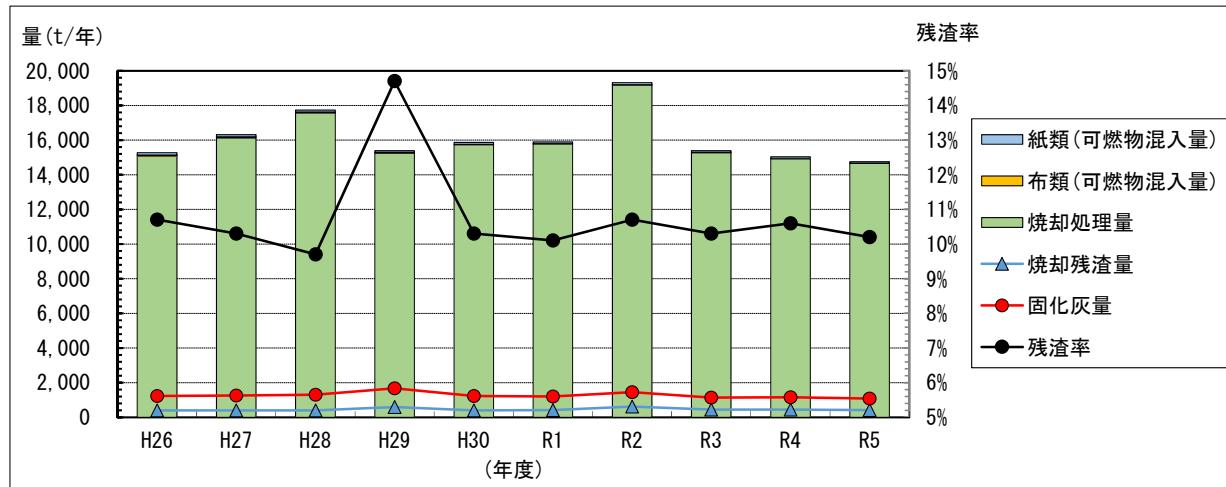


図2-1-16 焼却処理量等の推移

表2-1-22 中間処理後再生利用量等の推移

(単位:t/年)

年 度		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
空き カ缶、 ナ モ缶 ノ以 外	合計	466	494	509	525	595	607	706	646	593	541
	資源化量 アルミ缶	53	49	49	49	52	60	94	91	87	81
	スチール缶	124	115	115	115	121	114	94	91	87	81
びん ・ トル ・ ペ ツ ト ボ	2級鉄 ^{※1}	289	330	345	361	422	433	518	464	419	379
	合計	736	702	658	599	613	672	645	625	631	594
	資源化量 びん ペットボトル	242	219	431	428	400	422	407	377	322	288
有害 物	カレット残渣 ^{※2}	147	142	161	156	204	234	228	229	236	227
	合計	347	341	66	15	9	16	10	19	73	79
	資源化量 乾電池・体温計 蛍光灯	29	33	30	29	24	32	31	28	23	29
不燃 残 渣	不燃残渣	20	19	21	19	16	22	21	21	20	21
	資源化量 蛍光灯	9	14	9	10	8	10	10	7	3	8
	不燃残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 2級鉄とは、缶以外のカナモノから資源化できる鉄のこと。

※2 カレット残渣とは、びん・ペットボトルの資源化不適物のこと。

※3 端数調整の関係で表2-1-18に示す量とは異なる場合がある。

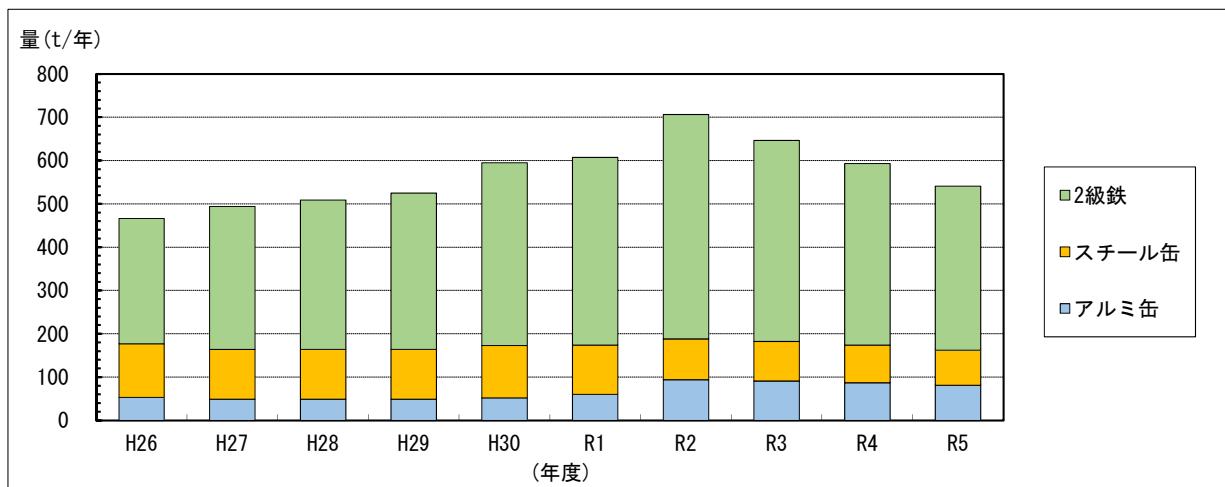


図2-1-17 (1) 中間処理後再生利用量等の推移(空き缶、缶以外のカナモノ)

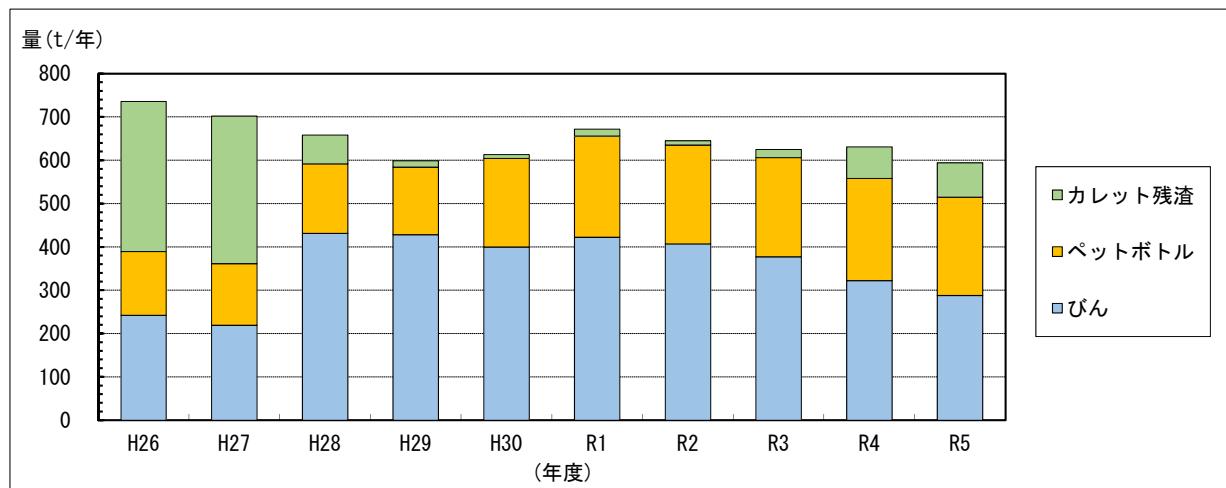


図2-1-17 (2) 中間処理後再生利用量等の推移（びん・ペットボトル）

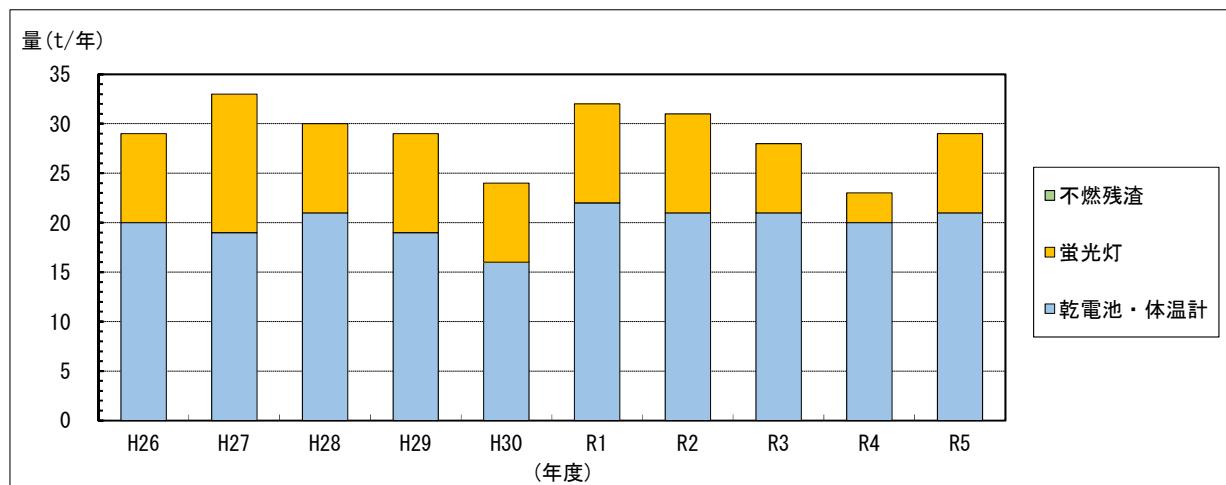


図2-1-17 (3) 中間処理後再生利用量等の推移（有害物）

県内の自治体における1人1日あたりの焼却処理量は、表2-1-23及び図2-1-18に示すとおりである。

本市の1人1日あたりの焼却処理量は大分県平均と比較すると141.9g/人・日少なく、大分県内の18市町村の中で3番目に少なくなっている。

表2-1-23 県内の自治体における1人1日あたりの焼却処理量

(単位: g/人・日)

順位	市町村	1人1日あたりの 焼却処理量
1	別府市	1,060.1
2	佐伯市	918.7
3	姫島村	840.3
4	宇佐市	818.9
5	豊後大野市	805.0
6	玖珠町	798.9
7	大分市	795.2
8	豊後高田市	794.6
9	臼杵市	766.4
10	国東市	758.5
11	中津市	749.4
12	日出町	730.0
13	竹田市	696.6
14	九重町	675.7
15	由布市	665.5
16	日田市	661.7
17	杵築市	657.3
18	津久見市	576.5
-	大分県平均	803.6

資料:一般廃棄物処理実態調査結果(令和4年度)

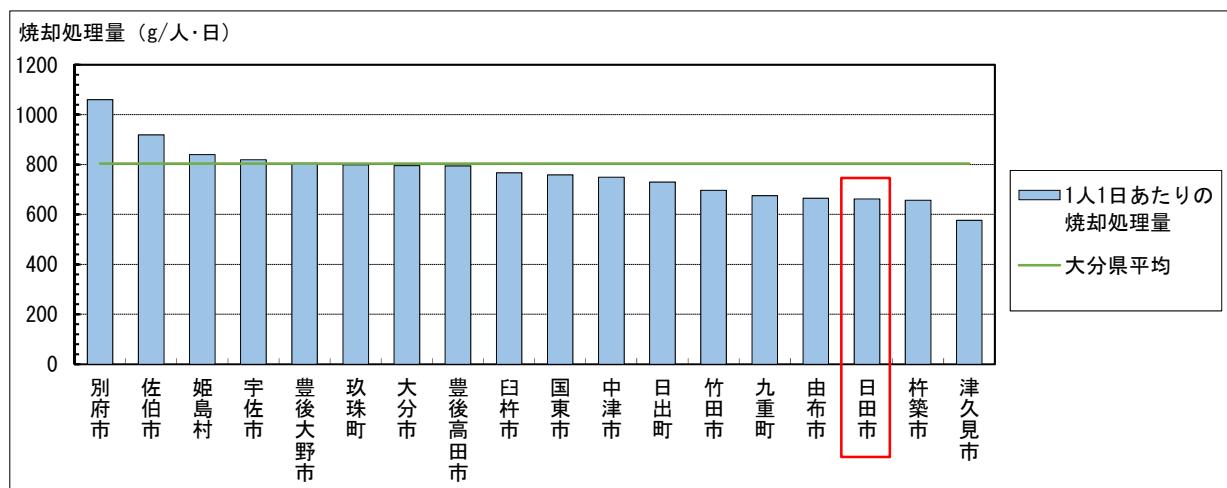


図2-1-18 県内の自治体における1人1日あたりの焼却処理量

イ. バイオマス活用施設（日田市バイオマス資源化センター）

① 処理施設の概要

日田市バイオマス資源化センターは、可燃ごみの約40%を占めていた「生ごみ」と畜産公害問題のひとつとなっている「豚糞尿」を混ぜ合わせて、メタンガスを発生させ、発電や堆肥、液肥として有効利用する施設であり、平成18年4月から稼働している。

なお、農業集落排水汚泥については、平成27年4月から日田市環境衛生センターにおいて処理している。

表2-1-24 日田市バイオマス資源化センターの概要

施設設置及び管理者	日田市
所 在 地	日田市清水町1906番地
敷 地 面 積	15,452 m ²
処 理 方 式	中温湿式メタン発酵
処 理 能 力	80 t/日 $\begin{array}{l} \text{生} \quad \text{ご} \quad \text{み} \quad 24 \text{ t} \\ \text{豚} \quad \text{糞} \quad \text{尿} \quad 50 \text{ t} \\ \text{農業集落排水汚泥} \quad 6 \text{ t} \end{array}$
発 電 能 力	340 kW (170 kW×2台)
建 築 年 度	着工：平成17年5月 竣工：平成18年3月
総 事 業 費	950,000千円

資料：日田市ホームページ

② 処理量等

処理量等の推移は、表2-1-25及び図2-1-19に示すとおりである。

生ごみ処理量は全体的には減少傾向にあり、令和5年度には2,390t/年となっている。また、発電や堆肥として有効利用する生ごみ資源化量についても、全体的に減少しており、令和5年度には785t/年となっている。なお、令和2年度は、バイオマス資源化センターが機器の故障により生ごみの搬入を行わなかったため、生ごみの処理量が非常に少なくなっている。

表2-1-25 処理量の推移

(単位:t/年)

項目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
生ごみ処理量	4,506	4,087	2,019	3,589	3,486	3,564	580	2,747	2,705	2,390
生ごみ資源化量	1,100	1,078	804	1,058	996	972	518	885	839	785

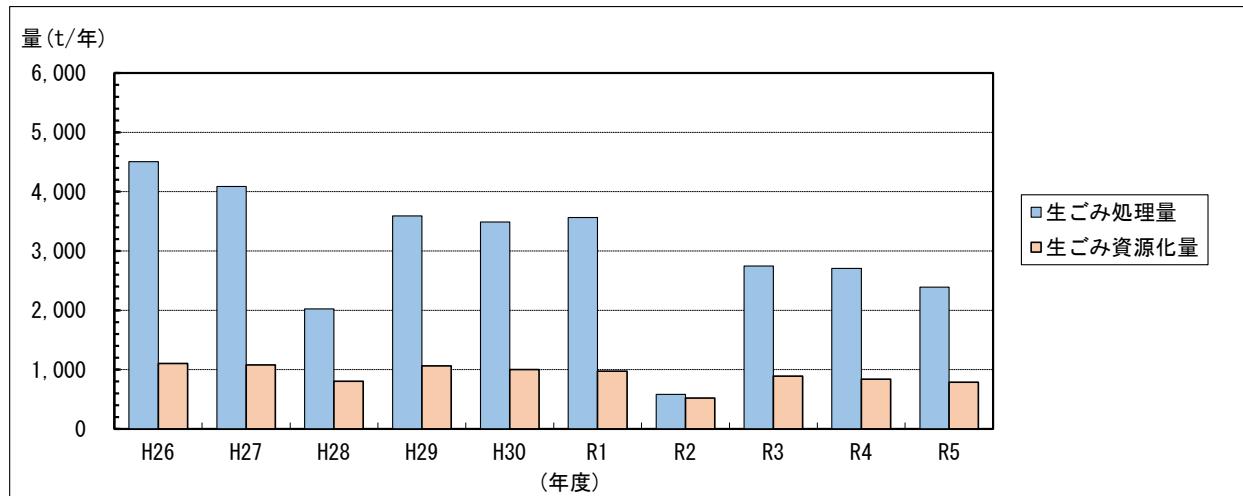


図2-1-19 処理量の推移

(9) 最終処分の現状

ア. 最終処分場の概要

表2-1-26に示すとおり、直接埋立ごみや清掃センターでの焼却残渣、固化灰、及び再資源化処理業者から返却された金属やカレット残渣などは、日田市清掃センター最終処分場に埋め立て処分している。

表2-1-26 最終処分場の概要

施設設置及び管理者	日田市
所 在 地	日田市大山町東大山6-3
敷 地 面 積	40,600 m ²
埋 立 面 積	16,000 m ²
全 体 容 量	113,575 m ³
埋 立 累 計	85,375 m ³ (令和6年3月末時点)
残 余 容 量	28,200 m ³
浸 出 水 処 理 施 設	処理能力: 47 m ³ /日 (最大 236m ³ /日) 処理方式: 回転円板法+凝集沈殿法+砂ろ過+活性炭吸着法
建 設 年 度	着工: 昭和60年11月 竣工: 昭和61年6月
総 事 業 費	325,676千円

資料: 日田市ホームページ

イ. 最終処分量

最終処分量の推移は、表2-1-27及び図2-1-20に示すとおりである。

バイオマス資源化センターの機器の故障により可燃ごみの焼却処理量が増えた令和2年度を除くと、平成30年度以降は、焼却残渣、直接埋立及び固化灰はほぼ横這い傾向で推移し、カレット残渣についてはやや増加傾向で推移している。残余容量については、令和5年度で28,200m³となっており、現状の埋立量からすると、埋立可能期間は10年程度となっている。

表 2-1-27 最終処分量の推移

(単位:t/年)

年度 項目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
焼却残渣	390	396	392	579	400	401	614	439	430	415
カレット残渣	347	341	66	15	9	16	10	19	73	79
不燃残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接埋立	666	694	604	721	518	524	715	440	431	566
災害ごみ (直接埋立)	—	—	—	2,143	—	—	—	—	—	—
固化灰	1,225	1,259	1,304	1,667	1,222	1,187	1,439	1,131	1,146	1,082
合計	2,628	2,690	2,366	5,125	2,149	2,128	2,778	2,029	2,080	2,142
覆土	35	168	96	49	54	43	94	243	92	168

(最終処分場の残余容量) ※上記の表 (単位:t/年) から下記の表 (m³/年) に換算し残余容量を算出
(単位:m³/年)

年度 項目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
焼却残渣	390	396	392	579	400	401	614	439	430	415
カレット残渣	382	375	73	17	10	18	11	21	80	87
不燃残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接埋立	733	763	664	807	545	561	711	482	454	640
災害ごみ (直接埋立)	—	—	—	1,714	—	—	—	—	—	—
固化灰	1,225	1,259	1,304	1,667	1,222	1,187	1,439	1,131	1,146	1,082
覆土	39	185	38	54	59	47	103	267	101	185
合計	2,769	2,978	2,776	4,837	2,236	2,214	2,878	2,341	2,211	2,409
埋立累計 (m ³)		69,608	72,384	77,221	79,457	81,671	84,549	80,755	82,966	85,375
残余容量 (m ³)		43,967	41,191	36,354	34,118	31,904	29,026	32,820	30,609	28,200

※ R3(2021)の「埋立累計」と「残余容量」は、埋立量測量及び管理用道路新設により見直ししている。

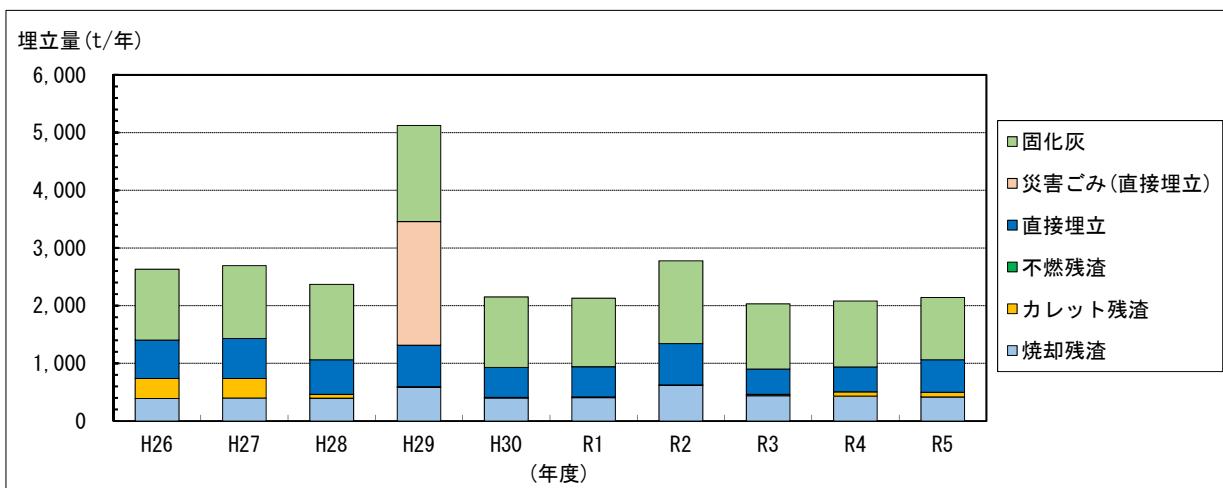


図 2-1-20 最終処分量の推移

ウ. 最終処分量の県内の自治体との比較

県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量は、表2-1-28及び図2-1-21に示すとおりである。

固化灰が全処分量の半分以上を占めており、本市の1人1日あたりの最終処分量は大分県平均と比較すると30.4g/人・日多く、大分県内の18市町村の中で5番目に多くなっている。

表2-1-28 県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量

(単位:g/人・日)

順位	市町村	1人1日あたりの最終処分量
1	竹田市	138.9
2	玖珠町	123.2
3	由布市	106.6
4	九重町	105.2
5	日田市	91.6
6	豊後大野市	89.2
7	大分市	72.0
8	佐伯市	55.5
9	国東市	52.0
10	豊後高田市	45.3
11	別府市	43.9
12	津久見市	40.8
13	宇佐市	37.2
14	日出町	26.6
15	杵築市	23.8
16	臼杵市	20.0
17	中津市	10.8
18	姫島村	0.0
-	大分県平均	61.2

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査結果（令和4年度）

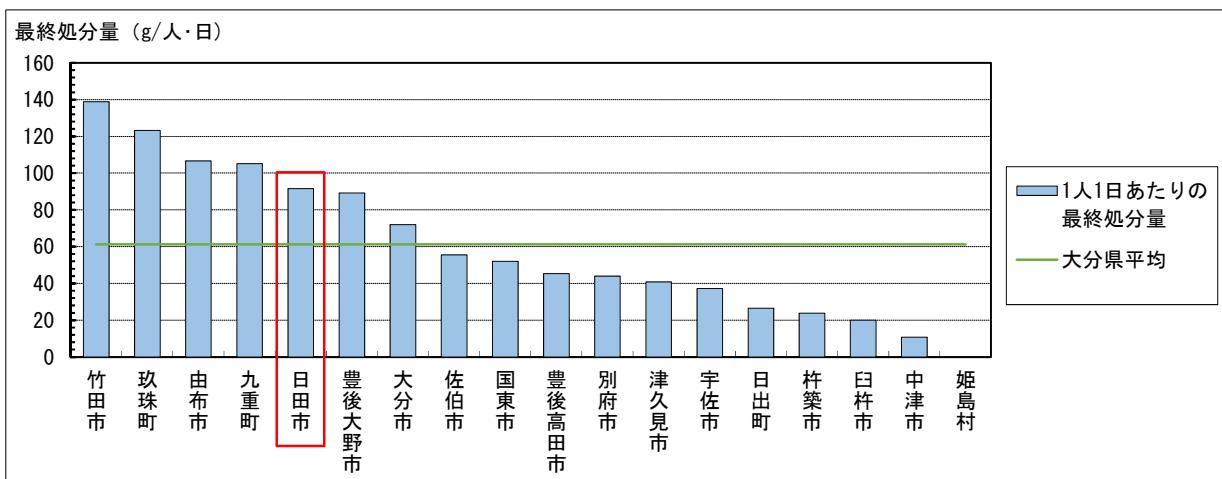


図2-1-21 県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量

(10) ごみ処理に係る経費

ごみ処理に係る経費は、表2-1-29に示すとおりである。

歳出費は電気料金の高騰や機器の補修等によって増加傾向にある。また、差引額も同様に増加傾向にある。本市と同じく市単独でごみ処理を行っている大分県内の市町村と比べると、委託費が高く、バイオマス資源化施設が影響していると考えられる。

表2-1-29 ごみ処理に係る経費

(単位：千円/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
歳出		784,670	788,138	761,771	816,983	780,593	805,810	937,922	882,317	1,070,346	881,683
ごみ収集委託料		392,308	394,830	393,096	397,786	396,356	397,539	406,110	406,255	409,084	412,839
発泡スチロール減容委託料		7,128	6,511	6,150	6,132	5,960	6,169	6,271	6,184	6,329	6,163
清掃センター管理費		329,946	309,711	304,121	345,776	307,281	322,540	435,271	397,965	585,565	392,024
焼却処理費		307,740	288,995	282,829	324,350	285,889	299,750	412,006	348,999	553,696	343,322
最終処分費		8,557	6,709	8,058	8,479	8,199	7,952	9,154	35,294	17,619	33,464
再資源化委託料		13,649	14,007	13,234	12,947	13,193	14,838	14,111	13,672	14,250	15,238
バイオマス資源化センター管理費		55,288	77,086	58,404	67,289	70,996	79,562	90,270	71,913	69,368	70,657
歳入		137,580	132,977	119,053	136,251	132,839	130,544	149,572	147,847	154,802	135,389
清掃センター持込手数料等		32,911	33,850	34,080	44,000	35,718	38,133	69,215	37,637	35,806	36,390
バイオマス資源化センター生ごみ持込手数料等		12,230	11,835	11,103	11,515	11,362	11,246	8,636	8,630	8,302	7,635
バイオマス発電売電収入等		19,459	17,029	11,408	13,768	13,100	15,587	9,721	15,532	14,362	11,945
ごみ処理手数料充当額 (指定ごみ袋売上充当額)		40,329	43,303	39,053	35,162	41,592	43,795	42,794	51,970	46,275	37,501
有価物売却益		32,651	26,960	23,409	31,806	31,067	21,783	19,206	34,078	50,057	41,918
差引(歳出 - 歳入)		647,090	655,161	642,718	680,732	647,754	675,266	788,350	734,470	915,544	746,294

※1 歳出の「清掃センター管理費」及び「バイオマス資源化センター管理費」の経費のうち人件費に係る経費を差し引いた金額を計上している。

※2 歳出の「バイオマス資源化センター管理費」は、全体の経費のうち生ごみ処理に相当する28%(重量比)の経費を計上している。

※3 歳入の「バイオマス発電売電収入等」は、バイオマス発電売電収入等の収入のうち生ごみ処理に相当する28%(重量比)の収入を計上している。

※4 歳入の「ごみ処理手数料相当額」は、表2-1-30を参照のこと。

※5 歳入の「有価物売却益」は、不燃ごみ及び資源物の合計である。

(11) 指定ごみ袋によるごみ処理有料化

指定ごみ袋の収支実績は、表2-1-30に示すとおりである。

ごみ処理有料化(指定ごみ袋制)は、平成16年10月以降市全域において実施している。

表2-1-30 指定ごみ袋の収支実績

(単位：千円/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
歳出	指定ごみ袋経費	35,981	33,765	38,937	42,838	36,745	37,668	38,292	32,727	37,119	43,274
歳入	ごみ処理手数料 (指定袋販売額)	76,310	77,068	77,990	78,000	78,337	81,463	81,086	84,697	83,394	80,775
	ごみ処理経費充当額	40,329	43,303	39,053	35,162	41,592	43,795	42,794	51,970	46,275	37,501
	ごみ処理経費充当率	7.19%	6.94%	6.42%	5.86%	6.47%	6.30%	5.10%	7.11%	6.38%	5.04%

※1 ごみ処理経費充当率=ごみ処理経費充当額÷ごみ処理経費

※2 ごみ処理経費=ごみ収集委託料+清掃センター施設管理費+バイオマス施設管理費

(12) ごみ処理に係る温室効果ガス排出量

ごみ処理に係る温室効果ガス排出量は、表2-1-31に示すとおりである。

表2-1-31 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量

(単位:t-CO₂/年)

項目	年度 H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
廃棄物処理施設	11,802	10,104	9,502	7,991	6,840	9,497	5,311	6,101	6,740	10,742

※ 資料：日田市環境白書第13～22号(平成26年度～令和5年度) 災害ごみ除く。

3. 現状のまま推移した場合のごみ排出量等の将来予測

本市は、令和8年11月末のFIT（固定価格買取制度）の終了に合わせて、バイオマス資源化センターを廃止し、当該施設で処理していた生ごみを、可燃ごみと合わせて清掃センターで焼却処理する予定である。

そのため、現状のまま推移した場合のごみ排出量等の予測では、現在バイオマス資源化センターで処理している生ごみは、令和8年度までは当該施設で処理し、令和9年度からは清掃センターで焼却処理するものとしている。

(1) 将来予測の手順

ごみ排出量等の将来予測の手順は、図2-1-22及び以下に示すとおりである。

- ① 人口については、過去10年間（平成26年度～令和5年度）の住民基本台帳の人口（9月末）を用い、トレンド推計法により将来予測を行う。
- ② ごみ排出量については、生活系ごみ、事業系ごみ及び団体回収資源物に区分し、それぞれの原単位をトレンド推計法により将来予測を行い、その結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値とする。
- ③ ごみの種類別、収集形態別の排出量については、過去の実績により按分を行うものとする。

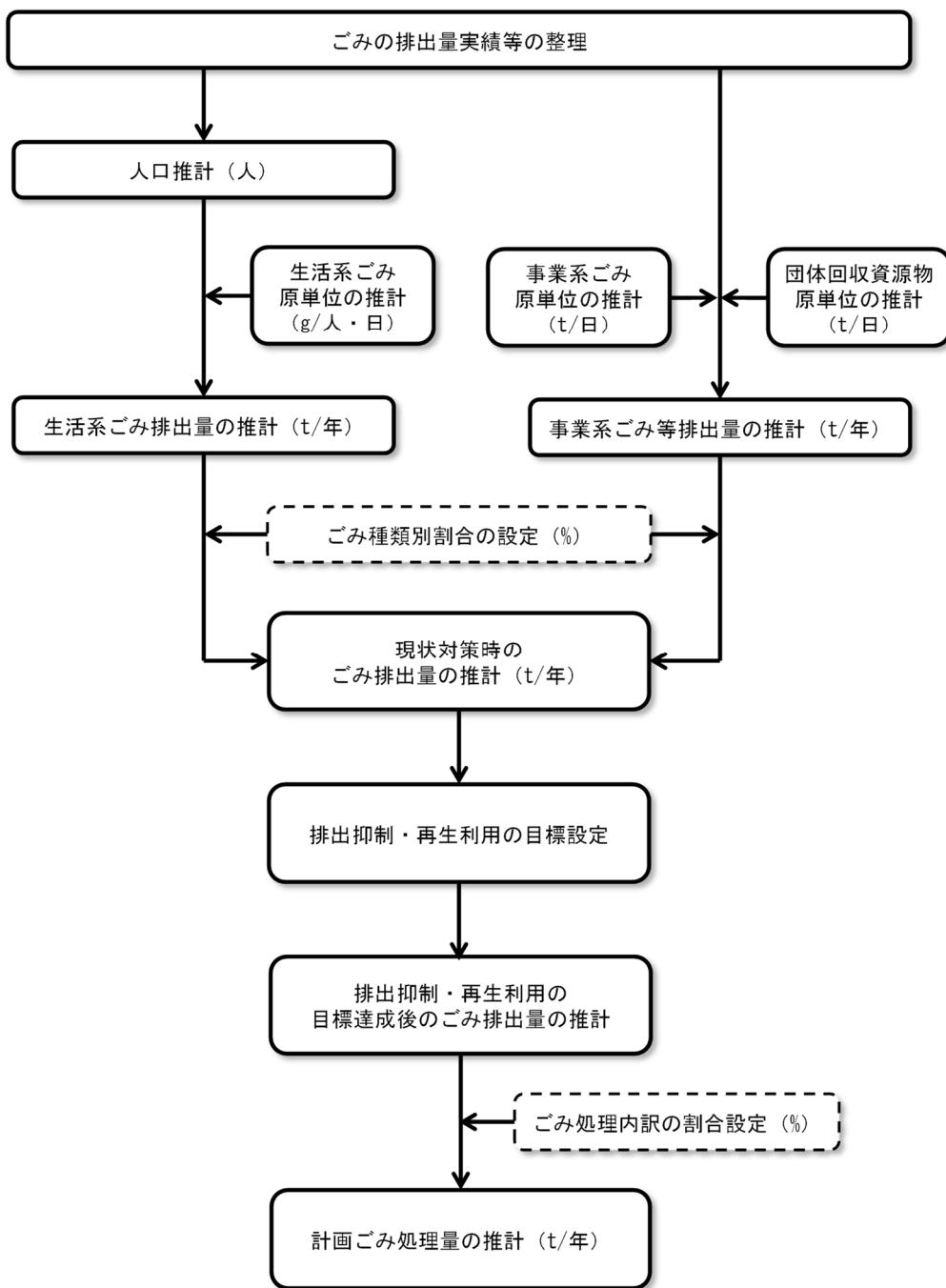


図 2-1-22 予測フロー

ア. 将来予測の方法

将来予測にあたっては、表 2-1-32 に示す推計式を用いて過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来における傾向が論理的矛盾をきたさないこと等を考慮し最も妥当と判断されるものを採用する。

表 2-1-32 予測に用いる推計式

一 次 直 線	$Y = aX + b$	実績値を直線に置き換えた場合の推計式
二 次 曲 線	$Y = aX^2 + bX + c$	実績値を放物線に置き換えた場合の推計式
一 次 指 数 曲 線	$Y = a \cdot b^X$	実績値の伸びを一定の比率で増加または減少させる推計式
ベ キ 曲 線	$Y = aX^b$	実績値の伸びを徐々に増加させる推計式
ロジスティック曲線	$Y = k / (1 + a \cdot e^{(-bX)})$	実績値の伸びを徐々に増加させた後、徐々に減少させ一定の値に近づく推計式

イ. 将来予測の結果

① 人口

人口の将来予測の結果は、表 2-1-33 及び図 2-1-23 に示すとおりである。(第1部、「6. 日田市の将来人口予測」参照)

人口は、減少傾向で推移すると見込まれ、令和11年度の中間目標年度には 56,441 人、令和16年度の計画目標年度には 52,608 人になると見込まれる。

表 2-1-33 人口の将来予測の結果

(単位：人)

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
人口		61,313	56,441	52,608

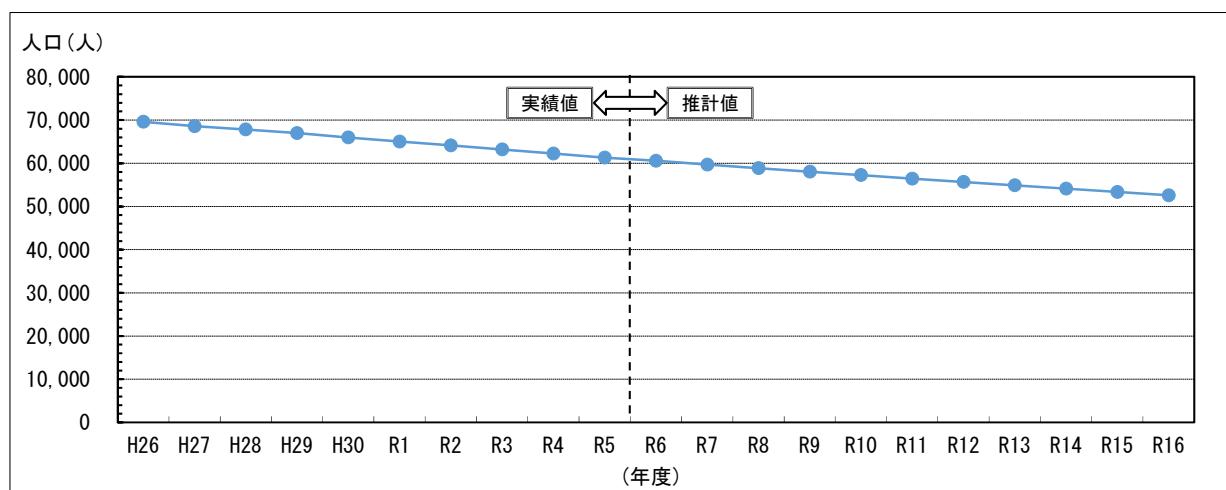


図 2-1-23 人口の将来予測の結果

② 原単位の将来予測結果

生活系ごみ、事業系ごみ及び団体回収資源物の原単位の将来予測結果は、表2-1-34及び図2-1-24に示すとおりである。

それぞれの原単位については、明確な傾向が認められなかったため、横這いで推移すると推計している。

表2-1-34 原単位の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

項目	年度 R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)	採用した推計式
生活系ごみ (g/人・日)	533.6	533.6	533.6	令和5年度実績値
事業系ごみ (t/日)	22.9	22.9	22.9	令和5年度実績値
団体回収資源物 (t/日)	0.16	0.16	0.16	令和5年度実績値

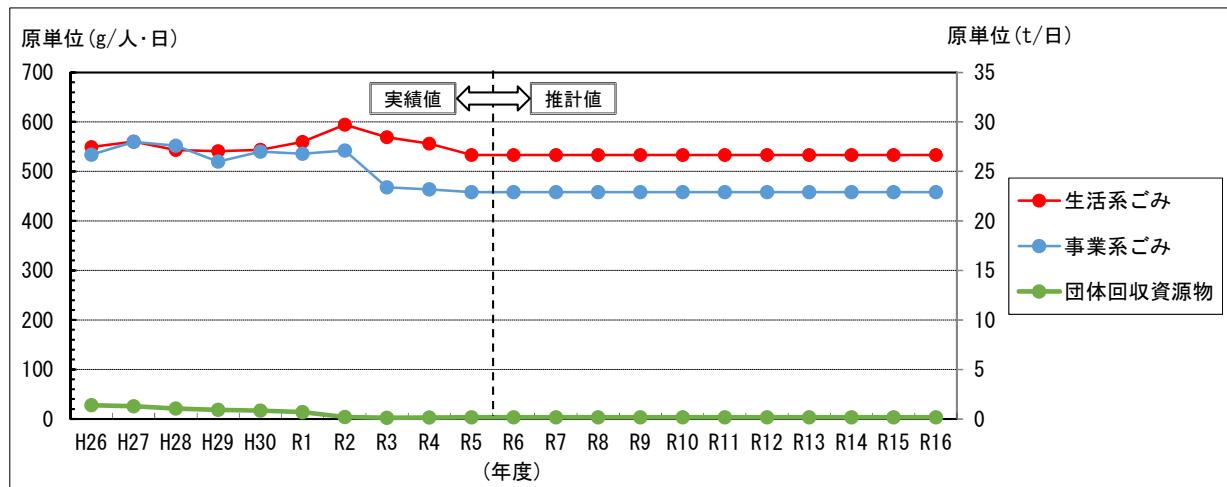


図2-1-24 原単位の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

③ ごみ排出量

ごみ排出量の将来予測の結果は、表2-1-35及び図2-1-25に示すとおりである。

ごみ排出量は、令和11年度の中間目標年度には19,410t/年、令和16年度の計画目標年度には18,663t/年になると見込まれる。(詳細は資料編参照)

表2-1-35 ごみ総排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

○ 生活系・事業系別

(単位:t/年)

年度 項目	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
生活系ごみ	11,974	10,993	10,246
事業系ごみ	8,389	8,359	8,359
団体回収資源物	59	58	58
合 計	20,422	19,410	18,663

○ ごみの種類別

(単位:t/年)

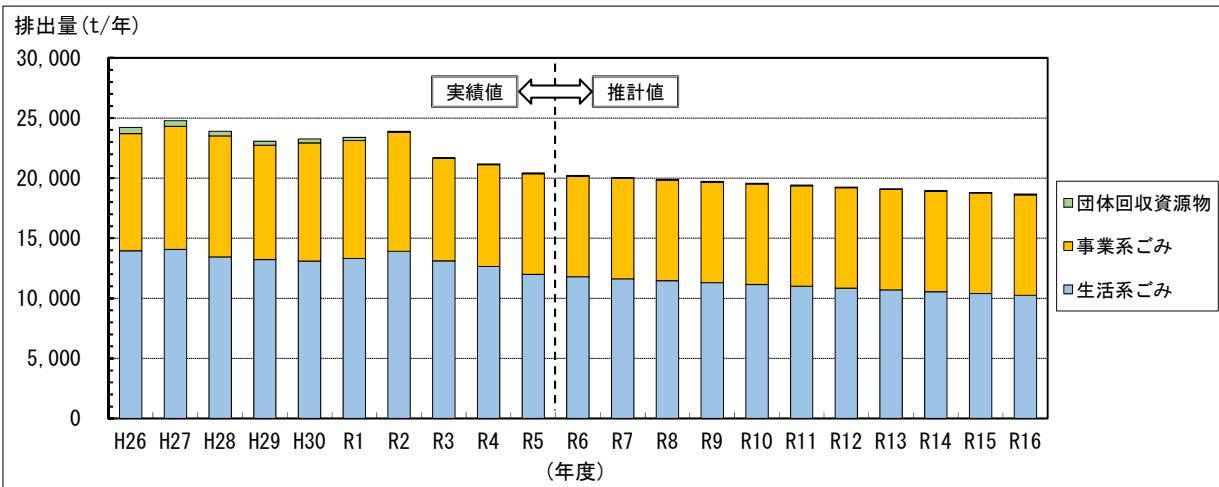
年度 項目	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
可燃ごみ	14,745	16,360	15,788
不燃ごみ	1,177	1,091	1,026
埋立ごみ	566	538	519
資源物	1,543	1,421	1,330
生ごみ	2,390	0	0
合 計	20,421	19,410	18,663

○ 収集形態別

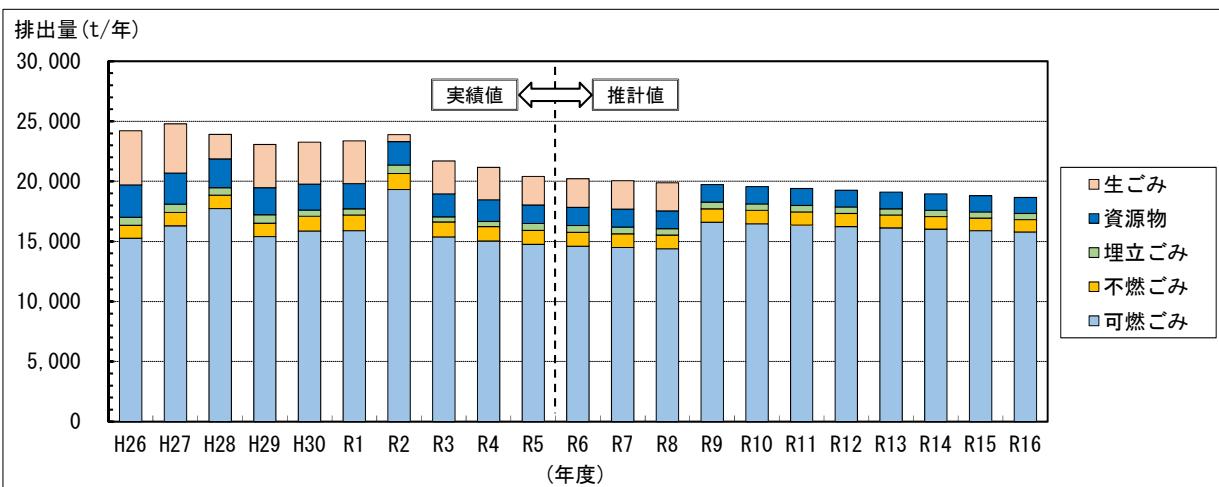
(単位:t/年)

年度 項目	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
市委託収集ごみ	7,530	8,090	7,540
直接持込ごみ	8,958	9,899	9,793
市委託収集資源物	1,470	1,350	1,259
団体回収資源物	59	58	58
直接持込資源物	14	13	13
市委託収集生ごみ	1,283	0	0
直接持込生ごみ	1,107	0	0
合 計	20,421	19,410	18,663

○生活系・事業系別



○ ごみの種類別



○ 収集形態別

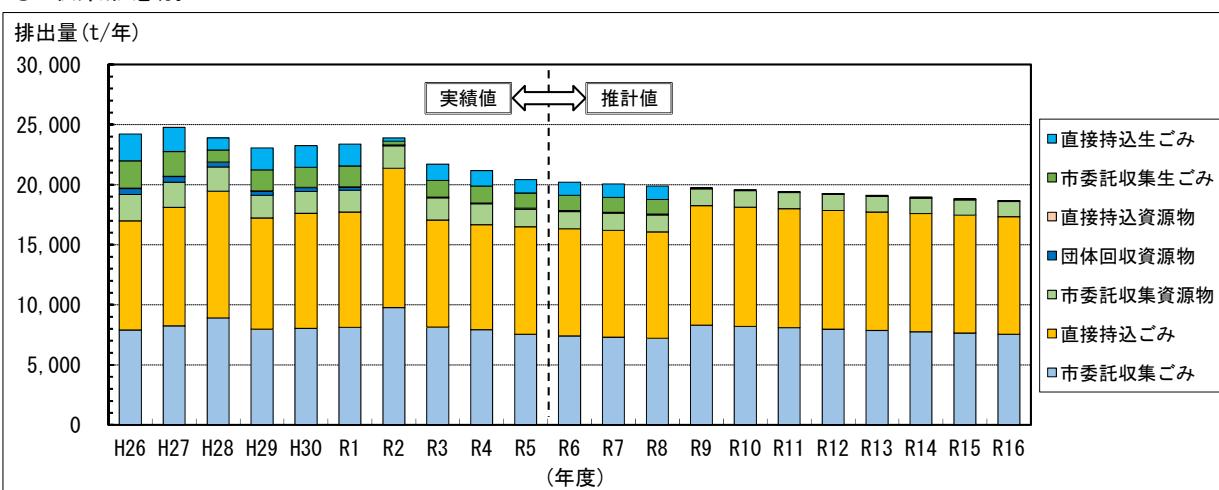


図2-1-25 ごみ総排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

④ 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の将来予測の結果は、表2-1-36及び図2-1-26に示すとおりである。

生活系ごみ排出量は、人口減少により減少傾向で推移すると見込まれ、令和11年度の中間目標年度には10,993t/年、令和16年度の計画目標年度には10,246t/年になると見込まれる。

表2-1-36 生活系ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

（単位:t/年）

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
市委託収集ごみ		10,283	9,440	8,799
可燃ごみ		6,551	7,192	6,703
不燃ごみ		836	767	715
空き缶		169	155	144
缶以外のカナモノ		124	114	107
びん・ペットボトル		527	484	451
有害物		16	14	13
埋立ごみ		143	131	122
資源物		1,470	1,350	1,259
紙類		1,207	1,108	1,033
布類		190	175	163
リターナブルびん		40	36	34
発泡スチロール		33	31	29
生ごみ		1,283	0	0
生活系自己搬入ごみ (直接持込ごみ)		1,691	1,553	1,447
可燃ごみ		1,322	1,214	1,131
不燃ごみ		210	193	180
空き缶・缶以外のカナモノ		185	170	159
びん・ペットボトル		21	20	18
有害物		4	3	3
埋立ごみ		159	146	136
資源物		0	0	0
生ごみ		0	0	0
生活系ごみ合計		11,974	10,993	10,246
可燃ごみ		7,873	8,406	7,834
不燃ごみ		1,046	960	895
空き缶・缶以外のカナモノ		478	439	410
びん・ペットボトル		548	504	469
有害物		20	17	16
埋立ごみ		302	277	258
資源物		1,470	1,350	1,259
紙類		1,207	1,108	1,033
布類		190	175	163
リターナブルびん		40	36	34
発泡スチロール		33	31	29
生ごみ		1,283	0	0

※ 端数調整の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

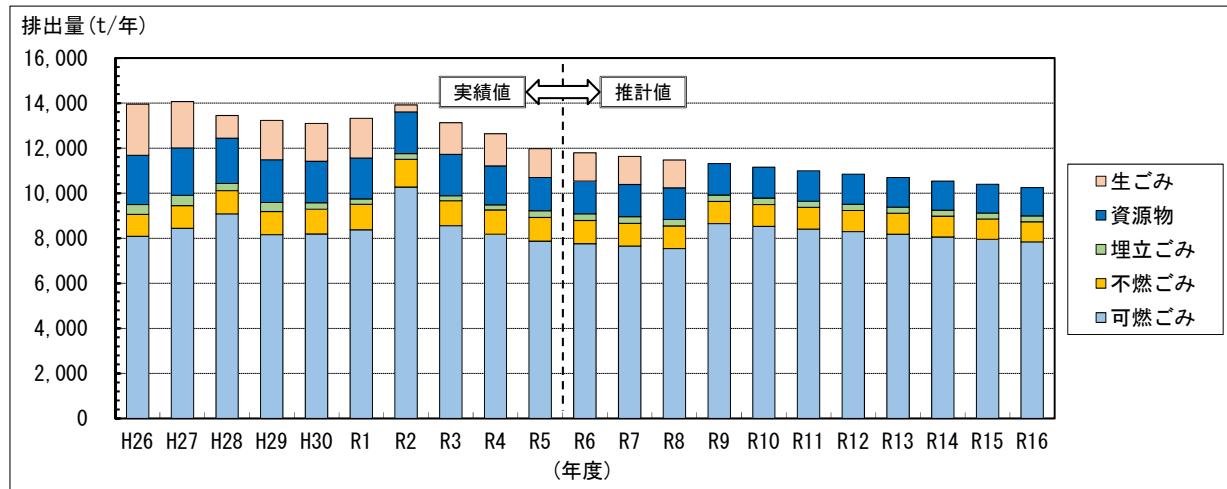


図 2-1-26 生活系ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

⑤ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、表2-1-37及び図2-1-27に示すとおりである。

事業系ごみ排出量は、現状とほぼ変わらない状況で推移すると見込まれ、令和11年度の中間目標年度、令和16年度の計画目標年度に、共に8,359t/年になると見込まれる。

表2-1-37 事業系ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

（単位:t/年）

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
許可収集ごみ (直接持込ごみ)		6,253	6,232	6,232
可燃ごみ		4,860	5,946	5,946
不燃ごみ		97	96	96
空き缶・缶以外のカナモノ		1	1	1
びん・ペットボトル		95	94	94
有害物		1	1	1
埋立ごみ		178	177	177
資源物		13	13	13
発泡スチロール		13	13	13
生ごみ		1,105	0	0
事業系自己搬入ごみ (直接持込ごみ)		2,136	2,127	2,127
可燃ごみ		2,012	2,008	2,008
不燃ごみ		35	35	35
空き缶・缶以外のカナモノ		31	31	31
びん・ペットボトル		4	4	4
有害物		0	0	0
埋立ごみ		85	84	84
資源物		0	0	0
生ごみ		4	0	0
事業系ごみ合計		8,389	8,359	8,359
可燃ごみ		6,872	7,954	7,954
不燃ごみ		132	131	131
空き缶・缶以外のカナモノ		32	32	32
びん・ペットボトル		99	98	98
有害物		1	1	1
埋立ごみ		263	261	261
資源物		13	13	13
発泡スチロール		13	13	13
生ごみ		1,109	0	0

※ 端数調整の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

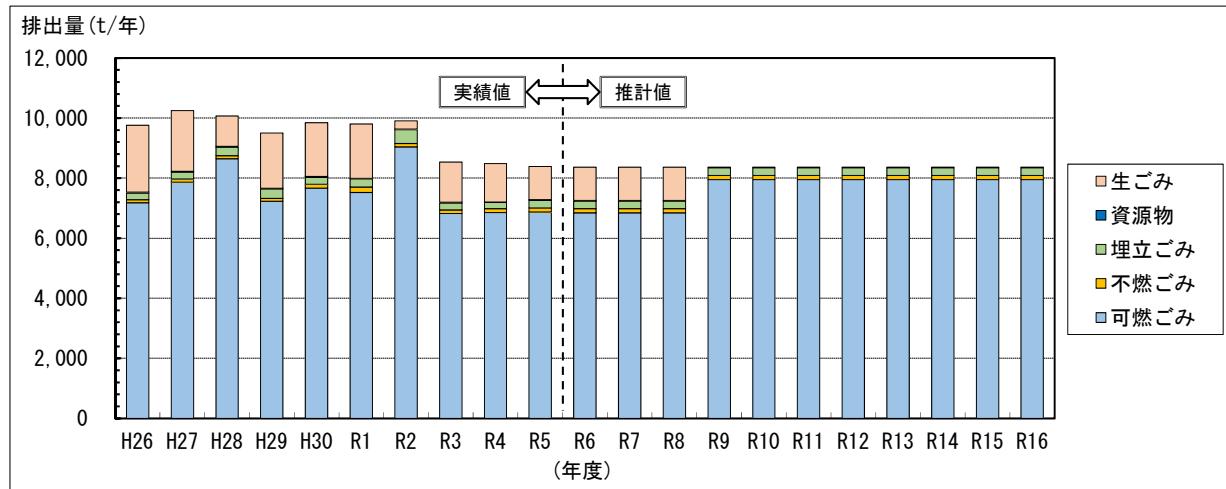


図 2-1-27 事業系ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

⑥ 団体回収資源物量

団体回収資源物量の将来予測の結果は、表2-1-38及び図2-1-28に示すとおりである。

団体回収資源物量は、コロナ禍を期に大きく減少し、その後は現状とほぼ変わらない状況で推移すると見込まれ、令和11年度の中間目標年度、令和16年度の計画目標年度に、共に58t/年になると見込まれる。

表2-1-38 団体回収資源物量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

（単位:t/年）

項目	年 度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
紙類		52	51	51
布類		4	4	4
リターナブルびん		1	1	1
アルミ缶		2	2	2
合計		59	58	58

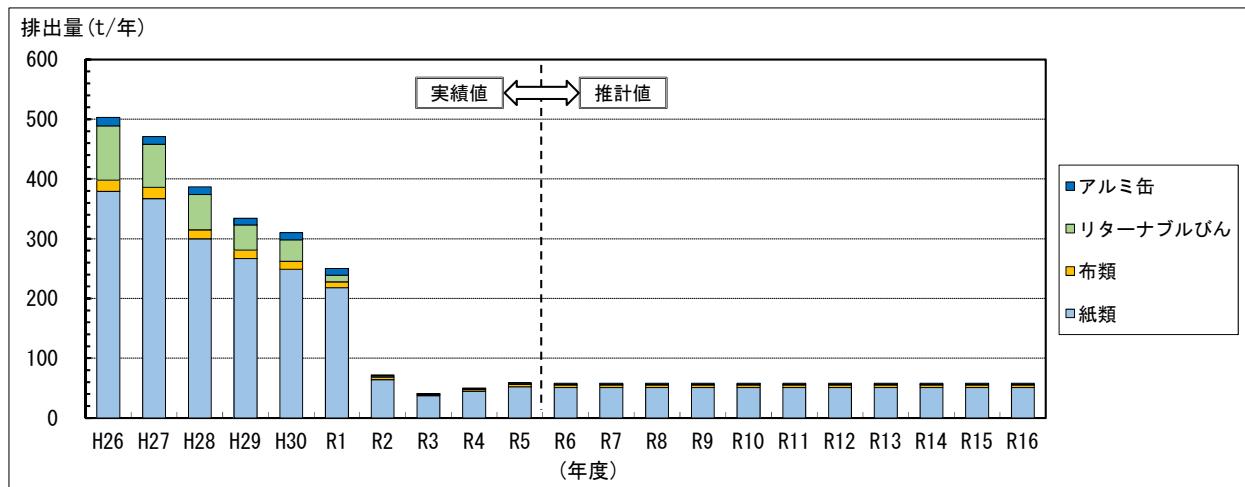


図2-1-28 団体回収資源物量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

⑦ 市委託収集ごみ排出量

市委託収集ごみ排出量の将来予測の結果は、表2-1-39及び図2-1-29に示すとおりである。

市委託収集ごみ排出量は、いずれのごみも人口減少により減少傾向で推移すると見込まれ、令和11年度の中間目標年度には9,440t/年、令和16年度の計画目標年度には8,799t/年になると見込まれる。

表2-1-39 市委託収集ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

(単位:t/年)

年度 項目	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
可燃ごみ	6,551	7,192	6,703
不燃ごみ	836	767	715
空き缶	169	155	144
缶以外のカナモノ	124	114	107
びん・ペットボトル	527	484	451
有害物	16	14	13
埋立ごみ	143	131	122
資源物	1,470	1,350	1,259
紙類	1,207	1,108	1,033
布類	190	175	163
リターナブルびん	40	36	34
発泡スチロール	33	31	29
生ごみ	1,283	0	0
合計	10,283	9,440	8,799

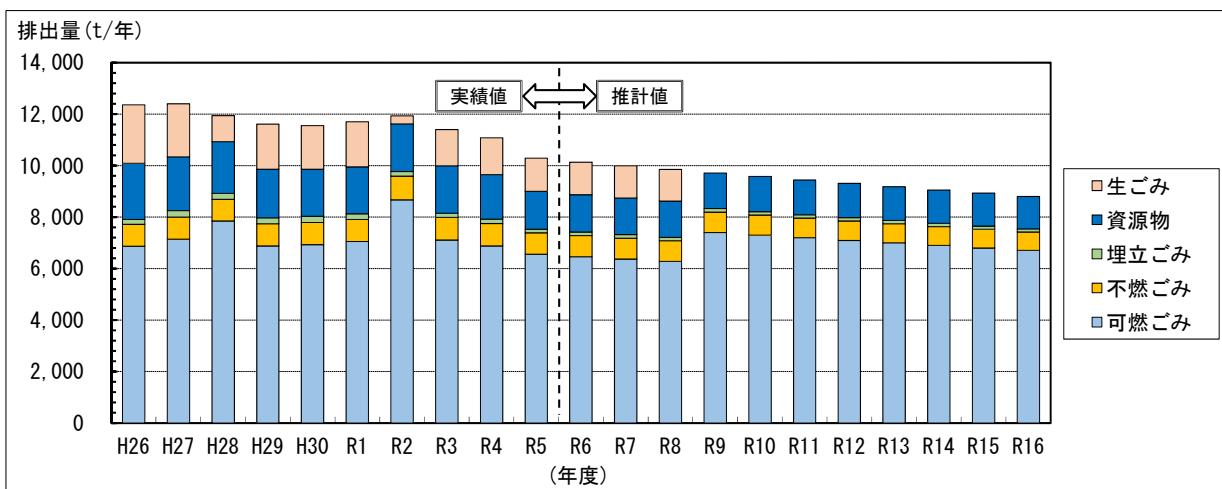


図2-1-29 市委託収集ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

⑧ 直接持込ごみ排出量

直接持込ごみ排出量の将来予測の結果は表2-1-40及び図2-1-30、内訳は表2-1-41及び図2-1-31に示すとおりである。

直接持込ごみ排出量は、いずれのごみも若干減少し、令和11年度の中間目標年度には9,912t/年、令和16年度の計画目標年度には9,806t/年になると見込まれる。

表2-1-40 直接持込ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

（単位:t/年）

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
可燃ごみ		8,194	9,168	9,085
不燃ごみ		341	324	311
空き缶・缶以外のカナモノ		217	202	191
びん・ペットボトル		119	118	116
有害物		5	4	4
埋立ごみ		423	407	397
資源物		14	13	13
発泡スチロール		14	13	13
生ごみ		1,107	0	0
合計		10,079	9,912	9,806

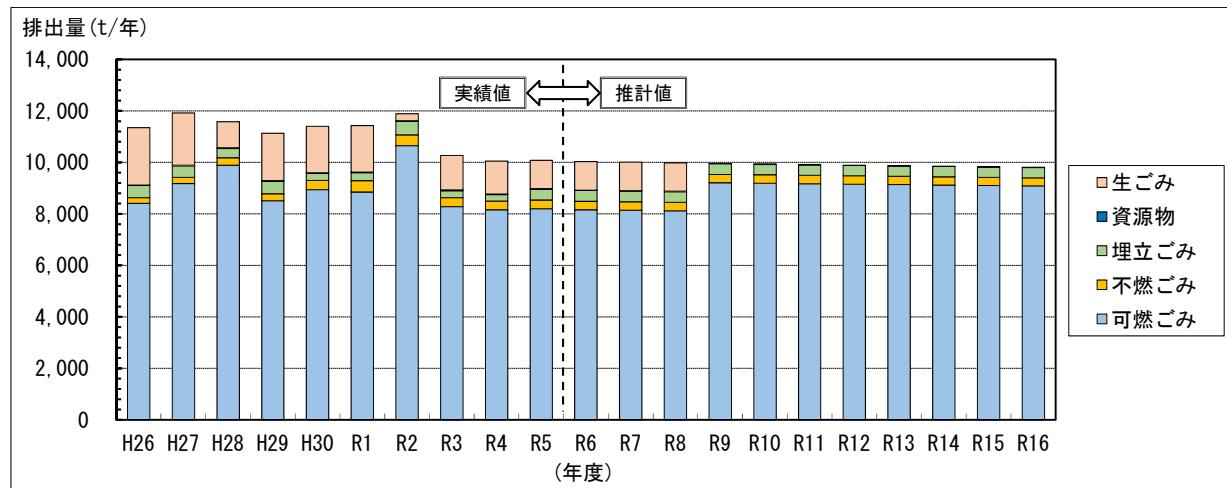


図2-1-30 直接持込ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

表 2-1-41 直接持込ごみ排出量の将来予測結果の内訳（現状のまま推移した場合）

(単位:t/年)

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
生活系自己搬入ごみ		1,691	1,553	1,447
可燃ごみ		1,322	1,214	1,131
不燃ごみ		210	193	180
空き缶・缶以外のカナモノ		185	170	159
びん・ペットボトル		21	20	18
有害物		4	3	3
埋立ごみ		159	146	136
資源物		0	0	0
生ごみ		0	0	0
許可収集ごみ		6,253	6,232	6,232
可燃ごみ		4,860	5,946	5,946
不燃ごみ		97	96	96
空き缶・缶以外のカナモノ		1	1	1
びん・ペットボトル		95	94	94
有害物		1	1	1
埋立ごみ		178	177	177
資源物		13	13	13
発泡スチロール		13	13	13
生ごみ		1,105	0	0
事業系自己搬入ごみ		2,136	2,127	2,127
可燃ごみ		2,012	2,008	2,008
不燃ごみ		35	35	35
空き缶・缶以外のカナモノ		31	31	31
びん・ペットボトル		4	4	4
有害物		0	0	0
埋立ごみ		85	84	84
資源物		0	0	0
発泡スチロール		0	0	0
生ごみ		4	0	0
合計		10,079	9,912	9,806

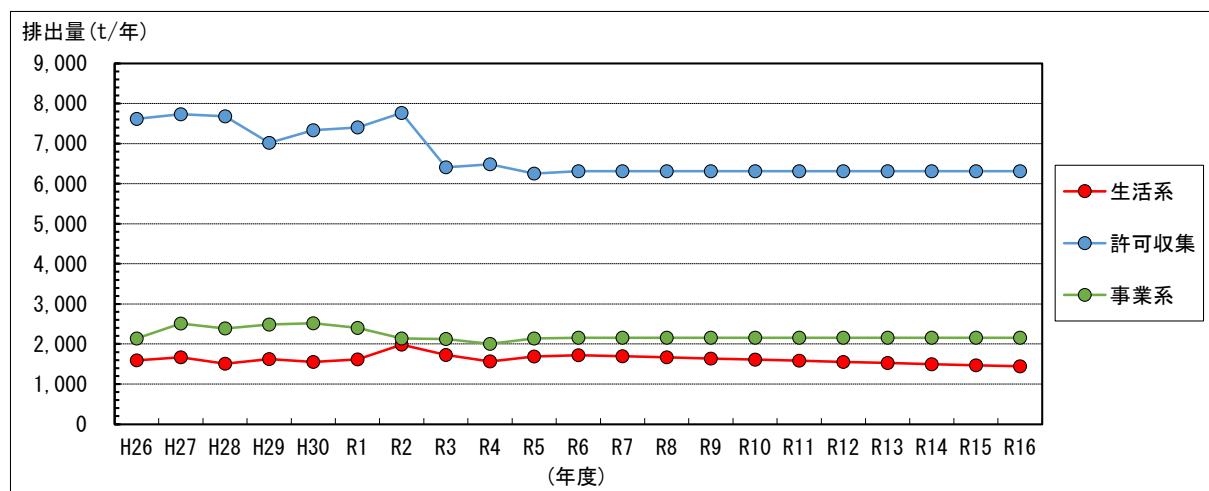


図 2-1-31 直接持込ごみ排出量の将来予測結果の内訳（現状のまま推移した場合）

⑨ リサイクル率

リサイクル率の将来予測の結果は、表2-1-42及び図2-1-32に示すとおりである。

リサイクル率は、令和9年度から生ごみが焼却されるため減少し、令和11年度の中間目標年度には13.5%、令和16年度の計画目標年度には13.1%になると見込まれる。

表2-1-42 リサイクル率の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
リサイクル率		17.3%	13.5%	13.1%

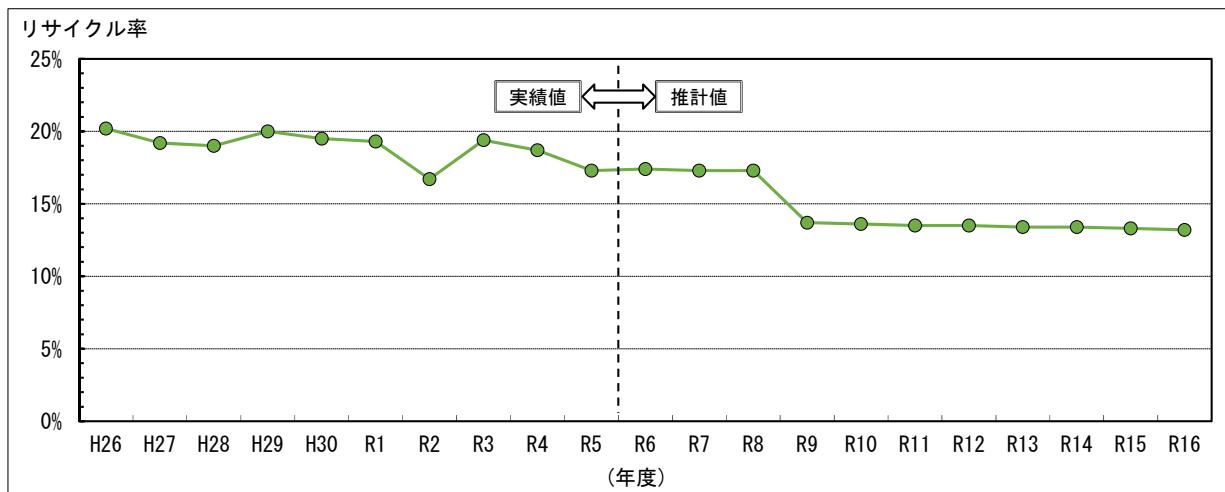


図2-1-32 リサイクル率の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

⑩ 最終処分量

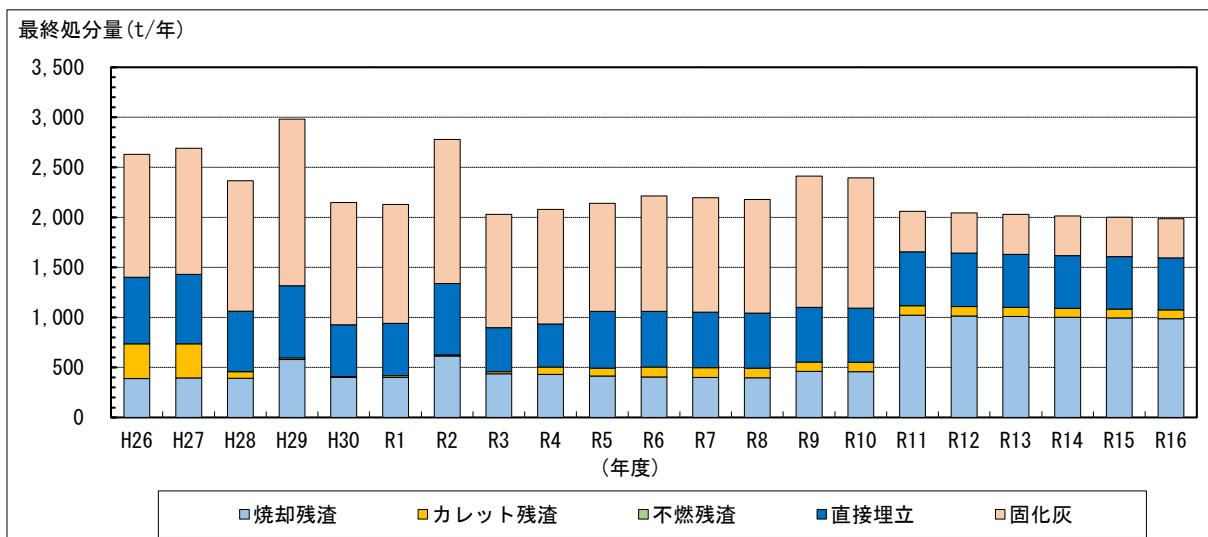
最終処分量の将来予測の結果は、表2-1-43及び図2-1-33に示すとおりである。

最終処分量は、令和9年度から生ごみが焼却されるため一旦増加し、その後は減少し、令和11年度の中間目標年度には2,060t/年、令和16年度の計画目標年度には1,986t/年になると見込まれる。

表2-1-43 最終処分量の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

(単位:t/年)

年 度 項 目	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
焼却残渣	415	1,023	987
カレット残渣	79	93	88
不燃残渣	0	0	0
直接埋立	566	538	519
固化灰	1,082	406	392
合 計	2,142	2,060	1,986



※R11(2029)から新焼却処理施設での焼却処理となる見込みである。

図2-1-33 最終処分量の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

4. ごみ処理の評価

(1) 前回計画の目標値に対する評価

平成29年3月に策定した前回計画では、計画目標年度（令和8年度）におけるごみ減量等の目標値を以下のとおり設定している。

【前回計画における目標数値（平成29年3月策定）】

- ・目標1：ごみ排出量を21,200t/年以下にする。
- ・目標2：リサイクル率を27%以上にする。
- ・目標3：最終処分量を2,160t/年以下にする。

前回計画の目標値に対する現在の状況は、表2-1-44に示すとおりである。ごみ排出量及び最終処分量は、令和5年度で目標値より少くなっている。既に目標値を達成している。一方、リサイクル率については、目標値より10%程度低くなっている。目標値の達成は困難な見込みである。

表2-1-44 前回計画における目標値と現在の状況

項目	年度	単位	R5(2023) 実績値	R8(2026) 目標値
ごみ排出量	t/年		20,421	21,200
再生利用率（リサイクル率）	%		17.3	27.0
最終処分量	t/年		2,142	2,160

(2) 国の基本方針及び循環型社会形成推進基本計画

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）においては、以下に示す目標数値を掲げている。

【国の基本方針における目標数値（令和5年6月30日変更）】

- ◆平成24年度に対し令和7年度において排出量を約16%削減
- ◆令和9年度において再生利用率（リサイクル率）を約28%
- ◆平成24年度に対し令和7年度において最終処分量を約31%削減
- ◆令和7年度において1人1日あたり家庭系ごみ排出量を440g/人・日

（1人1日あたり家庭系ごみ排出量 = （生活系ごみ-資源ごみ）／総人口／365）

また、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成のための次頁に示す指標・数値目標を定めているほか、地域の特性に応じた目標値を設定するものとしている。

【第五次循環型社会形成推進基本計画における国目標数値】

- ◆令和12年度において廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：90%
- ◆令和12年度において具体的な3R行動の実施率：50%
- ◆令和12年度において1人1日あたりごみ焼却量：約580g/人・日

国的基本方針及び第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値に対する現在の状況は、表2-1-45に示すとおりである。1人1日あたりのごみ排出量及び1人1日あたりの家庭系ごみの量は、令和5年度で目標値より多く、リサイクル率については、10%以上低くなっている。

表2-1-45 基本方針及び基本計画における目標指標の本市の状況

項目	年 度	単 位	R5(2023) 実績値	目標値	
				数 値	年 度
1人1日あたりの家庭系ごみの量*		g/人・日	468.1	440	R7(2025)
事業系ごみの総量		t	8,389	—	—
再生利用率（リサイクル率）		%	17.3	28	R9(2027)
1人1日あたりのごみ焼却量		g/人・日	653	580	R12(2030)

* 1人1日あたりの家庭系ごみの量は、資源ごみ量を除いた量である。

（参考）令和7年2月18日に変更された国的基本方針における目標数値

令和7年2月18日に国的基本方針が変更された、新たな目標数値では令和12年度において1人1日あたり家庭系ごみ排出量を約478gとするとしているが、本市においては、令和5年度時点ですでに今回変更された目標数値を達成しているため、本計画の目標値は変更前の目標数値を基に設定するものとする。

【国的基本方針における目標数値（令和7年2月18日変更）】

- ◆令和4年度に対し令和12年度において排出量を約9%削減
- ◆令和12年度において再生利用率（リサイクル率）を約26%
- ◆令和4年度に対し令和12年度において最終処分量を約5%削減
- ◆令和12年度において1人1日あたり家庭系ごみ排出量を約478g/人・日
- ◆令和12年度において1人1日あたりごみ焼却量を約580g/人・日

(3) 類似団体の平均を基準とした評価

類似団体との比較は、環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を行う。

ア. 評価指標

評価指標は、表2-1-46のとおり設定する。

表2-1-46 類似団体の平均を基準とした評価の指標

評価指標		算出式	
循環型 社会形成	廃棄物の 発生	人口1人1日あたりごみ総排出量 (g/人・日)	ごみ総排出量×10 ⁶ ÷365÷計画収集 人口
	廃棄物の 再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF*・セメント原料化等除く) (%)	資源化量÷ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される率 (%)	最終処分量÷ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口1人あたり年間処理経費 (円/人・年)	処理及び維持管理費÷計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 (円/t)	(処理及び維持管理費-最終処分費) ÷(ごみ総排出量-最終処分量)

* RDFとはごみ固形燃料のこと。

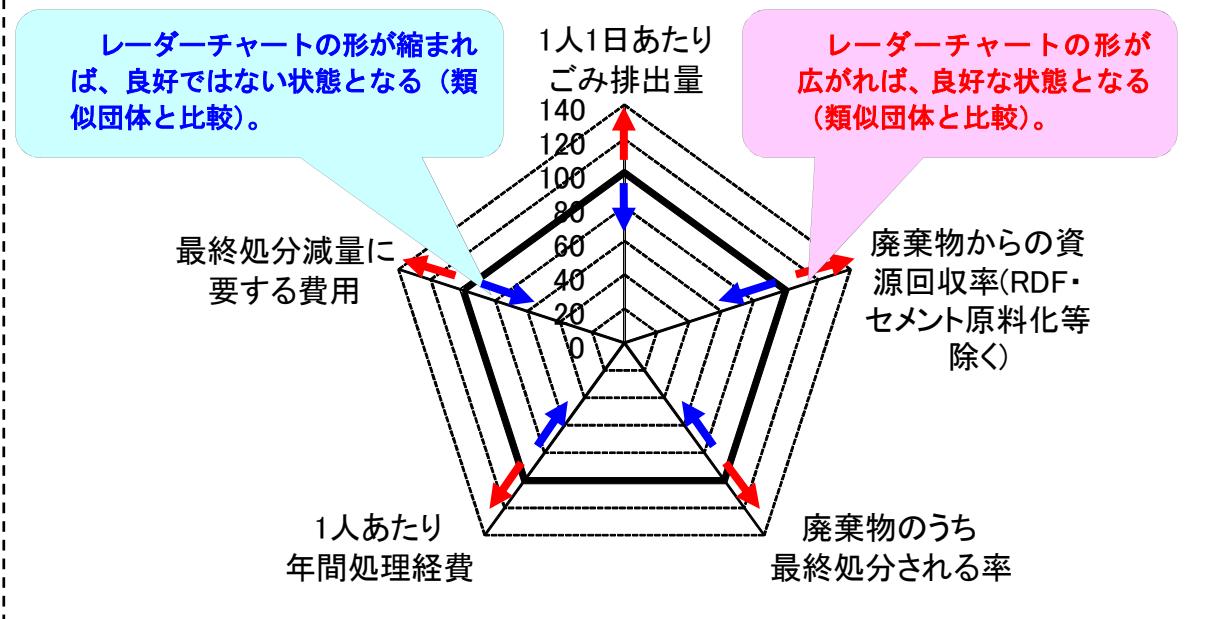
イ. 評価の方法

評価は、令和4年度の評価指標を数値化し、81の類似団体の平均値と比較することにより行った。類似団体の平均と本市の各指標をレーダーチャートで比較することにより本市の水準が明らかになる。

【レーダーチャートの見方】

レーダーチャートの見方は、以下に示すとおりである。

- 指標毎に、抽出した類似団体（市町村）の平均値が100となっている。
- レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示している。
- 1人1日あたりごみ排出量は、少ないほど外側に広がる。
- 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント減量化等除く）は、高いほど外側に広がる。
- 廃棄物のうち最終処分される率は、少ないほど外側に広がる。
- 1人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がる。
- 最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がる。

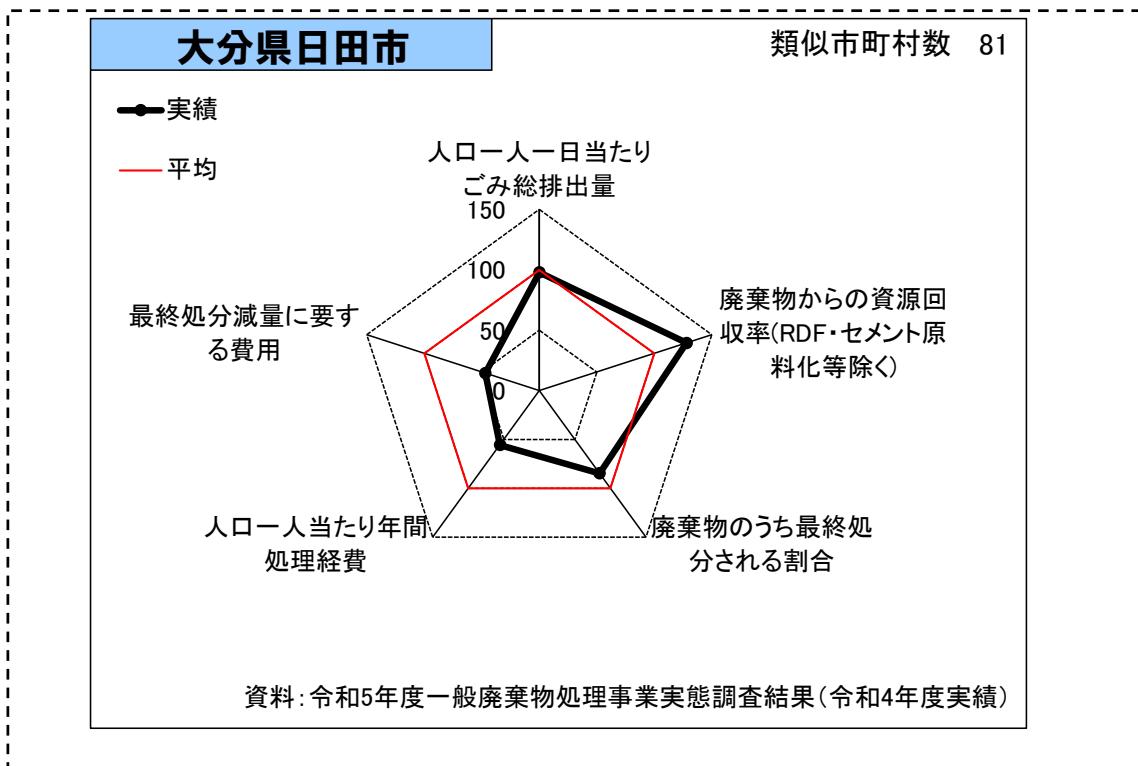


ウ. 評価の結果

評価の結果は、図2-1-34及び表2-1-47とおりである。

本市の「廃棄物からの資源回収率」(リサイクル率)については類似団体よりも平均を上回っている。

一方、「廃棄物からの資源回収率」以外については、類似団体の平均を下回っている。本市は類似団体よりも「1人1日あたりごみ排出量」がやや多く、「廃棄物のうち最終処分される率」、「1人あたり年間処理費」及び「最終処分減量に要する費用」も比較的に高くなっている。本市は分別区分が多いことや本市の面積が広いなどの地域特性が考えられる。



※各評価指標を指数化して評価（類似団体平均を100として評価）

図2-1-34 類似団体の平均を基準とした評価の結果（令和4年度）

表2-1-47 類似団体の平均を基準とした評価の結果（令和4年度）

	1人1日あたりご み排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント原 料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される率	1人あたり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
単位	g/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
平均	923	0.147	0.084	13,081	39,412
最大	1,294	0.312	0.229	30,836	83,574
最小	624	0.064	0.000	4,936	8,570
日田市	942	0.188	0.097	18,908	60,256
指数値 ^{※1}	97.9 ^{※2}	127.9 ^{※3}	84.5 ^{※2}	55.5 ^{※2}	47.1 ^{※2}

※1 類似団体の平均値=100

※2 $(1 - (日田市実績値 - 平均値) \div 平均値) \times 100$

※3 日田市実績値 ÷ 平均値 × 100

5. ごみ処理の課題

本市のごみ処理の現状及び将来予測の結果を踏まえた課題は、以下に示すとおりである。

課題1 ごみ発生抑制

1人1日あたりのごみ排出量はやや減少傾向にあり、令和5年度実績で910.0g/人・日となっている。1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は468.1g/人・日と県内においては比較的少ない方であるが、事業系ごみの排出量が多いため、結果として、ごみ排出量及び1人1日あたりのごみ排出量が多くなっている。

課題2 リサイクルの推進

リサイクル率は横這い傾向で推移しており、令和5年度実績で17.3%と、令和8年度における目標値(27%以上)の達成は困難と見込まれる。主な要因として、ペーパーレス化の進展による紙類(新聞紙等)の排出量の減少等に伴い、資源として排出される量が大きく減少していることが要因と考えられる。

課題3 中間処理施設整備の推進

現在稼働中の日田市清掃センターについては、当施設は竣工から34年が経過しており、施設自体の老朽化により補修費が増加しており、施設更新の時期を迎えている。

また、バイオマス資源化センターについても、老朽化が著しく、点検整備費用の負担が増大しているほか、令和2年度に機器の故障に伴い生ごみの搬入が行えなくなるなど、安定的な稼働が困難な状況となっている。

最終処分場については、竣工から38年以上経過しており、現在の埋立量からすると、残余容量が今後10年程度となっており、新たな整備を推進する必要がある。

課題4 ごみ処理経費の削減

1人あたりの年間ごみ処理経費等は、類似団体の平均を基準とした経費(表2-1-47)と比較すると、約45%も上回っている状況にあることから、ごみ処理経費を削減する必要がある。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ減量等の目標数値

本計画では、計画目標年度（令和16年度）におけるごみ減量等の目標数値を以下のとおり設定する。減量化の目標としては、国的基本方針である「1人1日家庭系ごみ排出量」の目標値を基本に、生活系ごみ及び事業系ごみについて減量化を推進する。特に、大分県の中でも排出量が多い事業系ごみについては、今後も同水準で推移することが予想されるため（表2-1-37）、施策をより強化し、生活系ごみ以上の減量化を推進する。ただし、事業活動を継続させるためにも高い削減目標は設定せず、より現実的な目標設定とする。

リサイクル率については、バイオマス資源化センターでの生ごみ処理の見直しを行い、市民による生ごみの減量化・資源化を推進する。さらに、民間事業者との連携等による再資源化対策を推進することで、リサイクル率の向上を目指す。

目標 1 1人1日家庭系ごみ排出量を、440g/人・日以下とする。
1人1日生活系ごみ排出量を、現状のまま推移した場合の2%削減する

目標 2 事業系ごみ排出量を、現状のまま推移した場合の5%削減する

目標 3 リサイクル率を20%以上にする。

※1 家庭系ごみとは、生活系ごみから資源物などを引いたごみのことである。

※2 生活系ごみとは、家庭などの人の生活に伴って排出されるごみのことである。

2. 基本理念

本計画の基本理念は、「第3次日田市環境基本計画（令和6年3月改訂版）」において基本的方向性として掲げている「脱炭素・循環型のまち」を基本とし、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていく「サーキュラーエコノミー」へ移行することを目指す。

【本計画の基本理念】

- ① リデュース・リユース・リサイクルの3Rを基軸として、ごみの発生抑制を最優先にした、環境負荷の少ない脱炭素・循環型社会の構築
- ② 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミーへの移行の推進

3. 基本方針

ごみ処理に係る課題の解決及び目標達成の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定した。

基本方針 ① 発生抑制の推進

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、大分県平均よりはやや少ないが全国平均と比較すると50g以上多くなっており、更なる発生抑制を図ることが重要である。とくに、1人1日あたりの事業系ごみは、大分県平均よりも多くなっていることからも、事業系ごみの発生抑制を強化する必要がある。

3Rのうち、再生利用（リサイクル）よりも優先順位が高い発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）を推進し、これまでの対策に加え、食品ロスの削減及びコンポストの普及に努め、ごみになる前の対策を推進することとする。

更なる発生抑制を推進するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）を推進することが重要であり、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた対策を検討する。

基本方針 ② リサイクルの推進

本市の将来的な人口減少や高齢化、生活様式の変化に伴うごみ量の減少傾向等を踏まえ、今後は、コンポストの推進や民間事業者による資源ごみ回収・再資源化の連携等の対策を強化し、市の直接処理に限らない市内全体でのリサイクル率向上を図る。

基本方針 ③ 中間処理施設整備の推進

現在稼働中の日田市清掃センターについては、竣工から34年経過し、施設自体の老朽化により補修費が増加しており、新たな焼却施設の整備が急務となっている。また、令和8年11月末のFIT（固定価格買取制度）の終了に合わせて、バイオマス資源化センターで処理していた生ごみを可燃ごみと合わせて清掃センターで焼却処理する方針転換を行ったことから、現有施設での生ごみ処理を行いながら、新施設でのごみ量・ごみ質に応じた整備を進めていく。

基本方針 ④ 地域全体での協働（官民連携）の実現

基本理念に掲げたサーキュラーエコノミーを実現するためには、市民・事業者・行政が連携し、共通の意識を持った上で、それぞれの立場における役割と責任を果たすことが重要である。取組においては行政のみではなく、市民団体や事業者による取組も積極的に促進し、地域全体での協働を図るものとする。

基本方針 ⑤ ごみ処理経費の節減

令和8年11月末のFIT（固定価格買取制度）の終了に合わせて、バイオマス資源化センターを廃止することにより、中間処理施設の維持管理費を削減することに加え、その他のごみ処理経費も節減に努めていく。

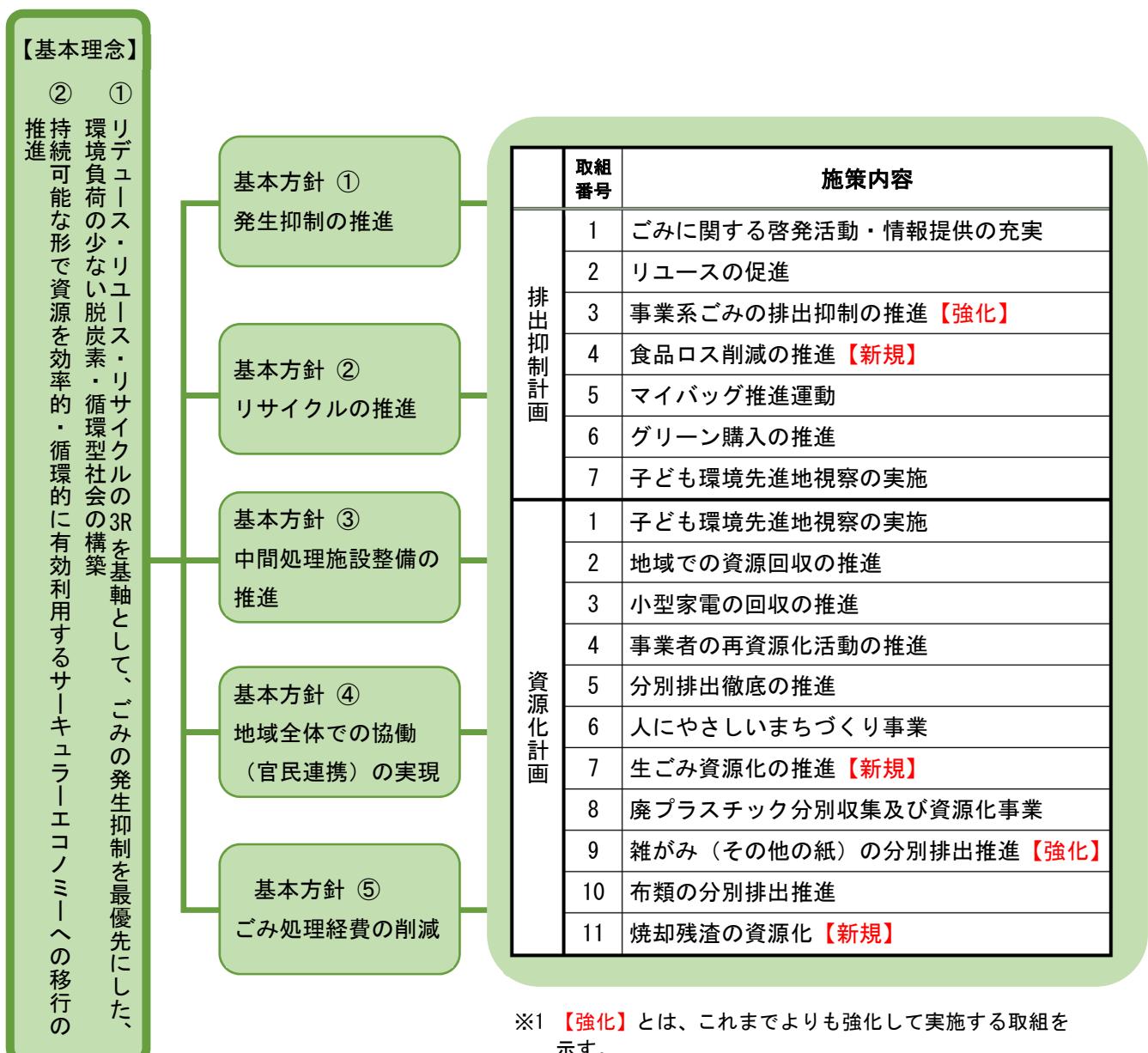


図2-2-1 ごみ処理基本計画の施策体系図

4. 排出抑制計画

本市は、目標達成のため以下の取組を実施し、ごみの排出抑制を推進する。

■ 取組番号1：ごみに関する啓発活動・情報提供の充実

「美しい水郷ひたづくり」に向けて、ごみに関する啓発活動を進めている。今後も市のホームページや広報誌等による啓発活動や情報提供を継続し、市民の自主的なごみ発生抑制行動の活発化を図る。

■ 取組番号2：リユースの推進

ふれあい宅配講座やごみ分別説明会、市民健康福祉まつりなどにおいて、衣類や日用品の譲渡などリユースの推進の呼びかけを行っている。今後も啓発活動を継続し、リユースの推進によるごみの発生抑制を図る。

■ 取組番号3：事業系ごみの排出抑制の推進【強化】

事業所に対しては、許可業者を通じてごみ排出量抑制に関する啓発・指導を実施している。また、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者には、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求め、ごみ排出量の実績やリサイクルの取組状況を確認している。

今後さらなる事業系ごみ量の削減を強化するためにも、どういった業種やどのような事業系ごみが種類別に多いのか、事業所や運搬業者へのアンケート調査、搬入時の展開検査の強化等により事業系ごみの排出実態把握を行い、原因の把握と要因の分析を行う。また、改善が見られない事業所には市が直接指導を行うと共に、日田市清掃センターにおける定期的な展開検査での実施内容や事業者に対するサーキュラーエコノミーについて、広報啓発活動を実施する。さらに、事業所からのごみ排出量の抑制を図るため、ごみ処理手数料の改定についても検討する。

■ 取組番号4：食品ロス削減の推進【新規】

飲食店における食べ残し削減のための30・10（さんまるいちまる）運動等、取組の普及啓発や、フードバンク活動・フードドライブ等の実施主体と連携し、未利用食品等の有効活用の推進を図る。

■ 取組番号5：マイバッグ推進運動

大分県では令和5年8月に「おおいたプラごみゼロ宣言」を発表し、県民・事業者・行政が連携、協力し、新たに発生する廃プラスチックゼロを掲げ、排出抑制等に県民総参加で取り組んでいくこととしている。本市でも市内6店舗が「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、レジ袋の削減による廃プラスチックの減量に取り組んでいる。また、市民環境会議「ごみ・リサイクル・景観部会」によるマイバッグ運動を市内スーパーで実施し、マイバッグの推進を呼びかけている。今後も協定締結店やマイバッグ推進協力店の拡大に向けた協力要請を継続し、マイバッグ持参率の向上を図るとともに、廃プラスチックの排出抑制のための普及啓発を行う。

■ 取組番号6：グリーン購入の推進

本市の事務用品の購入にあたっては、各課に対しグリーン購入の周知を行い、グリーン購入の実施を推進している。また、市民事業者に対しては、日田市環境基本計画に環境配慮型の商品の選択を記述するなど周知に努めた。今後もグリーン購入を推進し、環境への配慮に努めるとともに、内外に対し情報発信を行う。

■ 取組番号7：子ども環境先進地視察の実施

※資源化に係る取組と共に

市内の小学生を対象にごみ関連施設の見学や環境について学習する環境バスツアーを実施している。令和4年度からは、環境省認定の環境パフォーマーを招いて、子ども向けの環境講演会を開催し、環境問題への意識啓発を図った。今後も、同様の取組を継続し、ごみ分別やリサイクルに関する意識の向上を図る。

5. 資源化計画

本市では、目標達成のため以下の取組を実施し、ごみの資源化を図る。

■ 取組番号1：子ども環境先進地視察の実施

※排出抑制に係る取組と共に

市内の小学生を対象にごみ関連施設の見学や環境について学習する環境バスツアーを実施している。令和4年度からは、環境省認定の環境パフォーマーを招いて、子ども向けの環境講演会を開催し、環境問題への意識啓発を図った。今後も、同様の取組を継続し、ごみ分別やリサイクルに関する意識の向上を図る。

■ 取組番号2：地域での資源回収の推進

資源回収団体奨励金を交付することにより、市民団体による資源回収を推進している。今後も資源回収団体奨励金の交付を継続し、市民団体による資源回収を推進する。また、地域における拠点回収についても検討する。

■ 取組番号3：小型家電の回収の推進

小型家電については、市役所、振興局、振興センター等11箇所に設置している回収ボックスによる拠点回収や、ごみステーションでの回収を行っている。また、小型家電に含まれる二次電池（リチウムイオン電池等）が廃棄物として排出され、運搬時や処理時に火災事故が発生する事例が全国で相次いでいる。今後も小型家電の分別排出の徹底を図るとともに、市による回収に加え、販売店回収など民間事業者による回収を促進することにより、リサイクルの推進を図る。

■ 取組番号4：事業者の再資源化活動の推進

事業系ごみについては、缶やびん、ダンボールなどを許可業者が収集し、再資源化していることから、事業者の再資源化活動を推進する。また、民間事業者がスーパー等での店頭回収やリサイクルBOX設置等により回収する資源物についての実態把握に努める。

■ 取組番号5：分別排出徹底の推進

生活系ごみについては収集時に分別排出されていないごみは収集せず、事業系ごみについては日田市清掃センターにおいて定期的に展開検査を行っている。今後も同様の取組を継続するとともに、毎年4回実施している可燃ごみの組成調査結果を公表すること等により、分別排出の徹底を推進する。

■ 取組番号6：人にやさしいまちづくり事業

各種イベントでは、大量のごみが発生し、ごみの分別排出が徹底されていない状況にある。観光祭では毎年、「ひろえば街が好きになる運動」を実施し、観光客にトングとごみ袋を配付し、ごみ拾いを通じて、ごみの分別や持ち帰りの啓発を行っている。今後もイベント時にはごみ箱を置かないことやごみを持ち帰ることなどを、各種イベントを通して周知や普及・啓発活動に努め、ごみの分別排出を推進する。

■ 取組番号7：生ごみ資源化の推進【新規】

バイオマス資源化センターの廃止により、令和9年度以降、生ごみは可燃ごみと合わせて焼却処理されることとなる。生ごみの焼却処理量の削減を図るためにも、家庭における生ごみ堆肥化容器普及の推進、事業所から排出される生ごみの資源化の推進等を行う。

■ 取組番号8：廃プラスチック分別収集及び資源化事業

本事業は、前回計画での取組として位置づけていたが、廃プラスチックの収集から資源化までの費用や業者選定、事業に必要な人員の確保などが困難で実施に至っていない。事業実施に当たっては、廃プラスチックの排出量の推移や他自治体の取組状況等を注視しつつ、必要となる業務や費用等の把握及び費用対効果や市民負担の状況などを検証、それらを総合的に勘案する中で、資源化に向けた実施方策を検討する。

■ 取組番号9：雑がみ（その他の紙）の分別排出推進【強化】

焼却処理されている可燃ごみの中には、資源化できる雑がみが含まれている。この雑がみを紙袋等に入れて簡単に排出できることを記載した「家庭ごみの分け方・出し方」等により周知することで、家庭及び事業所における雑がみの発生抑制と分別排出を推進し、焼却処理量の削減とリサイクル率の向上を図る。

■ 取組番号10：布類の分別排出推進

焼却処理されている可燃ごみの中には、資源化できる布類が含まれている。今後も「家庭ごみの分け方・出し方」等の配布を継続し、布類の分別排出を推進する。また、事業者による分別排出も推進する。

■ 取組番号11：焼却残渣の資源化【新規】

清掃センターでの可燃ごみの焼却処理に伴い生じた焼却灰は固化し、最終処分場で埋立処分している。これらの焼却残渣をセメント原料化等により資源化を図ることで、最終処分量の低減を図る。

6. 目標達成時のごみ排出量等

各取組の実施により目標数値を達成したときのごみ排出量等の将来予測結果を以下に示す。

(詳細は資料編参照)

各取組を確実に実施することにより、目標数値の達成を目指す。

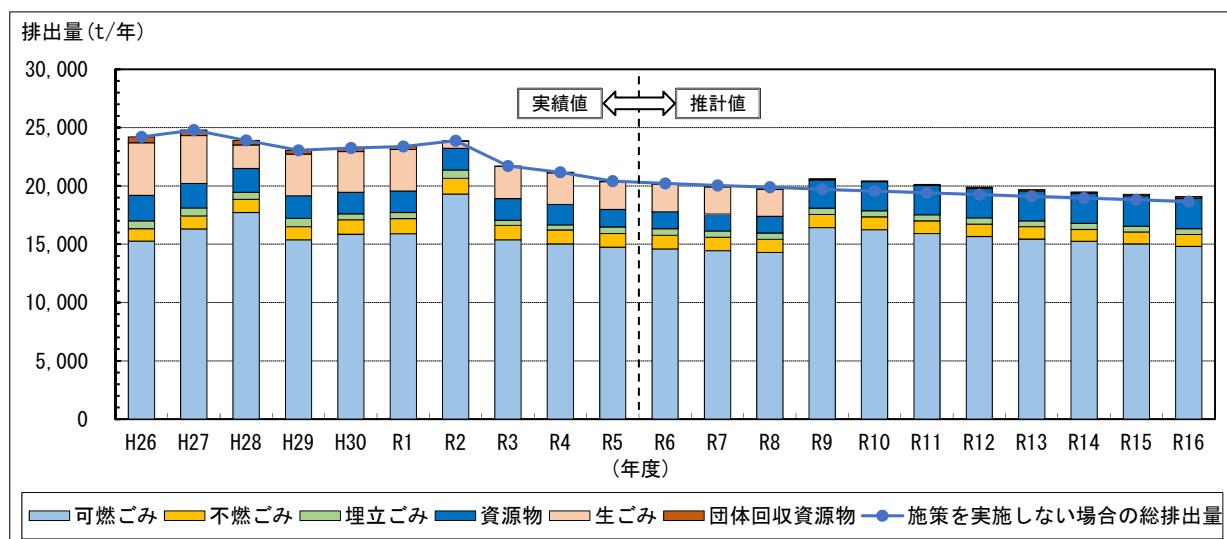
(1) ごみ総排出量

各取組の実施により目標数値を達成したときのごみ排出量の将来予測結果は、表 2-2-1(1)(2)及び図 2-2-2(1)(2)に示すとおりである。

表 2-2-1 (1) ごみ排出量の将来予測の結果（目標達成時、ごみ種別）

(単位:t/年)

年 度 項 目	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
可燃ごみ	14,745	15,923	14,823
不燃ごみ	1,177	1,079	1,003
空き缶、缶以外のカナモノ	510	466	432
びん・ペットボトル	646	595	554
有害物	21	18	17
埋立ごみ	566	531	502
資源物	1,484	2,503	2,629
紙類	1,207	2,252	2,396
布類	190	173	160
リターナブルびん	40	36	33
発泡スチロール	47	42	40
生ごみ	2,390	0	0
団体回収資源物	59	92	125
合計	20,421	20,128	19,082



※令和9年度から多量排出事業者の紙類（資源物）1,000t/年を含む

図 2-2-2 (1) ごみ排出量の将来予測の結果（目標達成時、ごみ種別）

表2-2-1 (2) ごみ排出量の将来予測の結果（目標達成時、排出形態別）

(単位:t/年)

年 度 項 目	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
生活系ごみ	11,974	10,860	10,000
事業系ごみ	8,389	9,176	8,957
団体回収資源物	59	92	125
合計	20,422	20,128	19,082

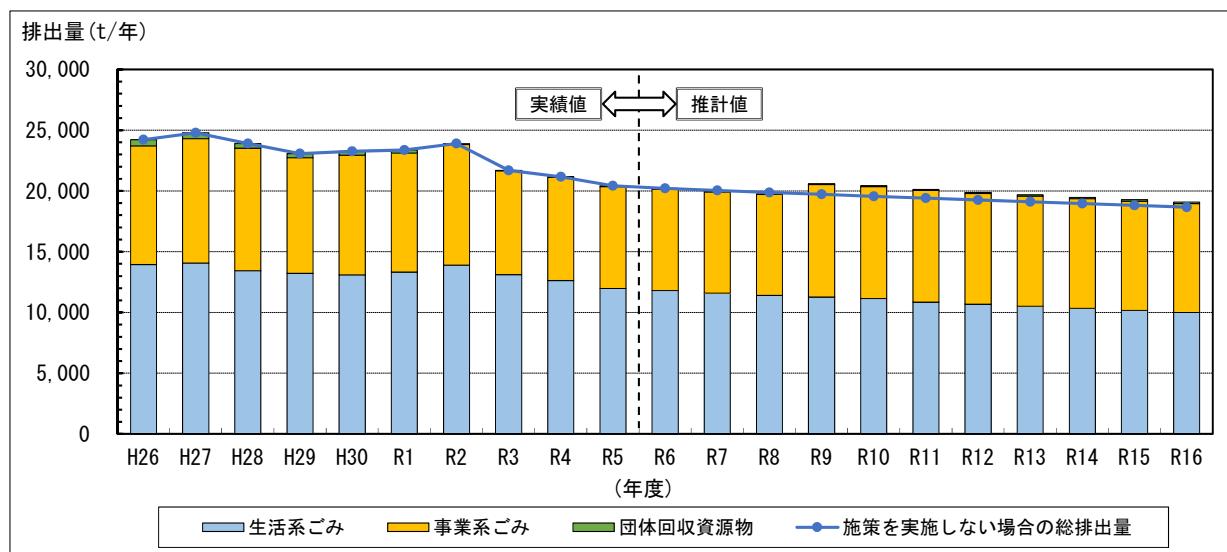


図2-2-2 (2) ごみ排出量の将来予測の結果（目標達成時、排出形態別）

(2) 1人1日家庭系ごみ排出量

各取組の実施により目標数値を達成したときの1人1日家庭系ごみ排出量の将来予測結果は、表2-2-2及び図2-2-3に示すとおりである。

表2-2-2 1人1日家庭系ごみ排出量の将来予測の結果（目標達成時）

(単位：g/人・日)

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
1人1日家庭系ごみ排出量		468.1	454.8	436.6

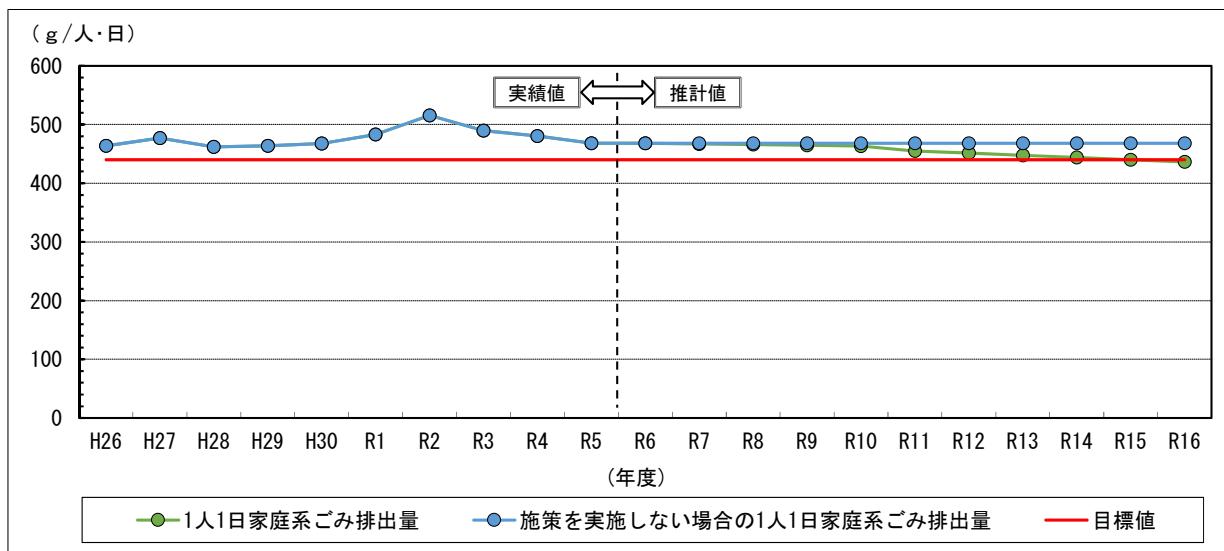


図2-2-3 1人1日家庭系ごみ排出量の将来予測の結果（目標達成時）

(3) リサイクル率

各取組の実施により目標数値を達成したときのリサイクル率の将来予測結果は、表 2-2-3 及び図 2-2-4 に示すとおりである。

表 2-2-3 リサイクル率の将来予測の結果（目標達成時）

項目	年 度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
リサイクル率		17.3%	21.6%	23.3%

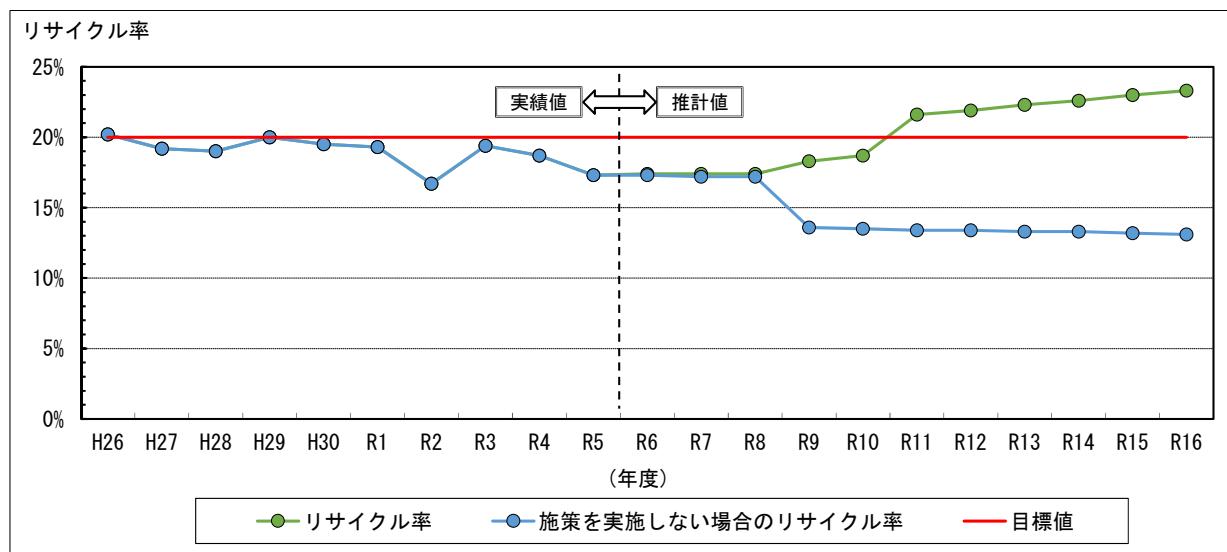


図 2-2-4 リサイクル率の将来予測の結果（目標達成時）

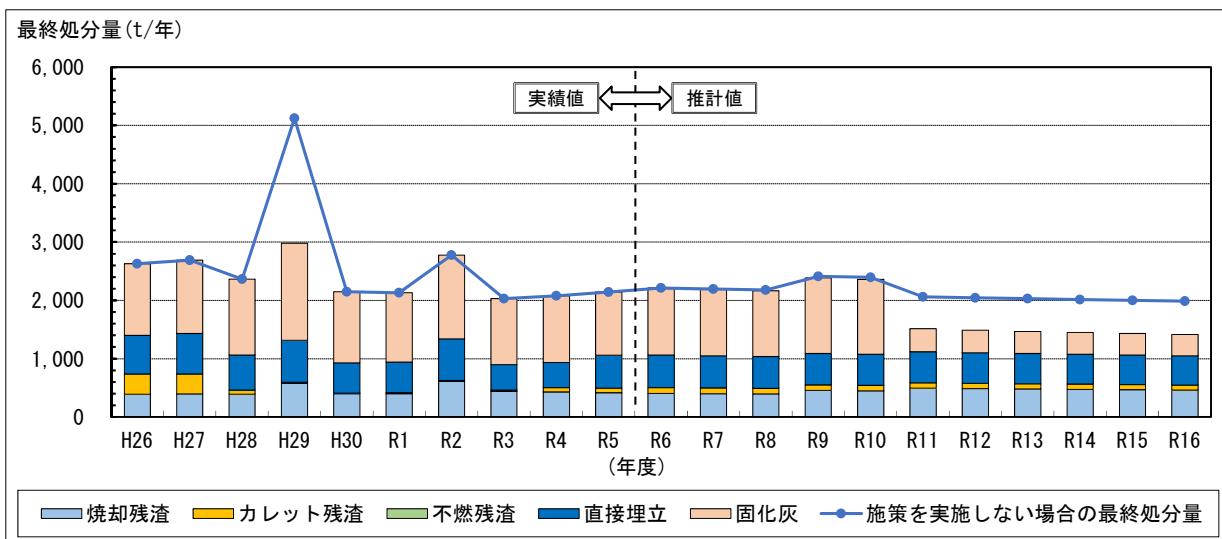
(4) 最終処分量

各取組の実施により目標数値を達成したときの最終処分量の将来予測結果は、表 2-2-4 及び図 2-2-5 に示すとおりである。

表 2-2-4 最終処分量の将来予測の結果（目標達成時）

(単位:t/年)

年度 項目	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
焼却残渣	415	496	460
カレット残渣	79	92	86
不燃残渣	0	0	0
直接埋立	566	531	502
固化灰・飛灰	1,082	394	365
合 計	2,142	1,513	1,413



※ 平成 29 年度の最終処分量には、災害ごみ (2,143t) を含む。

図 2-2-5 最終処分量の将来予測の結果（目標達成時）

7. 収集・運搬計画

(1) 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とする。

(2) 実施主体

収集運搬の実施主体は、日田市とする。

(3) 収集形態

収集形態は、表2-2-5のとおりとする。

表2-2-5 収集形態

区分	収集形態
生活系ごみ	委託収集
事業系ごみ	許可収集
粗大ごみ	許可収集

(4) ごみの分別区分等

将来的な分別区分等は、現状の分別区分にプラスチック製容器包装を加え、表2-2-6のとおりとする。

表2-2-6 ごみの分別区分等

分別		区分	収集対象	収集区域	収集形態	収集場所	収集頻度	指定容器				
可燃ごみ		生ごみ	令和9年度～		一般生活系ごみ	民間業者委託（3社）	2回/週	燃やせるごみ 専用指定袋				
～令和8年度			びん・ペットボトル					透明または半透明袋				
不燃ごみ			空き缶				1回/月	燃やせないごみ 兼用指定袋				
缶以外のカナモノ（小型家電含む）		資源物	有害物		市内全域	ごみステーション	4回/年					
有害物			蛍光灯				3回/年					
乾電池・水銀体温計			ダンボール				4回/年					
埋立ごみ			新聞・チラシ				2回/月	紐で十字に結ぶ 雑がみは紙袋もしくは透明または半透明袋				
紙類			紙パック					透明または半透明袋				
雑誌・雑がみ（その他の紙）			発泡スチロール				そのままか 透明または半透明袋	そのままか 透明または半透明袋				
布類			リターナブルびん					透明または半透明袋				
リターナブルびん			一升びん					透明または半透明袋				
ビールびん								透明または半透明袋				
プラスチック製容器包装								透明または半透明袋				

8. 中間処理計画

(1) 実施主体

中間処理の実施主体は、日田市とする。

(2) 中間処理を行うごみの種類及び処理方法等

将来的な中間処理の方法等は、表 2-2-7 のとおりとする。

表 2-2-7 中間処理の方法等

		処理施設	処理方法
可燃ごみ		焼却施設	焼却
不燃ごみ		リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包
資源物	紙類	—	民間業者への委託処理
	布類	—	民間業者への委託処理
	リターナブルびん	—	民間業者への委託処理
	発泡スチロール	—	民間業者への委託処理
生ごみ	～令和8年度	バイオマス資源化センター	メタン発酵
	令和9年度～	焼却施設	焼却

(3) 施設の整備計画等

日田市清掃センターでのごみ処理を継続しながら、新施設の整備を推進する。

可燃ごみ（生ごみを含む）、不燃ごみ（空き缶、缶以外のカナモノ（小型家電を含む）、びん・ペットボトル、有害物）及び資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール）を長期に亘って安定的にかつ適正に処理または資源化する新たな中間処理施設の整備を推進する。

(4) 目標達成時の中間処理量の見込み

施策の実施により目標数値を達成したときの中間処理量の見込みは、表 2-2-8 に示すとおりである。

表 2-2-8 中間処理量の見込み（目標達成時）

（単位：t/年）

年 度		R5(2023) (実績値)	R11(2029) (新施設稼働開始予定年度)	R16(2034) (計画目標年度)
可燃ごみ	焼却処理	14,653	15,746	14,588
	資源化	紙類	67	144
		布類	25	33
不燃ごみ	びん・ペットボトル	646	595	554
	空き缶・缶以外のカナモノ	510	466	432
	有害物	21	18	17

※ 紙類・布類は令和8年度以降：新規に1%の増加を想定している。

9. 最終処分計画

(1) 実施主体

最終処分の実施主体は、日田市とする。

(2) 最終処分を行うごみの種類及び処理方法等

将来的な最終処分の方法等は表 2-2-9 のとおりとする。

令和 11 年度以降新清掃センターが稼働開始することに伴い、焼却残渣の一部資源化を開始する。また、現在焼却に伴って生じる飛灰はセメント固化処理を行っているが、新清掃センターではセメント固化処理を行わず、薬剤処理を行うこととなる。

表 2-2-9 最終処分の方法等

		処理施設	処理方法	
焼却残渣	～令和 10 年度	最終処分場	埋立	
	令和 11 年度～	50%：最終処分場	埋立	
		50%：－	民間業者への委託処理	
カレット残渣		最終処分場	埋立	
不燃残渣		最終処分場	埋立	
災害ごみ		最終処分場	埋立	
固化灰	～令和 10 年度	最終処分場	埋立	
飛灰	令和 11 年度～	最終処分場	埋立	

(3) 日田市清掃センター最終処分場の残余容量の将来予測

施策の実施により目標数値を達成したときの最終処分量の将来予測結果は表2-2-10、日田市清掃センター最終処分場の残余容量の将来予測結果は表2-2-11に示すとおりである。

目標達成時の日田市清掃センター最終処分場の残余容量は、計画目標年度である令和16年度において6,584m³と見込まれる。

令和16年度において、埋立率は94.2%となり、埋立容量が減少していることから、次期最終処分場の整備を検討する。

表2-2-10 最終処分量の将来予測の結果（目標達成時）

項目	年度	単位	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)	備考
焼却残渣	t/年		415	496	460	–
	m ³ /年		415	496	460	1.0m ³ /t
カレット残渣	t/年		79	92	86	–
	m ³ /年		87	101	95	1.1m ³ /t
不燃残渣	t/年		0	0	0	–
	m ³ /年		0	0	0	0.8m ³ /t
直接埋立	t/年		566	531	502	–
	m ³ /年		640	584	552	1.1m ³ /t
固化灰	t/年		1,082	394	365	–
	m ³ /年		1,082	394	365	1.0m ³ /t
覆土	t/年		169	68	63	–
	m ³ /年		186	75	69	1.1m ³ /t
合計	t/年		2,310	1,581	1,476	–
	m ³ /年		2,409	1,650	1,541	–

表2-2-11 日田市清掃センター最終処分場の残余容量の将来予測の結果（目標達成時）

項目	年度	単位	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
埋立量	m ³ /年		2,409	1,650	1,541
埋立累計	m ³		85,375	99,081	106,991
残余容量	m ³		28,200	14,494	6,584
埋立率*	%		75.2	87.2	94.2

* 埋立率=埋立累計÷全体容量(113,575m³)

10. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 特別管理一般廃棄物の適正処理

ア. ポリ塩化ビフェニル (PCB) を使用した部品

PCB を使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジが挙げられる。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法に則り処理されている。これらは、「生活系ごみの分け方・出し方」等により、今後も販売店や専門業者等での引取りを促進し、適正処理の徹底を図るものとする。

イ. 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従った適正処理を推進する。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても、「生活系ごみの分け方・出し方」等により、市民への啓発を行う。

ウ. 廃水銀

家庭から排出される廃水銀（水銀体温計など）は蛍光管とともに有害物として収集、処理されている。廃水銀についても「生活系ごみの分け方・出し方」等により、市民への啓発を行い、適正処理の徹底を図るものとする。

エ. ばいじん

現在、焼却処理により発生した、ばいじんはセメント固化処理しその後埋立処理をしているが、令和11年度以降新清掃センター稼働開始後は、キレート等の薬剤処理をしたのちに埋立処理をすることとする。

(2) 適正処理困難物の適正処理

本市で取り扱いできないもの（適正処理困難物）は、表2-2-12に示すとおりである。これらの適正処理困難物は、「生活系ごみの分け方・出し方」等により、購入店・販売店・専門業者に相談して適正に処理を行うことを市民や事業者に指導する。

表2-2-12 本市で取り扱いできないもの（適正処理困難物）

種類	処分方法
タイヤ、石油類（ガソリン・オイル等）、消火器、ガスボンベ、バッテリー、塗料・農薬・劇薬	購入店・販売店に引渡し
家電リサイクル対象品（エアコン、テレビ（液晶・プラズマを含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	購入店・販売店・専門業者に相談
パソコン	パソコンメーカーに引渡し

(3) 不法投棄対策

環境パトロールによる定期的な巡回監視、警察署や保健所との連携、市民からの通報等による監視体制を継続し、ごみの不法投棄の未然防止及び適正処理に努める。

(4) 災害廃棄物対策

ア. 基本的考え方

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康または生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、将来にわたって災害廃棄物による影響が生じないよう、最終処分量を低減させる必要がある。

イ. 各種計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定等

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内的一般廃棄物についての処理責任を有している。

本市では、平成29年3月に「日田市災害廃棄物処理計画」を策定したが、今後発生が想定される大規模な地震災害や風水害への備え、「災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成30年3月、環境省)」や「大分県災害廃棄物処理計画(改訂版)(令和2年3月、大分県)」を踏まえ、令和6年度に計画の改訂を行った。

今後は、当該計画に基づき、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靭な廃棄物処理体制の整備を図る。

ウ. 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

本市では、「日田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理事業の実施に加え、一般廃棄物処理事業の継続性を確保するものとする。

(5) 進行管理計画

計画の進行管理については、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行う。

- ① 計画策定の趣旨や目標について市民や事業者に説明を行い、理解と協力を得るように努める。また、広報誌への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、市民、廃棄物処理業者、排出事業者等に広く周知していく。
- ② 一般廃棄物処理基本計画にしたがって、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処分していく。
- ③ 一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ減量等の目標数値及び基本方針を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を日田市環境白書等により、市民に対し公表する。
- ④ 一般廃棄物処理基本計画について、必要に応じて概ね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行う。
また、一般廃棄物処理実施計画において年度ごとの改善策その他の施策を定める。

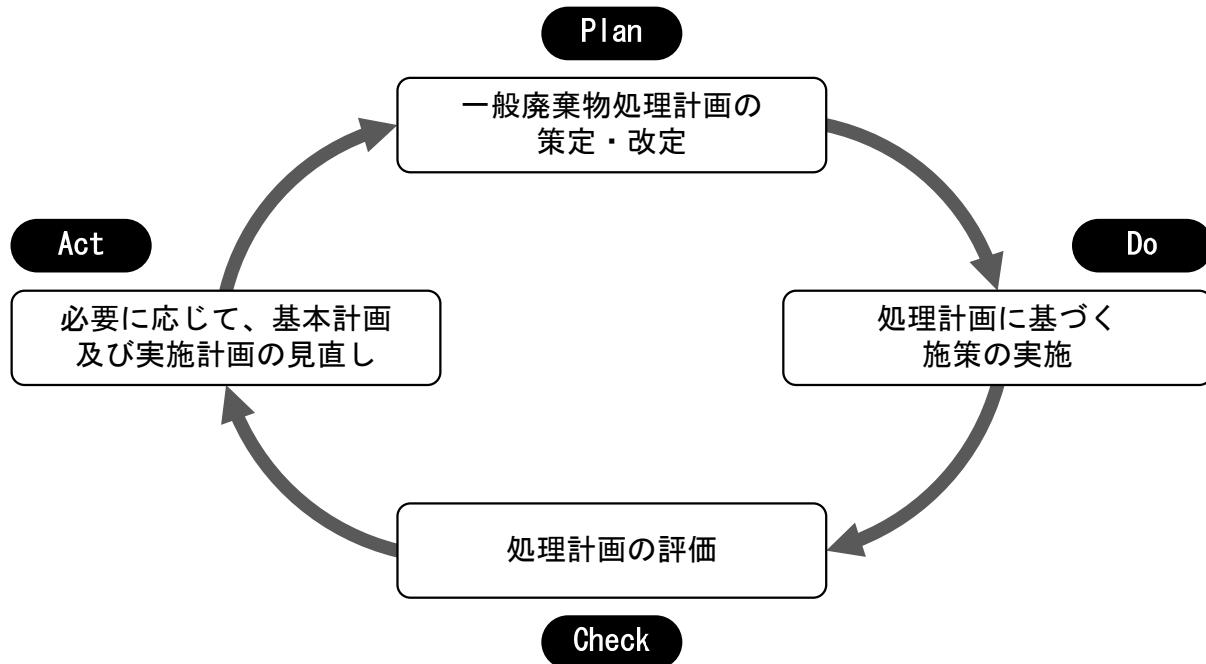


図2-2-6 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

第3部 食品ロス削減推進計画

第1章 計画策定の趣旨

1. 背景と目的

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロス発生量の推移を図3-1-1に示す。令和4年度では、全国で472万tの食品ロスが発生している。

食品ロスに関しては、平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」(SDGs)の1つに「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は、国際的にも重要な課題となっている。

国内では、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)が施行され、令和2年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域の特性を踏まえた食品ロス削減の取組を推進していくために、都道府県及び市町村は食品ロス削減推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。当該方針では、家庭系及び事業系の食品ロスを令和12年度までに平成12年度比で半減※するとの目標が定められていたが、令和7年3月に見直され、事業系食品ロスを令和12年度までに平成12年度比で60%削減とする目標が新たに定められ、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策が追加された。

大分県では、第3次大分県環境基本計画の個別計画として、令和3年3月に「大分県食品ロス削減推進計画」を策定していたが、令和6年10月に策定した「第4次大分県環境基本計画」に包含され、「環境への負荷を抑えた循環型社会の構築」の施策の基本目標の下、食品ロス削減に向けた取組の推進を図っている。

本市においても、これまで取り組んできた生ごみの再資源化に係る方針を見直すことになり、本市のごみ処理体制は大きな転換期を迎えており。今後は、食品ロスの発生自体を減らすことを最優先とし、市民及び事業者自らが食品ロスの発生を減らす行動を積極的に進めるために、食品ロス削減推進計画を策定する。

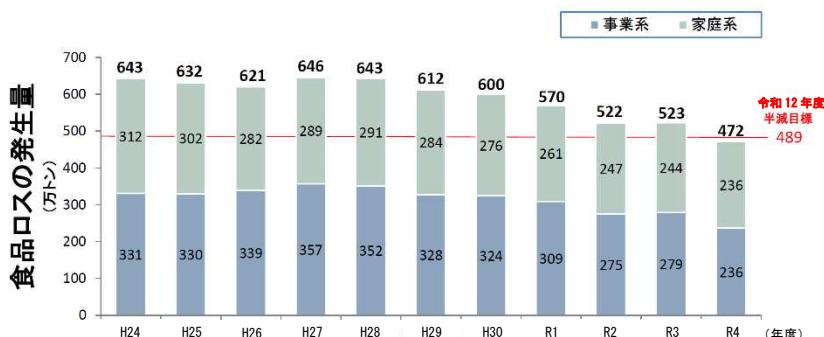


図3-1-1 食品ロス発生量の推移（我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）を基に作成）

※ 平成12年度（2000年度）、令和12年度（2030年度）

※ 令和12年度までに平成12年度(980万トン)比の半減、すなわち489万トンとする目標が定められている。。

2. 食品ロスとは

食品ロスとは、食品廃棄物から不可食部（＝「調理くず」（野菜・果物の皮、肉・魚の骨など））を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、発生要因ごとに「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類される。食品ロスの対象を図3-1-2に示す。



図3-1-2 食品ロスの対象

3. 本計画の適用範囲

本計画は「一般廃棄物処理基本計画」の一部であることを踏まえ、その適用範囲は、家庭から生じる食品ロスである「家庭系食品ロス」と、事業所から生じるものとのうち、一般廃棄物に区分される食品ロスである「事業系一般廃棄物食品ロス」とする。

第2章 食品ロスの現状

1. 食品ロス発生状況

(1) 家庭系食品ロス量

家庭系食品ロス量は、国及び大分県による推計方法を踏まえつつ、生ごみの分別収集を実施している本市の現状を鑑み、以下のとおり本市独自の推計方法で推計を行った。

【推計式】

家庭系食品ロス量

= 家庭系食品廃棄物発生量 × 家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

= {バイオマス資源化センターへの家庭系生ごみ搬入量

+ (清掃センターへの家庭系可燃ごみ搬入量 × 廚芥類の組成割合)}

× 家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

本市の家庭系食品ロス量の推計結果を表3-2-1、図3-2-1に示す。家庭系食品ロス量、1人1日あたりの家庭系食品ロス量ともに、生活系ごみ収集量の減少に伴い、年々減少傾向にある。令和5年度の家庭系食品ロス量は586t/年、1人1日あたりの家庭系食品ロス量は26g/人・日と推計された。

表3-2-1 家庭系食品ロス量の推計結果

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
人口	人	69,584	68,588	67,792	67,008	65,962	65,015	64,112	63,159	62,232	61,313
バイオマス資源化センターへ搬入されるt/年		2,277	2,062	1,005	1,750	1,688	1,753	308	1,407	1,427	1,283
家庭系生ごみ搬入量	t/年	8,088	8,439	9,082	8,157	8,194	8,369	10,275	8,559	8,177	7,873
厨芥類の組成割合 ^{1,2}	%	5.6	9.9	10.5	11.7	11.5	6.4	23.1	7.9	4.6	5.9
家庭系食品廃棄物発生量	t/年	2,730	2,897	1,959	2,704	2,630	2,289	2,682	2,083	1,803	1,748
食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合 ³	%	34.0	34.1	35.6	34.9	35.2	33.5	32.4	33.2	33.0	33.5
家庭系食品ロス量	t/年	928	988	697	944	926	767	869	692	595	586
1人1日あたりの家庭系食品ロス量	g/人・日	37	39	28	39	38	32	37	30	26	26

※1 資料：日田市環境白書（令和5年度版）

※2 廚芥類の組成割合は、家庭系ごみと事業系ごみが混合した清掃センターのごみピット内のごみを対象に実施した組成分析の結果のため、表3-2-2と同数値としている。

※3 資料：食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（令和7年3月版）（環境省）

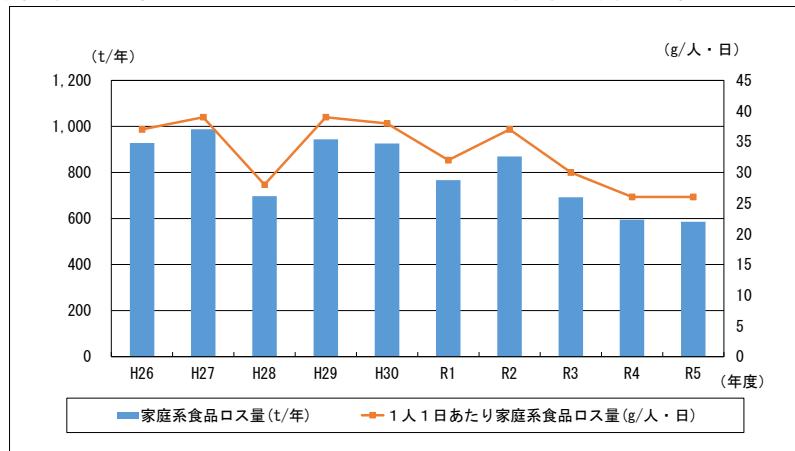


図3-2-1 家庭系食品ロス量の推計結果

(2) 事業系一般廃棄物食品ロス量

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量は、家庭系食品ロス量と同様に、国及び大分県による推計方法を踏まえつつ、生ごみの分別収集を実施している本市の現状を鑑み、以下のとおり本市独自の推計方法で推計を行った。

【推計式】

事業系一般廃棄物食品ロス量

= 事業系食品廃棄物発生量 × 事業系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

= {バイオマス資源化センターへの事業系生ごみ搬入量

+ (清掃センターへの事業系可燃ごみ搬入量 × 厨芥類の組成割合)}

× 事業系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量の推計結果を表3-2-2、図3-2-2に示す。事業系一般廃棄物食品ロス量は、年々減少傾向にあり、令和5年度の事業系一般廃棄物食品ロス量は439t/年と推計された。

表3-2-2 事業系一般廃棄物食品ロス量の推計結果

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
バイオマス資源化センターへの事業系生ごみ搬入量	t/年	2,229	2,025	1,014	1,838	1,798	1,810	271	1,339	1,279	1,109
清掃センターへの事業系可燃ごみ搬入量	t/年	7,176	7,869	8,648	7,230	7,666	7,523	9,036	6,822	6,854	6,872
厨芥類の組成割合 ^{1,2}	%	5.6	9.9	10.5	11.7	11.5	6.4	23.1	7.9	4.6	5.9
事業系食品廃棄物発生量	t/年	2,631	2,804	1,922	2,684	2,680	2,291	2,358	1,878	1,594	1,514
食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合 ^{3,4}	%	67.4	62.6	57.8	53.0	48.2	43.4	38.6	33.8	29.0	29.0
事業系一般廃棄物食品ロス量	t/年	1,773	1,755	1,111	1,423	1,292	994	910	635	462	439

※1 資料：日田市環境白書（令和5年度版）

※2 厨芥類の組成割合は、家庭系ごみと事業系ごみが混合した清掃センターのごみピット内のごみを対象に実施した組成分析の結果のため、表3-2-1と同数値としている。

※3 資料：食品循環資源の再生利用等実態調査（令和6年3月、令和元年3月）（農林水産省）より引用。

※4 食品ロスの平均割合は令和4年度、平成29年度の実績しか公表されていないため、残りの期間は直線補完により推計している。ただし、令和5年度は令和4年度と同数値とする。

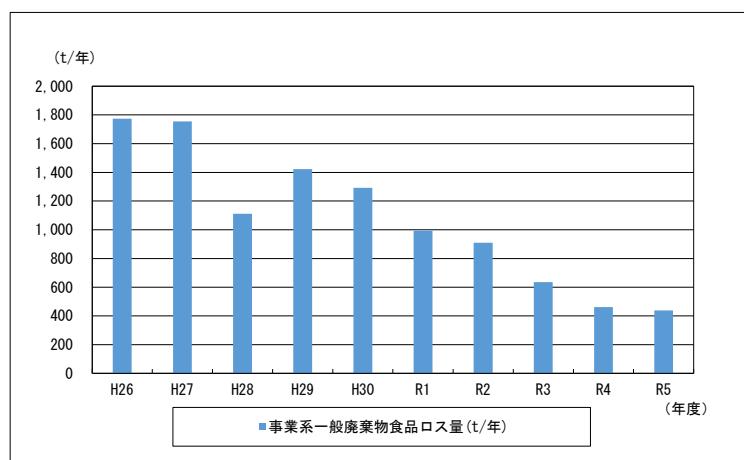


図3-2-2 事業系一般廃棄物食品ロス量の推計結果

第3章 食品ロス削減に関するアンケート調査結果

令和4年度に、日田市消費者団体連絡協議会と共に、イベントに来場した日田市内在住の消費者300人を対象に実施したアンケート調査結果のうち、食品ロス削減に関する事項を以下に示す。

1. 食品ロスの発生頻度

家庭において食品ロスが発生する頻度を図3-3-1に示す。

「週1、2回程」が最も多く、次いで「まったくない」が多くなっている。

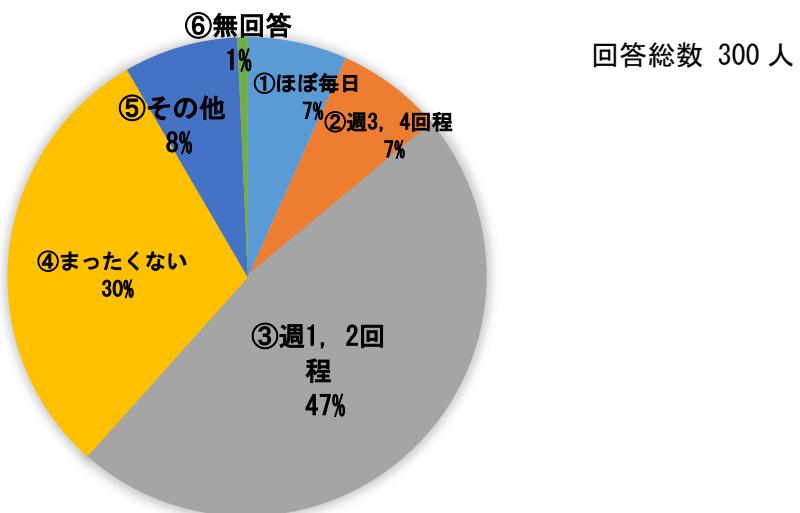


図3-3-1 食品ロスの発生頻度

2. 食品ロス削減の取組

家庭において食品ロス削減のために気を付けていることを図3-3-2に示す。

「食料を買いすぎない」が最も多く、次いで「食物を残さない」「賞味期限の近い商品から買う」の順となっている。

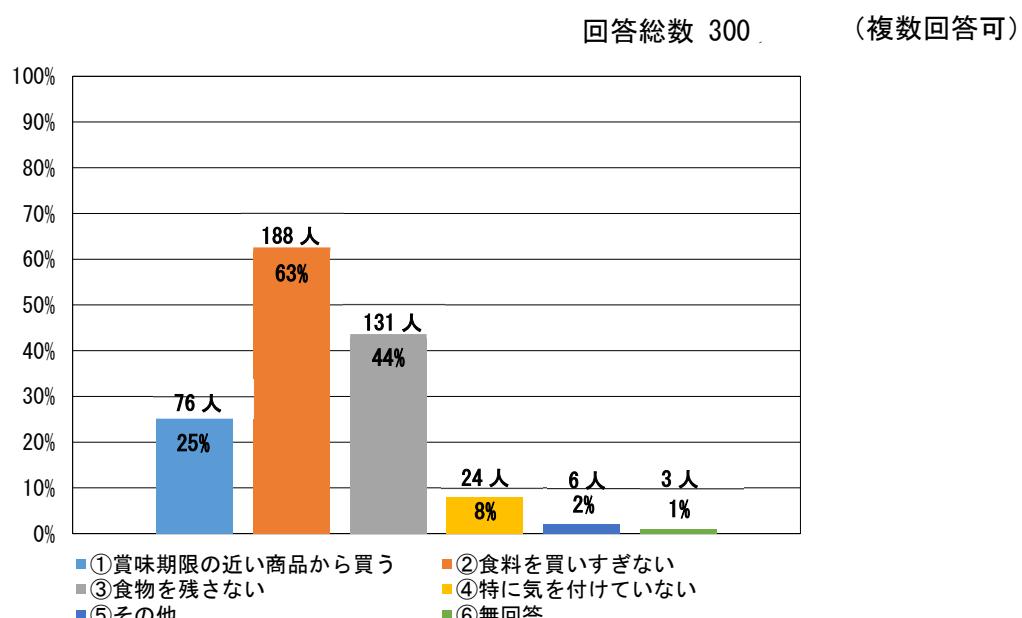


図3-3-2 食品ロス削減の取組

第4章 食品ロスの課題

1. 家庭系食品ロス

本市の家庭系食品ロス量は年々減少傾向で推移している。

市民を対象にしたアンケート調査によると、家庭において週1、2回の頻度で食品ロスが発生している家庭が多い。家庭系食品ロスが発生する要因としては、料理の作り過ぎによる食べ残しや、同じものを買ってしまうことなどにより消費・賞味期限切れ等の手付かず食品が生じていることなどが考えられる。

一方、各家庭において「食料を買いすぎない」「食物を残さない」「賞味期限の近い商品から買う」等といった食品ロス削減の取組が行われていることも確認されている。こういった取組をより推進するためにも、食品ロスの現状や削減による効果、市民が日常生活において食品ロスを減らすための行動等について市報や市のホームページ等を通じて啓発を行う必要がある。

2. 事業系一般廃棄物食品ロス

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量は、家庭系食品ロス量と同様に、年々減少傾向で推移している。これは、本市において、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業といった事業系一般廃棄物食品ロスの発生が多い事業所数が減少していることが要因として考えられる。また、令和2年度以降のコロナ禍の影響により、旅館や飲食店等の閉店や事業活動が制限されたほか、市民の外出先での飲食の機会が減少したことも、事業系一般廃棄物食品ロスの減少につながっているものと考えられる。

一方、事業系一般廃棄物食品ロスについては、各事業所で削減に向けた取組が行われていると考えられるが、業種別にどのような食品ロスがどれくらい発生しているか、その実態が把握できていない点が課題として挙げられる。事業系一般廃棄物食品ロスの発生状況・発生要因等を踏まえて施策のターゲットを定め、各事業所において食品ロスを削減する行動を積極的に推し進めていく必要がある。

第5章 食品ロス削減推進計画

1. 基本理念及び基本方針

食品ロス削減推進計画では、以下の基本理念と基本方針を定め、市民、事業者、行政の連携・協力のもと、食品ロスの発生抑制と未利用食品等の有効活用を促進し、持続可能な循環型社会を構築することを目指す。

【食品ロス削減推進計画の基本理念】

市民、事業者、市が協力した循環型社会の構築

基本方針 ① 食品ロスの発生抑制

食品ロス削減の取組を進めるにあたっては、本市における食品ロスの発生状況・発生要因等を把握した上で取組のターゲットを定めることが重要となる。本市の食品ロスの発生実態を踏まえ、市民や事業者が食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動を実践できるよう、必要な情報発信と普及啓発を行う。

基本方針 ② 未利用食品等の有効活用

市民、事業者、行政の連携・協力のもと、未利用食品等の有効活用を促し、食品ロスを削減する。

2. 食品ロス削減推進のための関連法令、計画

(1) 食品リサイクル法及び食品リサイクル法に基づく基本方針

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(以下「食品リサイクル法」という。)は、平成13年5月に制定され、食品廃棄物について発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食など)による食品循環資源の再生利用などを促進している。

令和7年3月に策定された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標として、表3-5-1が定められている。

※国の基本方針や計画における「事業系食品ロス」には、「産業廃棄物」も含まれているが、本計画では「産業廃棄物」については対象としていないため、「事業系一般廃棄物食品ロス」としている。

表3-5-1 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の数値目標

項目	目標	目標年度
事業系食品ロス量	平成12年度比で60%削減	令和12年度
食品廃棄物等の再生利用等の実施率	<ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業: 95% ・食品卸売業: 75% ・食品小売業: 65% ・外食産業: 50% 	令和11年度
【参考目標】 食品廃棄物等の焼却・埋立て実施率	<ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業: 5% ・食品卸売業: 25% ・食品小売業: 35% ・外食産業: 50% 	令和11年度

(2) 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

「食品ロス削減推進法」は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元年10月に施行された。当該法第13条において、市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるもので、令和2年3月に閣議決定され、令和7年3月に変更された。当該方針に定められた食品ロスの削減目標を表3-5-2に示す。

表3-5-2 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の数値目標

項目	目標	目標年度
家庭系食品ロス量	平成12年度比で半減	令和12年度
事業系食品ロス量	平成12年度比で60%削減	
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80%	

3. 国の関連計画

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

「第五次循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものである。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する指標」のうち、「素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況」を把握するために、入口側の循環利用率、出口側の循環利用率、最終処分量を指標として定めている。一方、計画のフォローアップに当たっては、今後数年で特に取組の進展が望まれる品目・取組内容や、循環経済工程表等で設定された品目・取組内容・目標についても併せて個別に進捗を把握することとし、「食品ロス量半減」がその例として挙げられている。

4. 大分県の関連計画

(1) 大分県環境基本計画

大分県では、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向のほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた「第4次大分県環境基本計画」を令和6年10月に策定している。当該計画では、食品ロス削減推進法第12条の規定に基づく食品ロス削減推進計画を内包し、施策の基本目標の一つに「環境への負荷を抑えた循環型社会の構築」を掲げ、県内の食品ロス量を減らすための様々な施策や取組を推進している。

大分県では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの両方を平成12年度比で令和12年度までに半減させることを目標としている。

5. 数値目標

食品ロス削減推進計画における数値目標は、国や本市の関連計画で掲げられた指標を踏まえ、以下のとおり定める。

(1) 食品ロス量

国は、家庭系食品ロス量を平成12年度比で令和12年度までに半減、事業系食品ロス量を平成12年度比で令和12年度までに60%削減することを目標としている。

下表のとおり、本市の令和5年度の家庭系食品ロス量及び事業系一般廃棄物食品ロス量は、ともに令和12年度の国の削減目標値を大きく上回り、すでに目標を達成している状況にある。

食品ロス削減推進計画においては、令和5年度の現状の水準を基準とし、計画目標年度（令和16年度）に向けて、さらに食品ロス削減に向けた各種取組を強化・拡充することにより、より一層の削減を図ることとする。

計画目標年度（令和16年度）における目標値は、家庭系食品ロス量は500t/年（令和5年度比で15%減）、事業系一般廃棄物食品ロス量は400t/年（令和5年度比で9%減）と設定する。

表 3-5-3 食品ロス量の目標値

項目	単位	H12(2000)	R5(2023)	R16(2034)
		実績値	実績値	目標値
家庭系食品ロス量	t/年	2,329	586	500
事業系一般廃棄物食品ロス量	t/年	1,466	439	400
食品ロス量合計	t/年	3,795	1,025	900

※ 国の方針に基づき、家庭系食品ロス量を平成12年度に対し令和12年度までに半減、事業系一般廃棄物食品ロス量を平成12年度から令和12年度までに60%削減させた場合の各食品ロス量

:家庭系食品ロス量:1,165t/年、事業系一般廃棄物食品ロス量:586t/年

6. 施策の方向性

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの発生抑制と未利用食品等の有効活用を図る。

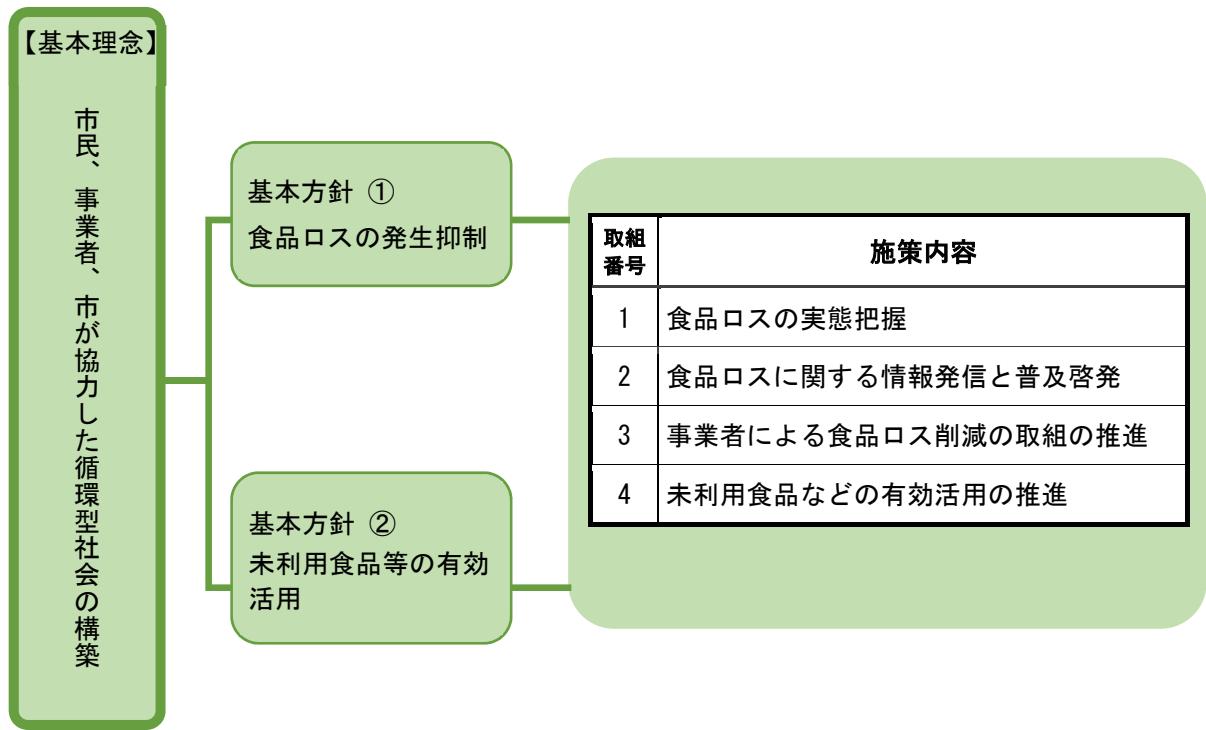


図 3-5-1 食品ロス削減推進計画の施策体系図

■取組番号1：食品ロスの実態把握

- ・食品ロスに関するアンケート調査や組成分析調査等の実施により、本市の食品ロスの実態把握に努め、発生抑制に効果的な施策を検討する。

■取組番号2：食品ロスに関する情報発信と普及啓発

【取組例】

- ・10月の食品ロス削減月間を中心に、食品ロスの削減をテーマにしたイベントの開催や研修会等の開催を通して、消費者や事業者が食品ロスの削減について考える機会を創出する。
- ・食品の期限表示である「消費期限」と「賞味期限」の違い（下記の※【参考】を参照のこと）を普及啓発することにより、賞味期限直後の廃棄を減らす。
- ・府内関係部署と連携し、食育活動の中で、食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを育成するとともに、「使い切り」、「食べきり」、「水切り」など食品ロスの発生を減らす食生活を推進する。
- ・消費者に対し、家庭内食品の在庫管理をすすめる「冷蔵庫スッキリ大作戦」や使い切り運動の実施、食品ロスを防止する効果的な買い物の実践を呼びかけるなど、手付かず食品の削減を推進する。
- ・「買い物」「調理」「片付け」の一連の流れを通して食材の無駄となるべく出さない調理方法や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発など食材の有効活用につながるエコクッキングの取組を推進する。
- ・家族や自分自身の食事の適正量を考慮した調理を呼び掛けるなど、食べ残しの削減を推進する。
- ・災害に備え備蓄していた食材が食品ロスに繋がらないようにローリングストック法（備蓄した非常食を毎月1回以上食べて買い足す備蓄法）の活用を促進する。
- ・市のホームページ、広報を活用して食品ロスに関わる情報を発信する。
- ・食品ロスの削減に係る他自治体等での取組を調査し、実施に向けた検討を行う。
- ・市内高校生と食品ロス対策に取り組む。
- ・子ども向けの環境講演会等を活用し、子ども達に対する食品ロス削減啓発に取り組む。

※【参考】消費期限と賞味期限の違いとは

賞味期限と消費期限の違いは以下のとおりです。賞味期限も消費期限も、袋や容器を開けないで、書かれた通りに保存していた場合の安全やおいしさを約束したものです。

	定義	表示がされている食品の例
消費期限	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日のこと。消費期限を過ぎた食品は食べないほうがよい。	品質（状態）が急速に劣化しやすい食品（弁当、調理パン、そうざい、生菓子類、生めん類など）
賞味期限	定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日のこと。当該期限を過ぎた場合であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではない。	品質の劣化が比較的穏やかな食品（スナック菓子、即席めん類、缶詰など）

※資料：食品期限表示の設定のためのガイドライン（令和7年3月、消費者庁食品表示課）

■取組番号3：事業者による食品ロス削減の推進

【取組例】

- ・外食等での食べきりを促す30・10（さんまるいちまる）運動等の飲食店における食べ残し削減のための取組の普及啓発を推進する（図3-5-2）。
- ・事業者が取り組む食品ロス削減の方法等について情報収集を行い、食品ロス削減の優良事例について情報発信を行い、取組の拡大を図る。
- ・食べきりを促す取組を実践する飲食店・宿泊施設に対して「九州食べきり協力店」、スーパーパー等の小売事業者に対しては「九州食べきり応援店」への登録を促進する。
- ・事業者と連携し、消費者に対してすぐに食べる食品は期限が近いもの（消費・賞味期限間近の食品）から購入を促すキャンペーンの実施などにより、売れ残り商品の削減を推進する。
- ・衛生面に留意した利用客の自己責任での持ち帰り用容器の利用促進（下記の※【参考】を参照のこと）等により、飲食店における宴会・外食時の食べ残しの削減を推進する。

※【参考】飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項

消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省
H29.5.16 公表資料抜粋

◆食べ残し料理の「持ち帰り」は自己責任の範囲で

飲食店等で提供され、数時間、常温に置かれた食べ残し料理は、提供後すぐの状態の料理と比較し、食中毒リスクが高まります。食べ残し料理を持ち帰る場合は、食中毒リスクを十分に理解した上で、自己責任の範囲で行うようにしましょう。

（1）消費者の方へ

- ・持ち帰りは、刺身などの生ものや半生など加熱が不十分なものは避け、帰宅後に加熱が可能なものにし、食べきれる量を考えて、行いましょう。
- ・自ら料理を詰める場合は、手を清潔に洗ってから、清潔な容器に、清潔な箸などを使って入れましょう。また、水分はできるだけ切り、早く冷えるように浅い容器に小分けしましょう。
- ・料理は暖かい所に置かないようにしましょう。
- ・時間が経過することにより、食中毒のリスクが高まるので、寄り道をしないようにしましょう。また、帰宅までに時間がかかる場合は、持ち帰りはやめましょう。
- ・持ち帰った料理は帰宅後できるだけ速やかに食べるようしましょう。
- ・中心部まで十分に再加熱してから食べましょう。
- ・少しでも怪しいと思ったら、口に入れるのはやめましょう。

（2）飲食店の方へ

- ・持ち帰りの希望者には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明しましょう。
- ・持ち帰りには十分に加熱された食品を提供し、生ものや半生など加熱が不十分な料理は、希望者からの要望があっても応じないようにしましょう。
- ・清潔な容器に、清潔な箸などを使って入れましょう。水分はできるだけ切り、残った食品が早く冷えるように浅い容器に小分けしましょう。
- ・外気温が高い時は持ち帰りを休止するか、保冷剤を提供しましょう。
- ・その他、料理の取り扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をしましょう。

■取組番号4：未利用食品などの有効活用の推進

【取組例】

- ・フードバンク活動やフードドライブ、こども食堂等の実施主体と連携し、事業者等から発生する余剰在庫や規格外品、納品・販売期限切れなどの食品、家庭で余っている食品を提供するなど、未利用食品等の有効活用を促進する（図3-5-3）。
- ・賞味期限切れ前の災害備蓄食料について、防災教育を目的とした小中学校への配布や防災訓練時での活用、フードバンク活動等への寄付など、有効活用を図る。



図3-5-2 30・10運動のチラシ



図3-5-3 フードバンクひたに関するチラシ

7. 各主体の役割

食品ロスの削減に向けては、市民、事業者、市の三者がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動に移す必要がある。

(1) 市民の役割

- ・ 食品ロス削減の重要性を理解し、自身が生活の中で排出している食品ロスについて把握し、日常的に食品ロス削減につながる取組を実践する。
- ・ 事業者が発信している食品ロス削減に向けた取組に関する情報を収集し、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者を利用するなどして、事業者が食品ロス削減に取り組みやすい環境をつくる。
- ・ フードドライブ等の活用による未利用食品の有効活用などに取り組む。

(2) 事業者の役割

〈事業者全体〉

- ・ 食品ロス削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。
- ・ 自らの事業活動に関して発生させている食品ロスについて適切に把握し、その削減につながる取組を実践・公表する。
- ・ 市や団体が実施する施策・啓発事業等へ積極的に協力する。
- ・ 未利用食品を有効活用するフードバンク活動を理解し、フードバンク活動について支援を実践する。

〈卸売業・小売業〉

- ・ 取引先との協力により、需要予測の精度の向上に努めるとともに季節商品の予約販売の導入による売り切りの推進、小分け販売や小容量販売などにより消費者が購入量を調節・選択可能な方法を導入に取り組む。
- ・ 配送時の破損等による廃棄を減らすための取組を推進する。
- ・ 未利用食品のフードバンク活動やこども食堂への提供を推進する。

〈外食業〉

- ・ 需要予測精度の向上や調理ロスの削減など、自らが積極的に食品ロス削減に取り組む。
- ・ 外食時に利用客に対する食べきりの呼びかけ（30・10運動の推進）や食事量の調節・選択が可能なメニューを提供するなど、利用客に対して食べ残しの削減を働きかける。

(3) 市の役割

- ・ 本市における食品ロスの発生量や発生要因等を把握する。
- ・ 食品ロス削減の取組について、実態調査や国・県の動向、具体的な実践方法・優良事例等について情報収集・分析を行い、日田市環境白書や市ホームページ、広報、SNS、各種イベント等の機会を活用して広く市民・事業者に情報発信することにより、より多くの市民・事業者が食品ロス削減の必要性を意識し、その取組が活発化するよう働きかける。
- ・ 食品ロス削減推進計画に基づき、市民・事業者と協力し、食品ロス削減に係る施策を推進する。

食品ロス削減の取組について、焼却ごみの組成調査や市民・事業者へのアンケート・実態調査等により、定期的に施策の実施結果・効果を検証し、必要に応じて食品ロス削減推進計画を見直す。

第4部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の経緯

生活排水処理のあゆみは、表4-1-1に示すとおりである。

表4-1-1 生活排水処理のあゆみ

年	生活排水処理のあゆみ
昭和 40年(1965)	・南友田に「日田市環境衛生センター」建設
44年(1969)	・日田郡町村衛生組合、旧大山町に「環境衛生センター」建設
45年(1970)	・公共下水道計画策定
47年(1972)	・公共下水道都市計画決定
48年(1973)	・公共下水道事業認可
56年(1981)	・公共下水道一部供用開始
62年(1987)	・旧日田市浄化槽設置整備補助金制度を始める
63年(1988)	・日田郡町村衛生組合の業務を日田玖珠広域市町村圏事務組合へ引継ぐ ・光岡地区地域し尿処理施設供用開始
平成 元年(1989)	・高瀬地区地域し尿処理施設供用開始
3年(1991)	・旧中津江村・旧上津江村浄化槽設置整備補助金制度を始める
4年(1992)	・旧大山町浄化槽設置整備補助金制度を始める
5年(1993)	・三ノ宮地区農業集落排水緊急整備事業施設着工 ・旧天瀬町・旧前津江村浄化槽設置整備補助金制度を始める
9年(1997)	・「日田市環境衛生センター」日田玖珠広域市町村圏事務組合に業務移管により「日田環境衛生センター」に名称変更 ・三ノ宮地区農業集落排水施設 一部供用開始
10年(1998)	・特定環境保全公共下水道事業認可(大山町) ・三ノ宮地区農業集落排水施設 整備完了
12年(2000)	・大明地区農業集落排水緊急整備事業申請 ・高瀬地区地域し尿処理施設 公共下水道管接続
13年(2001)	・「日田環境衛生センター」建替え ・特定環境保全公共下水道変更認可(大山町) ・大明地区農業集落排水緊急整備事業採択 ・高瀬地区地域し尿処理施設 公共下水道管切り替えにより稼働停止
14年(2002)	・大明地区農業集落排水施設緊急整備事業施設着工 ・特定環境保全公共下水道一部供用開始(大山町)
17年(2005)	・大明地区農業集落排水事業施設 一部供用開始 ・高瀬地区地域し尿処理施設解体
18年(2006)	・大明地区農業集落排水事業施設 整備完了 ・特定環境保全公共下水道事業 東大山地区の事業中止(大山町)
19年(2007)	・「日田環境衛生センター」日田市に業務移管により「日田市環境衛生センター」に名称変更
28年(2016)	・光岡地区地域し尿処理施設 公共下水道管切り替えにより稼働停止
30年(2018)	・三ノ宮地区農業集落排水施設 公共下水道管切り替えにより稼働停止

2. 生活排水処理の現状

(1) 処理形態別人口

ごみ処理基本計画は9月末の行政区域内人口を基に設定しているが、生活排水の処理形態別人口は年度末人口で算定するため、生活排水処理計画では年度末人口を使用することとする。

処理形態別人口の推移は、表4-1-2及び図4-1-1に示すとおりである。

生活排水処理率は、令和元年度までは上昇傾向にあったが、令和2年度に公共下水道人口の算定方法の見直しを行ったため一旦減少し、以降は微増傾向で推移している。

表4-1-2 処理形態別人口の推移（年度末人口）

（単位：人）

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1. 計画処理区域内人口		68,852	67,893	67,062	66,171	65,225	64,356	63,434	62,464	61,494	60,542
2. 生活排水処理人口		53,539	53,811	53,449	53,080	52,882	52,239	50,711	50,319	49,686	49,093
公共下水道		40,909	41,312	41,162	41,042	41,703	41,337	40,173	40,055	39,676	39,263
特定環境保全公共下水道		595	591	590	572	588	588	554	545	537	541
農業集落排水施設		1,992	1,947	1,966	1,916	1,258	1,220	1,141	1,112	1,047	1,051
コミュニティプラント		79	80	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽		9,964	9,881	9,731	9,550	9,333	9,094	8,843	8,607	8,426	8,238
3. 生活排水未処理人口		15,313	14,082	13,613	13,091	12,343	12,117	12,723	12,145	11,808	11,449
単独処理浄化槽		1,410	1,359	1,302	1,231	1,173	1,086	1,022	954	904	843
し尿汲み取り 自家処理または不明		13,903	12,723	12,311	11,860	11,170	11,031	11,701	11,191	10,904	10,606
4. 生活排水処理率		77.8%	79.3%	79.7%	80.2%	81.1%	81.2%	79.9%	80.6%	80.8%	81.1%

※1 公共下水道及び特定環境保全公共下水道は県報告による。

※2 生活排水処理率=生活排水処理人口/計画処理区域内人口×100

※3 令和2年度に公共下水道人口の算定方法の見直しを行ったため、生活排水処理率が減少している。

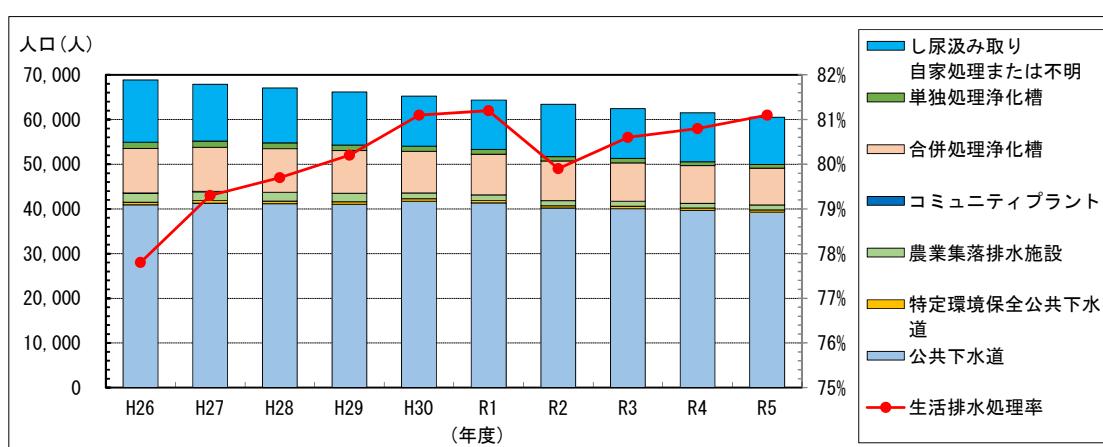


図4-1-1 処理形態別人口の推移

平成12年の浄化槽法改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として同法の適用対象としているものの、処理機能を明確にするために、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」「単独処理浄化槽」と記載することとした。

(2) 生活排水処理体系

本市の生活排水処理体系は、図4-1-2に示すとおりである。

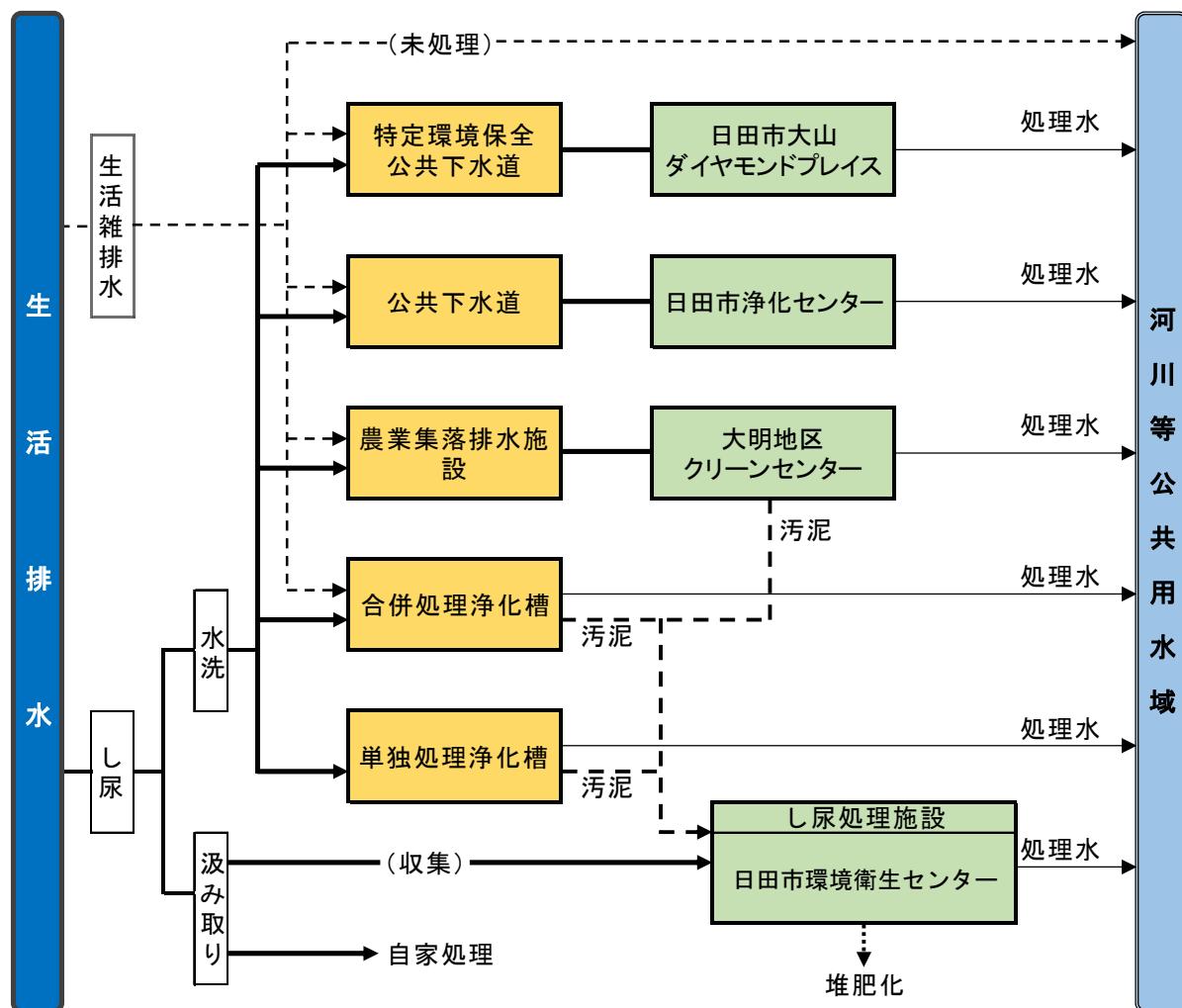


図4-1-2 生活排水処理体系（令和6年3月末現在）

【用語の説明】

- 生 活 排 水 : し尿と日常生活を行う家庭で発生する風呂、洗濯、台所から出る排水。
- 生 活 雜 排 水 : 生活排水のうちし尿を除くもの。
- 合併処理浄化槽 : し尿（水洗便所）と合わせて生活雑排水を処理する浄化槽。
- 単独処理浄化槽 : し尿（水洗便所）のみを処理する浄化槽。

(3) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表4-1-3に示すとおりである。

表4-1-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道、特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本市・個人・事業所
単独処理浄化槽	し尿	本市・個人・事業所
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	本市

※ 令和6年3月末現在

(4) 公共下水道による処理の現状

公共下水道事業の概要は表4-1-4、普及状況は表4-1-5に示すとおりである。

公共下水道は昭和56年4月に供用開始され、令和5年度の水洗化率は89.1%となっている。

表4-1-4 公共下水道事業の概要

項目	日田市公共下水道事業	
直近認可年次	令和6年度	
区分	全体計画	認可計画
計画処理区域面積	1,382.8ha	1,382.8ha
計画処理人口	36,500人	38,300人
計画汚水量（日最大）	21,500m ³ ／日	18,300m ³ ／日
供用開始	昭和56年4月	
処理方式	〔全体〕標準活性汚泥法 〔認可〕標準活性汚泥法	
処理能力	〔全体〕21,500m ³ ／日 〔認可〕21,500m ³ ／日 *年次別流入汚水量の最大で設定	
事業の進捗状況	① 事業概成 ② 整備済み面積 令和6年度末：1,233.7ha	

※ 資料：日田市公共下水道変更事業計画書 令和6年度

表4-1-5 公共下水道の普及状況

項目	年度	単位	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
整備面積		ha	1,233.5	1,233.6	1,233.6	1,233.6	1,233.7
① 本市人口		人	64,356	63,434	62,464	61,494	60,542
② 処理区域内人口		人	45,603	45,256	44,942	44,493	44,069
③ 普及率（②/①）		%	70.9	71.3	71.9	72.4	72.8
④ 水洗化人口		人	41,337	40,173	40,055	39,676	39,263
水洗化率（④/②）		%	90.6	88.8	89.1	89.2	89.1

※ 水洗化人口とは、公共下水道に接続している人口を示す。

(5) 特定環境保全公共下水道による処理の現状

特定環境保全公共下水道事業の概要は表4-1-6、普及状況は表4-1-7に示すとおりである。

特定環境保全公共下水道事業は平成14年10月に供用開始され、令和5年度の水洗化率は73.8%となっている。

表4-1-6 特定環境保全公共下水道事業の概要

項目	特定環境保全公共下水道事業 (大山処理区)	
直近認可年次	令和4年度	
区分	全体計画	認可計画
計画処理区域面積	55ha	55ha
計画処理人口	770人	660人
計画汚水量(日最大)	450m ³ /日	400m ³ /日
供用開始	平成14年10月	
処理方式	プレハブ式オキシデーションディッチ式	
処理能力	〔全体〕450m ³ /日 〔認可〕450m ³ /日 *695m ³ /日は維持管理で対応	
事業の進捗状況	① 平成10年度事業着手～平成17年度事業完了 事業概成 ② 整備済み面積 令和5年度末：55ha	

※ 資料：日田市特定環境保全公共下水道変更事業計画書(大山処理区) 令和4年度

表4-1-7 特定環境保全公共下水道の普及状況

項目	年度	単位	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
整備面積		ha	55	55	55	55	55
① 本市人口		人	64,356	63,434	62,464	61,494	60,542
② 処理区域内人口		人	792	744	730	735	733
③ 普及率(②/①)		%	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
④ 水洗化人口		人	588	554	545	537	541
水洗化率(④/②)		%	74.2	74.5	74.7	73.1	73.8

※ 水洗化人口とは、特定環境保全公共下水道に接続している人口を示す。

(6) 農業集落排水施設による処理の現状

ア. 農業集落排水施設の概要

農業集落排水施設の概要は表4-1-8、普及状況は表4-1-9に示すとおりである。

農業集落排水施設は、大明地区において平成17年5月に供用開始され、令和5年度の水洗化率は79.9%となっている。三ノ宮地区においては平成30年4月から下水道への投入を開始したことから、農業集落排水施設での処理を停止した。

表4-1-8 農業集落排水施設の概要

項目	大明地区
区域面積	110ha
工期	平成13~17年度
整備計画人口	定住：2,626人 流入：354人 計：2,980人（813戸）
日最大汚水量	873.0m ³ /日
供用開始	平成17年5月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式 JARUS-XIVP型
管渠・ポンプ場	管路延長：32,082.2m ポンプ箇所：54箇所
事業費	3,384,168千円

表4-1-9 農業集落排水施設の普及状況（大明地区）

項目	年度	単位	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
整備面積		ha	110	110	110	110	110
① 処理区域内人口	人		1,525	1,432	1,384	1,303	1,316
② 水洗化人口	人		1,220	1,141	1,112	1,047	1,051
水洗化率（②/①）	%		80.0	79.7	80.3	80.4	79.9

※ 水洗化人口とは、農業集落排水処理施設に接続している人口を示す。

イ. 農業集落排水汚泥の排出量

農業集落排水汚泥の排出量の推移は、表4-1-10及び図4-1-3に示すとおりである。

農業集落排水汚泥排出量は、平成30年度に三ノ宮地区を公共下水管へ切り替えたことにより減少し、令和5年度には850kL/年となっている。

表4-1-10 農業集落排水汚泥の排出量の推移

区分 年度	排出量 (kL/年)	日平均	備 考
		排出量 (kL/日)	
H26(2014)	1,565	4.3	
H27(2015)	1,477	4.0	
H28(2016)	1,473	4.0	
H29(2017)	1,499	4.1	
H30(2018)	896	2.5	三ノ宮地区は公共下水管への切り替えにより稼働停止
R1(2019)	900	2.5	
R2(2020)	867	2.4	
R3(2021)	874	2.4	
R4(2022)	923	2.5	
R5(2023)	850	2.3	

※ 排出量は1t=1kLとして整理

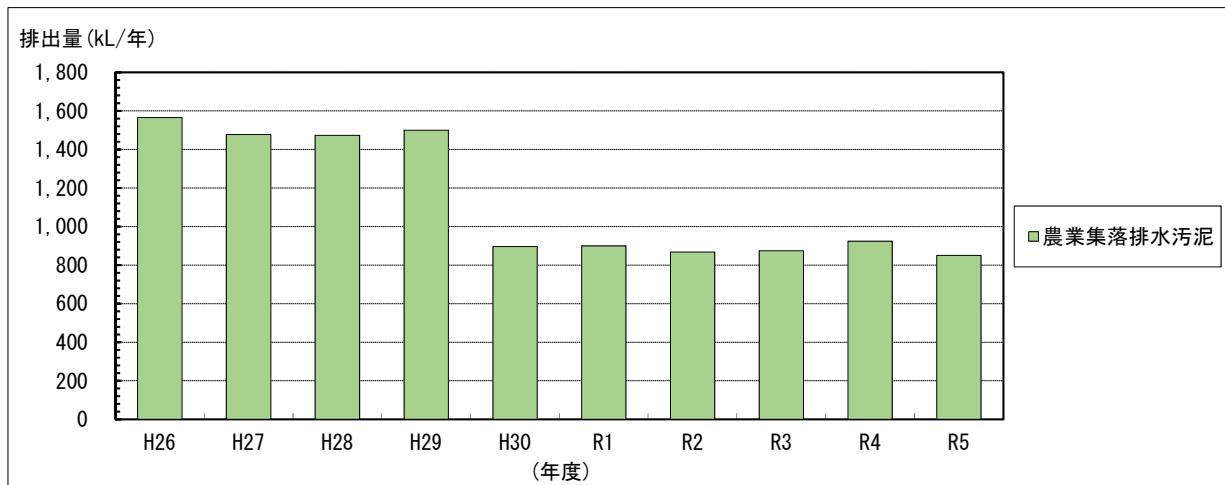


図4-1-3 農業集落排水汚泥の排出量の推移

(7) 合併及び単独処理浄化槽による処理の現状

合併処理浄化槽の補助実績は表4-1-11、普及状況は表4-1-12に示すとおりである。

表4-1-11 合併処理浄化槽助成金の補助実績

地域	補助開始年度	補助実績 (令和5年度末累計)
日田地域	昭和62年度	2,081基
前津江地域	平成5年度	192基
中津江地域	平成3年度	135基
上津江地域	平成3年度	164基
大山地域	平成4年度	454基
天瀬地域	平成5年度	794基
計		3,820基
累計補助額		1,755,905千円

表4-1-12 浄化槽人口の推移

(単位：人)

項目	年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
合併処理浄化槽	日田地域	4,530	4,388	4,297	4,203	4,092
	前津江地域	525	523	503	490	464
	中津江地域	372	366	343	346	341
	上津江地域	441	421	411	391	427
	大山地域	1,115	1,079	1,069	1,036	1,017
	天瀬地域	2,111	2,066	1,984	1,960	1,897
	計	9,094	8,843	8,607	8,426	8,238
単独処理浄化槽	日田地域	706	657	607	573	543
	前津江地域	26	25	22	21	21
	中津江地域	11	10	10	10	9
	上津江地域	13	12	12	12	12
	大山地域	74	74	72	69	65
	天瀬地域	256	244	231	219	193
	計	1,086	1,022	954	904	843

(8) し尿処理施設による処理の現状

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、バキューム車によって収集し、日田市環境衛生センターへ搬入し処理を行っている。

ア. 収集・運搬状況等

① 収集対象地域

し尿及び浄化槽汚泥の収集対象地域は、市内全域である。

② 収集・運搬状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況は、表4-1-13に示すとおりである。

表4-1-13 収集・運搬状況

区分	業者名	形態	収集範囲	収集台数 (令和6年度)
し尿	日田公益衛生(株)	委託	旧日田市内 JR 久大本線より南側	3台
	(株)エバークリーン日田	委託	旧日田市内 JR 久大本線より北側	4台
	(株)公益社	委託	振興局管内全域 (旧日田郡全域)	4台
浄化槽汚泥	(株)浄化槽管理センター	許可	本市全域	6台
	(株)公益社	許可	本市全域	5台

イ. し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要は、表4-1-14に示すとおりである。

日田市環境衛生センターは、し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設で、平成13年4月から稼働している。また、平成27年4月からは、農業集落排水汚泥も当施設において処理している。

表4-1-14 し尿処理施設の概要

名称	日田市環境衛生センター		
所在地	日田市南友田町651番地		
処理能力	82kL/日 (し尿:42kL/日 浄化槽汚泥:40kL/日)		
処理水質 基準	水素イオン濃度 (pH) : 5.8~8.6	全窒素 (T-N) : 10mg/L 以下	
	生物化学的酸素要求量 (BOD) : 10mg/L 以下	全リン (T-P) : 1mg/L 以下	
	化学的酸素要求量 (COD) : 30mg/L 以下	色度 : 30度以下	
	浮遊物質 (SS) : 10mg/L 以下	大腸菌数 : 28CFU/mL 以下	
建設	平成10年5月12日~平成13年3月20日		
敷地面積	7,582.45m ²		
建物概要	処理棟:鉄筋コンクリート造 (地下1階、地上2階建)	延床面積 3,093.90m ²	
	管理棟:鉄筋コンクリート造 (地上1階建)	延床面積 297.04m ²	
財源内訳	国庫補助 680,681千円 起債 1,993,600千円 一般財源 287,726千円	総事業費 2,962,007千円	

ウ. し尿及び浄化槽汚泥の排出量

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移は、表4-1-15及び図4-1-4に示すとおりである。

人口減少や公共下水道等への切り替えにより、し尿の排出量は減少傾向、浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を含む）の排出量は平成28年度をピークに減少傾向で推移しており、令和5年度のし尿排出量は6,144kL/年、浄化槽汚泥排出量は12,060kL/年となっている。

表4-1-15 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

区分	年度	単位	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
排出量	合計	kL/年	21,453	22,331	21,917	21,042	20,169	19,510	19,623	19,072	18,422	18,204	
	し尿	kL/年	9,338	9,030	8,285	7,624	7,313	6,996	7,003	6,613	6,253	6,144	
	浄化槽汚泥	kL/年	12,113	13,301	13,632	13,418	12,856	12,514	12,620	12,459	12,169	12,060	
日平均	し尿	排出量	kL/日	25.6	24.7	22.7	20.9	20.0	19.1	19.2	18.1	17.1	16.8
	し尿	稼働率	%	61.0	58.8	54.0	49.8	47.6	45.5	45.7	43.1	40.7	40.0
	浄化槽汚泥	排出量	kL/日	33.2	36.3	37.3	36.8	35.2	34.2	34.6	34.1	33.3	33.0
	浄化槽汚泥	稼働率	%	83.0	90.8	93.3	92.0	88.0	85.5	86.5	85.3	83.3	82.5

※1 排出量は1t=1kLとして整理

※2 し尿稼働率 し尿排出量/処理能力（42kL）

※3 浄化槽汚泥稼働率 浄化槽汚泥排出量/処理能力（40kL）

※4 平成27年度以降の浄化槽汚泥には、農業集落排水汚泥を含む

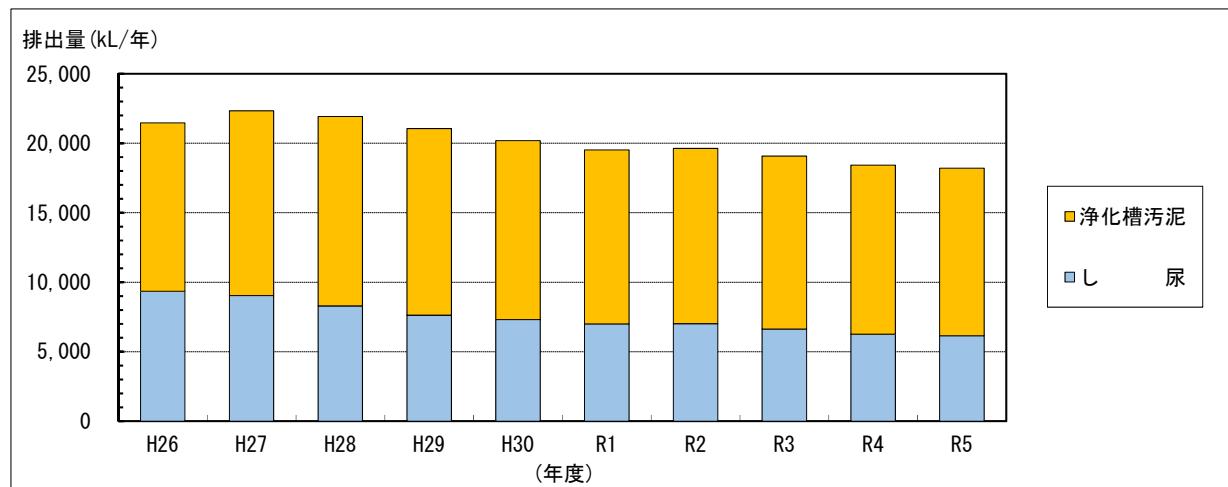


図4-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

工. し尿処理に係る経費

し尿処理に係る経費は、表4-1-16に示すとおりである。

歳出に対するし尿処理手数料等の充当率は、し尿等収集量の減少に伴い減少傾向にある。

表4-1-16 し尿処理に係る経費

(単位：千円)

項目	年度 (2019)	R1 (2020)	R2 (2021)	R3 (2022)	R4 (2023)
し尿等収集量 (kL)	19,510	19,623	19,072	18,422	18,204
歳出	280,515	282,397	311,355	282,555	286,279
し尿収集委託料	190,065	191,613	191,109	187,383	190,484
環境衛生センター管理費*	90,450	90,784	120,246	95,172	95,795
歳入	54,040	51,461	50,572	48,529	46,804
し尿処理手数料	53,632	51,067	50,257	48,402	46,670
その他	408	394	315	127	134
充当率 (歳入/歳出×100)	19.3%	18.2%	16.2%	17.2%	16.3%

* 経費のうち人件費に係る経費を差し引いた金額を計上している。

(9) 公用用水域の現状

本市の生活排水は山国川への一部流入があるものの、ほとんどが筑後川水系に属している。

筑後川は、阿蘇・九重山系を源流とする九州を代表する一級河川であり、熊本、大分、福岡、佐賀を流域として有明海に注いでいる。支川は津江川、玖珠川、花月川、大肥川等がある。

市内の河川水質検査結果は表4-1-17(1)(2)に示すとおりであり、環境基準値が設定されているすべての地点において環境基準値を下回っている。

表4-1-17 (1) 河川水質検査結果 (大分県実施分)

(単位：mg/L)

河川名	採水地点	年度・BOD測定値				環境基準値
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
筑後川	柚木	0.9	1.3	1.2	0.8	2以下(A類型)
筑後川	三隈大橋	0.9	1.0	1.2	1.0	2以下(A類型)
筑後川	川下	0.9	1.0	1.1	0.9	2以下(A類型)
玖珠川	小ヶ瀬沈橋	0.8	1.0	0.9	0.8	2以下(A類型)
大肥川	茶屋ノ瀬橋	0.9	1.2	1.2	1.5	2以下(A類型)

※1 資料：水質測定結果総括表（大分県公表）

※2 測定値は75%値であり、年12回検査した結果を数値が小さい順に並べたときに上から9番目の値を示す。

※3 BODとは、生物化学的酸素要求量のことで、有機物が微生物によって分解されるときに必要な酸素量を示す。有機物による水質汚濁の代表的な指標である。

表 4-1-17 (2) 河川水質検査結果（本市実施分）

(単位: mg/L)

No.	河川名	採水地点	年度・BOD測定値				環境基準値
			R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
1	上野田	流末	0.9	2.3	0.5	0.5	—
2	川原川	流末	0.5	1.6	0.5	0.5	—
3	鯛生川	発電所橋	0.8	1.4	0.6	0.6	—
4	梅野川	流末	0.8	0.9	0.5	0.5	—
5	津江川	旧振興局付近	0.6	1.3	0.5	0.5	—
6	田ノ頭	流末	0.7	0.9	0.7	0.5	—
7	梅木川	流末	0.5	1.1	0.5	0.5	—
8	高瀬川	前津江地区流末	0.7	1.3	0.5	0.5	—
9	大山川	松原沈橋	1.1	1.2	0.7	0.7	2 以下 (A 類型)
10	出口谷	出口谷川・見折谷川流末	0.6	0.9	0.5	0.5	—
11	大山川	振興局付近	0.9	1.5	0.8	0.7	2 以下 (A 類型)
12	赤石川	流末	0.5	1.2	0.6	0.5	—
13	出口谷	上流(夕川橋付近)	0.5	1.4	0.5	0.5	—
14	合楽川	上流(古賀橋付近)	0.7	1.1	0.5	0.5	—
15	合楽川	流末	0.6	1.2	0.5	0.5	—
16	山浦川	流末	0.7	1.1	0.5	0.5	—
17	玖珠川	市の村橋	0.6	1.4	0.5	0.6	2 以下 (A 類型)
18	玖珠川	振興局付近	1.1	1.5	0.7	0.7	2 以下 (A 類型)
19	矢瀬川	流末	0.9	2.0	0.5	0.7	—
20	玖珠川	小渕橋	0.9	1.3	0.6	0.7	2 以下 (A 類型)
21	大山川	大宮橋	1.0	1.4	0.9	0.8	2 以下 (A 類型)
22	高瀬川	流末	1.1	1.3	0.6	0.8	—
23	三隈川	三隈大橋	0.8	1.3	0.7	0.7	2 以下 (A 類型)
24	中野川	流末	1.0	1.6	1.0	0.9	—
25	城内川	流末	1.1	1.4	1.3	1.0	—
26	庄手川	流末	0.9	1.4	0.7	0.6	2 以下 (A 類型)
27	一の瀬	流末	0.5	1.2	0.5	0.5	—
28	一の瀬	中流(駄止橋)	0.5	1.4	0.5	0.5	—
29	花月川	上流(中井鶴橋)	0.5	1.0	0.5	0.5	2 以下 (A 類型)
30	小野川	流末	0.5	0.7	0.5	0.5	—
31	求来里	中流(第二着来橋)	0.9	1.3	0.7	0.6	—
32	求来里	流末	1.6	1.9	1.3	1.0	—
33	有田川	流末	1.4	1.7	1.0	0.9	—
34	蕪谷川	流末	0.5	1.5	0.5	0.5	—
35	花月川	三郎丸橋	1.0	1.1	1.0	0.7	2 以下 (A 類型)
36	奥谷川	流末	0.5	1.4	0.8	0.5	—
37	二串川	流末	1.4	1.8	1.3	0.9	—
38	串川	中流(赤米田橋)	0.5	1.2	0.5	0.5	—
39	串川	流末	0.5	1.4	0.5	0.5	—
40	内河野	流末	0.5	1.4	0.6	0.6	—
41	大肥川	茶屋ノ瀬橋	0.5	1.3	0.9	0.5	2 以下 (A 類型)
42	三隈川	夜明ダム艇庫	1.0	1.2	0.8	0.7	2 以下 (A 類型)

※1 資料: 日田市環境白書第 19~22 号(令和 2~5 年度)

※2 着色の地点は年 12 回、他は年 4 回測定。

※3 測定値は 75% 値であり、年 12(または 4) 回検査した結果を数値が小さい順に並べたときに上から 9(または 3) 番目の値を示す。

※4 A 類型とは、水質汚濁に係る環境基準の A 類型に指定されている河川を示す。

3. 生活排水処理の課題

本市の現状の課題は、以下に示すとおりである。

課題1 生活排水処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥は、公共下水道又はし尿処理施設等で適正に処理している。しかし、生活雑排水は、人口の約19%にあたる11,449人が未処理のまま公共用海域に放流している。

前回計画では、計画目標年度（令和8年度）における生活排水処理率を94%以上とすることを目標としていたが、令和5年度の生活排水処理率は81.1%で、目標達成は困難な見込みである。

したがって、今後、合併処理浄化槽の普及推進等更なる生活排水処理率の向上に努める必要がある。

課題2 老朽化対策

公共下水道では老朽化に伴う埼玉県での流域下水道管の損壊による道路陥没並びに人身事故発生により長期間の事故対策が行われた。下水道管等の老朽化対策は喫緊の課題であり、国土交通省も先の事故から調査実施や優先順位等を示し調査対策を推進している。本市の公共下水道は供用開始から40年以上経過しており、今後は農業集落排水施設も含めた管渠等施設の老朽化に伴う点検調査の実施と改築更新を計画的に行うことが必要である。

課題3 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の法定検査の受検・適正な維持管理については、県と連携しながら法定検査受験指導と維持管理が不適正と判断される設置者に対する指導体制の強化を進める必要がある。

課題4 中間処理効率化の推進

生活排水処理事業の経営環境は、人口の減少や、処理に必要となる薬品・燃料費などの価格の高騰、職員の減少に伴う執行体制の脆弱化に加え、合併処理浄化槽等の普及によるし尿処理手数料をはじめとした、総体的な処理量の減少による充当率の低下（表4-1-16）など、年々厳しさを増している。

そのため、これまで農業集落排水施設やコミュニティプラントを公共下水道に切り替えるなど、処理の共同化による経費の低減等に取り組んできたところであり、今後においても同様の水処理を行う日田市環境衛生センター（し尿処理施設）及び日田市浄化センター（下水道施設）のより効率的で安定的な中間処理を進めていく必要がある。

第2章 生活排水処理計画

1. 生活排水処理の目標数値

計画目標年度（令和16年度）における生活排水処理率の目標数値は、以下のとおりとする。

目標 生活排水処理率を88%以上にする。

今後、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及を中心に生活排水処理を進めるものとし、計画目標年度（令和16年度）において生活排水処理率を88%以上とすることを目標とする。

2. 基本理念

本計画の基本理念は、「第3次日田市環境基本計画（令和6年3月改訂版）」において掲げられている基本理念のひとつである以下のとおりとする。

【本計画の基本理念】
「水」と「緑」の再生による「水郷ひた」の創造

3. 基本方針

生活排水処理に係る課題の解決及び目標達成の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定した。

基本方針 ① 生活排水処理の推進

現在未処理のまま、公共用水域に放流されている一部の生活雑排水を適正に処理するため、集合処理区域については公共下水道及び農業集落排水施設への接続を促進し水洗化率の向上を目指す。

また、集合処理区域を除く区域については、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図るため浄化槽設置補助事業の利用を促し、単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口等を削減することで、生活排水処理率の向上を図る。

基本方針 ② 老朽化対策

公共下水道の管渠等施設については、ストックマネジメント計画に基づき順次点検・調査を行い、施設の劣化状況を把握し、リスク評価を行った上で優先順位をつけて適切な時期に改築更新を実施する。

また、農業集落排水施設についても、今後、適切な時期にストックマネジメント計画を策定し、施設の維持管理に努めていく。

基本方針 ③ 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正な維持管理の推進

県と連携しながら、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の法定検査受検指導と維持管理が不適正と判断される設置者に対する指導体制の強化を進める。

基本方針 ④ 中間処理効率化の推進

これまでの地域資源リサイクルシステム構築の検討にあたって、日田市環境衛生センターに搬入されるし尿・浄化槽汚泥の一部を日田市浄化センターで処理する実証試験（令和3年10月～）を行った結果、日田市浄化センターの処理において、公共用水域への放流水質等に与える影響は無いことが確認できたことから、両施設の効率的で安定的な中間処理が総合的に推進できるよう、令和9年度を目途に日田市環境衛生センター及び日田市浄化センターの処理機能の共同化を進める。生活排水処理体系の目指す姿を図4-2-1に示す。

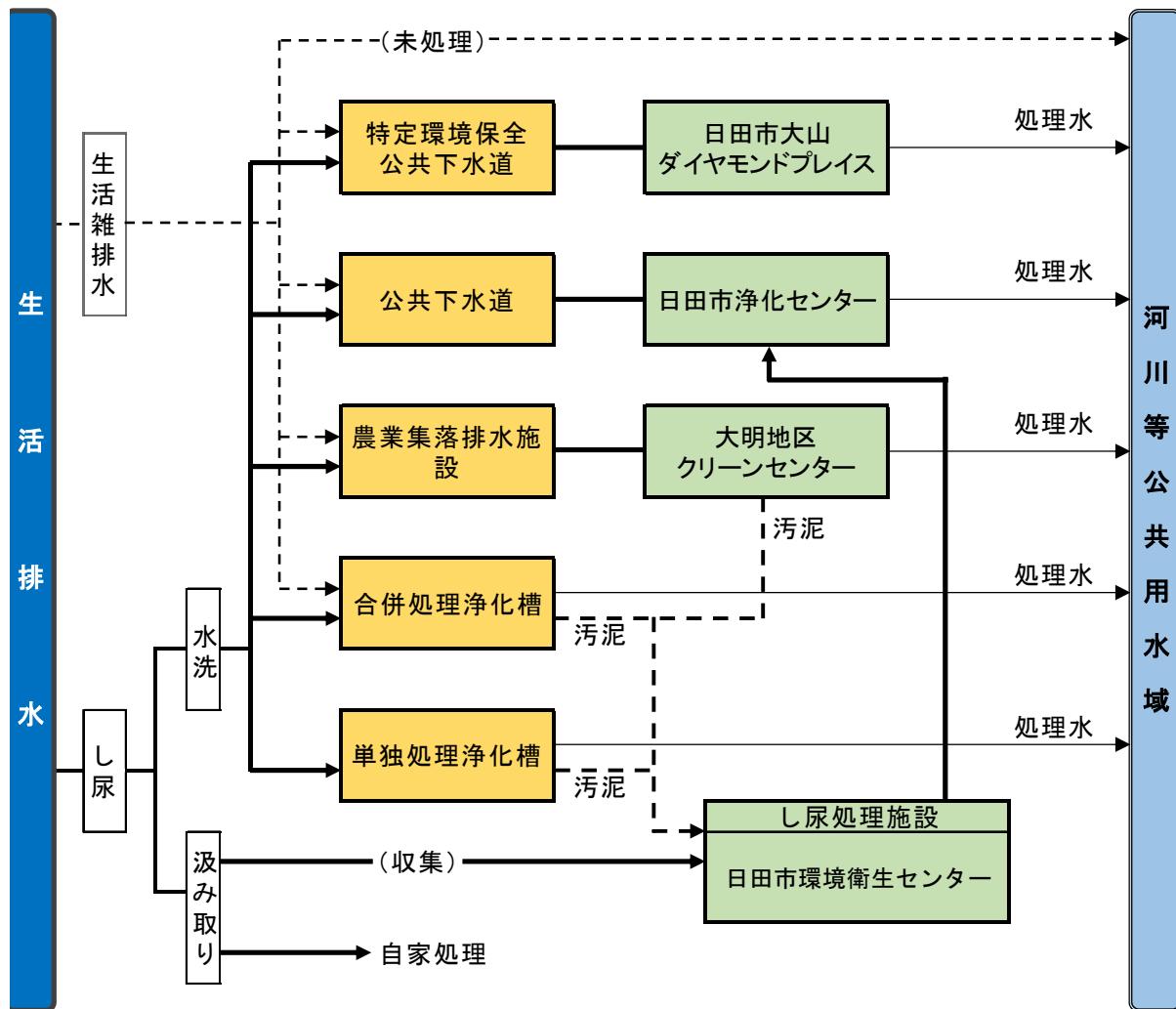


図 4-2-1 生活排水処理体系（目指す姿）

4. 生活排水処理の将来推計

(1) 将来予測の前提

- ①処理形態別の人団の減少率は、市全体の人口の減少率と同一とする。
- ②公共下水道処理人口については、令和16年度において水洗化率を95.6%とする目標値（日田市下水道基本構想）が達成されるものとして、政策増を上乗せする。
- ③合併処理浄化槽処理人口については、毎年60基が増設されるものとして、政策増を上乗せする。
- ④特定環境保全公共下水道及び農業集落排水施設については、政策増はないものとする。
- ⑤生活排水未処理人口のうち、単独処理浄化槽とし尿汲み取り等による処理人口の比率は将来とも変化しないものとする。
- ⑥し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥量は、1人1日あたりの直近3か年の平均排出量が将来とも変化しないものとする。

(2) 将来予測の結果

基本方針に基づき生活排水処理を推進し、目標数値を達成したときの処理形態別人口の将来予測結果は、表4-2-1及び表4-2-2に示すとおりである。

公共下水道の普及及び合併処理浄化槽設置の増加により生活排水未処理人口は減少し、令和16年度の計画目標年度には、生活排水処理率が88.6%になると見込まれる。

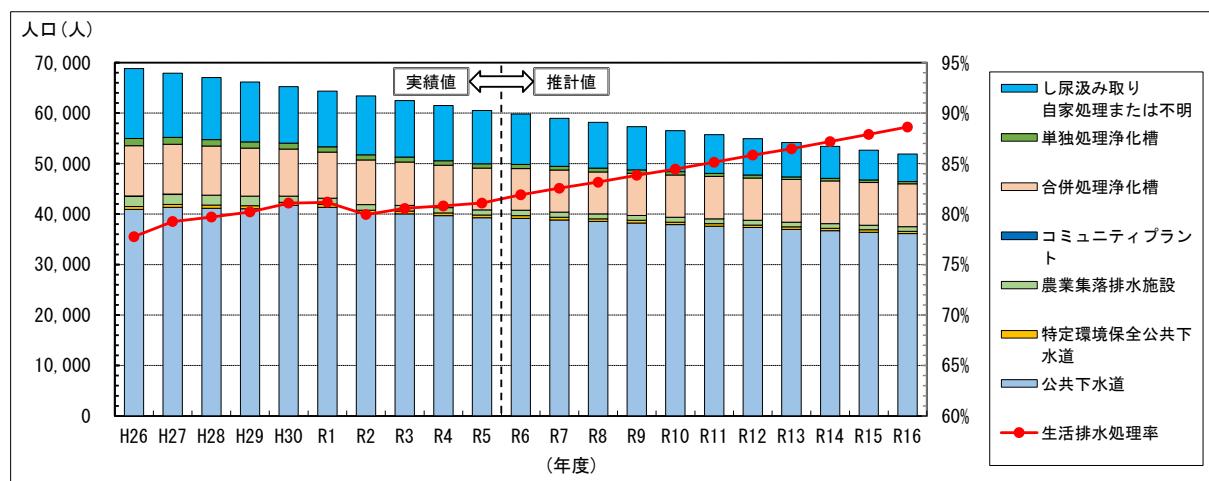
また、し尿排出量はし尿汲み取り・自家処理または不明の人口の減少に伴い減少傾向で推移し、農業集落排水汚泥排出量も農業集落排水処理人口の減少に伴い減少傾向で推移すると見込まれる。一方、浄化槽汚泥排出量は、単独処理浄化槽人口は減少するが、合併処理浄化槽人口の比率の増加に伴い横這い傾向で推移し、全体では、減少傾向で推移すると見込まれる。

詳細は、資料2-1に示している。

表4-2-1 処理形態別人口の将来予測（目標達成時）

(単位：人)

項目	年度	R5(2023)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
1. 計画処理区域内人口		60,542	55,724	51,900
2. 生活排水処理人口		49,093	47,440	45,995
公共下水道		39,263	37,601	36,116
特定環境保全公共下水道		541	498	464
農業集落排水施設		1,051	967	901
コミュニティプラント		0	0	0
合併処理浄化槽		8,238	8,374	8,514
3. 生活排水未処理人口		11,449	8,284	5,905
単独処理浄化槽		843	613	437
し尿汲み取り 自家処理または不明		10,606	7,671	5,468
4. 生活排水処理率		81.1%	85.1%	88.6%



5. 処理主体

将来的な生活排水の処理主体は、現状と同様に表4-2-2のとおりとする。

表4-2-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道、特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本市・個人・事業所
単独処理浄化槽	し尿	本市・個人・事業所
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	本市

6. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

ア. 基本方針

公衆衛生に配慮し、市民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とする。

イ. 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とする。

ウ. 実施主体

収集運搬の実施主体は、本市とする。

エ. 収集形態

収集形態は、し尿は委託収集、浄化槽汚泥は許可収集とする。

(2) 中間処理計画

ア. 実施主体

中間処理の実施主体は、本市とする。

イ. 中間処理に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥は、日田市環境衛生センターにおいて適正処理を行う。今後は、中間処理の効率化を図るため日田市環境衛生センターと日田市浄化センターの水処理の共同化を進める。

ウ. 計画目標年度における中間処理量

計画目標年度の令和16年度における中間処理量は、表4-2-3のとおり見込まれる。

表4-2-3 中間処理量の見込み

年度 区分	R5(2023)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
し尿	6,144kL/年 1.58L/人・日	4,452kL/年 1.59L/人・日*	3,173kL/年 1.59L/人・日*
浄化槽汚泥	11,210kL/年 合併 3.56L/人・日 単独 1.52L/人・日	11,125kL/年 合併 3.53L/人・日* 単独 1.50L/人・日*	11,209kL/年 合併 3.53L/人・日* 単独 1.50L/人・日*
農業集落 排水汚泥	850kL/年 2.21L/人・日	798kL/年 2.26L/人・日*	743kL/年 2.26L/人・日*
合計	18,204kL/年	16,375kL/年	15,125kL/年

* 直近3ヶ年の1人1日あたりの排出量平均値

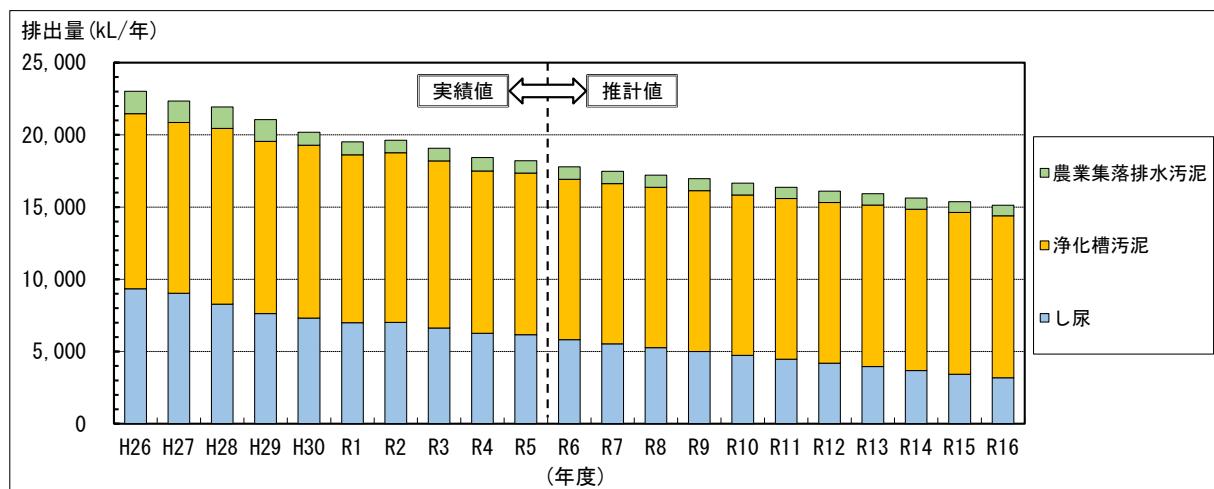


図4-2-3 将来予測の結果（排出量）

エ. 再資源化計画

中間処理後の汚泥は脱水後、一部コンポスト化する。

(3) 最終処分計画

し渣は焼却処理し、沈砂は最終処分する。

(4) 災害時のし尿処理に係る計画

発災時においては、避難所の仮設トイレに排出されるし尿のみならず、通常のし尿の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

本市では、「日田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に避難所の仮設トイレに排出されるし尿の処理事業の実施に加え、通常のし尿処理事業の継続性を確保するものとする。

7. その他

(1) 市民に対する広報・啓発活動

市民に対し、生活排水処理に関して、以下について広報・啓発活動を行う。

- ・公共下水道施設等への汚濁負荷削減対策のため、廃食油の適正処理などについて、市ホームページやSNS、広報誌等を活用し情報発信を行う。
- ・市ホームページやSNS、広報誌等により、合併処理浄化槽の設置、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の法定検査の受検・適正な維持管理を呼び掛ける。
- ・市民を対象とした合併処理浄化槽の普及促進説明会を開催する。
- ・子ども環境先進地視察の実施等により、環境教育を推進する。
- ・アンケート等による意識調査を実施する。

(2) 関連計画との関係

本計画は、公共下水道事業や浄化槽設置整備事業と調整を図ることが必要である。今後も各事業計画との整合を図り、生活排水の適正処理を推進する。

資 料 編

1. ごみ処理に係る資料編

(1) ごみ排出量の将来予測（現状維持）

現状施策を継続した場合のごみ排出量の将来予測の結果は、資料 I-1～資料 I-4 に示す通りである。

資料 1-1 生活系ごみ排出量の推計結果（現状のまま推移した場合）

項目	年 度	(単位: t/年)																			推計方法（令和6年度以降）		
		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	
行政区域内人口 (人)	69,584	68,588	67,792	67,008	65,962	65,015	64,112	63,159	62,232	61,313	60,553	59,707	58,873	58,051	57,240	56,441	55,653	54,876	54,109	53,353	52,608	(a) 一次指数曲線 (平成26年度～令和5年度によるトレンド法)	
市委託収集ごみ	12,358	12,396	11,934	11,610	11,546	11,701	11,928	11,398	11,076	10,283	10,127	9,986	9,846	9,710	9,573	9,440	9,307	9,178	9,050	8,923	8,799		
可燃ごみ（新）	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551	6,452	6,363	6,273	7,397	7,293	7,192	7,090	6,993	6,893	6,798	6,703		
可燃ごみ（旧）	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551	6,452	6,363	6,273	6,186	6,099	6,015	5,929	5,848	5,764	5,685	5,606	b × 54.71%（令和5年度実績）	
生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,211	1,194	1,177	1,161	1,145	1,129	1,113	1,097	b × 10.71%（令和5年度実績）（令和9年度～）
不燃ごみ	850	858	838	854	867	867	923	877	865	836	823	812	801	789	778	767	757	746	737	726	715		
空き缶	178	172	172	171	171	168	184	178	176	169	166	164	162	159	157	155	153	151	149	147	144	b × 1.41%（令和5年度実績）	
缶以外のカナモノ	105	111	108	113	131	135	159	143	129	124	123	121	119	118	116	114	113	111	110	108	107	b × 1.04%（令和5年度実績）	
びん・ペットボトル	549	557	541	553	549	547	561	540	546	527	519	512	505	497	491	484	477	470	464	457	451	b × 4.40%（令和5年度実績）	
有害物	18	18	18	17	17	20	17	15	16	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	13	b × 0.13%（令和5年度実績）		
埋立ごみ	194	252	238	234	233	219	184	169	175	143	140	138	136	135	133	131	129	127	125	124	122	b × 1.19%（令和5年度実績）	
資源物	2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470	1,449	1,428	1,408	1,389	1,369	1,350	1,331	1,312	1,295	1,275	1,259		
紙類	1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207	1,189	1,172	1,156	1,140	1,124	1,108	1,093	1,077	1,062	1,047	1,033	b × 10.08%（令和5年度実績）	
布類	252	251	229	219	216	220	254	234	211	190	188	185	182	180	177	175	172	170	168	165	163	b × 1.59%（令和5年度実績）	
リターナブルびん	38	37	36	37	39	59	61	52	45	40	39	38	38	37	37	36	36	35	35	34	34	b × 0.33%（令和5年度実績）	
発泡スチロール	39	35	33	33	32	33	34	33	33	33	33	32	32	31	31	30	30	30	29	29	29	b × 0.28%（令和5年度実績）	
生ごみ	2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283	1,263	1,245	1,228	0	0	0	0	0	0	0	b × 10.71%（令和5年度実績）（～令和8年度）		
直接持込ごみ	1,591	1,668	1,510	1,623	1,550	1,618	1,983	1,727	1,563	1,691	1,667	1,643	1,620	1,596	1,575	1,553	1,532	1,510	1,488	1,468	1,447		
可燃ごみ（新）	1,225	1,305	1,238	1,278	1,271	1,327	1,613	1,455	1,299	1,322	1,302	1,284	1,266	1,248	1,231	1,214	1,197	1,180	1,163	1,147	1,131		
可燃ごみ（旧）	1,225	1,305	1,238	1,278	1,271	1,327	1,613	1,455	1,299	1,322	1,302	1,284	1,266	1,248	1,231	1,214	1,197	1,180	1,163	1,147	1,131	b × 11.04%（令和5年度実績）	
生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	b × 0.00%（令和5年度実績）		
不燃ごみ	117	150	191	170	224	263	301	231	215	210	208	204	202	198	196	193	191	188	185	183	180		
空き缶・缶以外のカナモノ	104	135	172	151	201	235	268	204	187	185	183	180	178	175	173	170	168	166	163	161	159	b × 1.55%（令和5年度実績）	
びん・ペットボトル	11	12	16	16	20	23	27	24	21	21	21	21	20	20	20	20	19	19	19	18	18	b × 0.18%（令和5年度実績）	
有害物	2	3	3	3	3	5	6	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	b × 0.03%（令和5年度実績）		
埋立ごみ	248	210	80	174	54	28	69	41	48	159	157	155	152	150	148	146	144	142	140	138	136	b × 1.33%（令和5年度実績）	
資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
紙類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	b × 0.00%（令和5年度実績）	
布類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	b × 0.00%（令和5年度実績）	
リターナブルびん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	b × 0.00%（令和5年度実績）	
発泡スチロール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	b × 0.00%（令和5年度実績）	
生ごみ	1	3	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	b × 0.00%（令和5年度実績）	
生活系ごみ合計	13,949	14,064	13,444	13,233	13,096	13,319	13,911	13,125	12,639	11,974</													

資料 1-2 事業系ごみ排出量の推計結果（現状のまま推移した場合）

(単位: t/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	推計方法（令和6年度以降）
許可収集ごみ(直接持込ごみ)		7,617	7,733	7,678	7,016	7,331	7,403	7,765	6,406	6,482	6,253	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	6,232	
可燃ごみ（新）		5,233	5,611	6,421	4,898	5,223	5,251	7,176	4,761	4,913	4,860	4,845	4,845	4,845	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	
可燃ごみ（旧）		5,233	5,611	6,421	4,898	5,223	5,251	7,176	4,761	4,913	4,860	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845	e×57.93%（令和5年度実績）
生ごみ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	e×13.17%（令和5年度実績）（令和9年度～）
不燃ごみ		60	48	50	50	93	131	71	85	95	97	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	
空き缶・缶以外のカナモノ		1	0	1	4	2	5	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	e×0.01%（令和5年度実績）
びん・ペットボトル		56	45	47	44	90	125	63	81	93	95	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	e×1.13%（令和5年度実績）
有害物		3	3	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	e×0.01%（令和5年度実績）
埋立ごみ		134	74	174	212	200	193	227	200	181	178	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	e×2.12%（令和5年度実績）
資源物		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
発泡スチロール		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	e×0.15%（令和5年度実績）
生ごみ		2,166	1,976	1,011	1,834	1,795	1,808	271	1,338	1,276	1,105	1,101	1,101	1,101	0	0	0	0	0	0	0	0	e×13.17%（令和5年度実績）（～令和8年度）
自己搬入ごみ(直接持込ごみ)		2,141	2,513	2,391	2,483	2,518	2,402	2,141	2,126	2,001	2,136	2,127	2,127	2,127	2,127	2,127	2,127	2,127	2,127	2,127	2,127	2,127	
可燃ごみ（新）		1,943	2,258	2,227	2,332	2,443	2,272	1,860	2,061	1,941	2,012	2,004	2,004	2,004	2,008	2,008	2,008	2,008	2,008	2,008	2,008	2,008	
可燃ごみ（旧）		1,943	2,258	2,227	2,332	2,443	2,272	1,860	2,061	1,941	2,012	2,004	2,004	2,004	2,004	2,004	2,004	2,004	2,004	2,004	2,004	2,004	e×23.98%（令和5年度実績）
生ごみ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	e×0.05%（令和5年度実績）（令和9年度～）
不燃ごみ		45	48	49	47	41	45	46	35	30	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
空き缶・缶以外のカナモノ		32	36	39	38	36	40	38	33	25	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	e×0.37%（令和5年度実績）
びん・ペットボトル		11	10	8	8	4	4	6	2	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	e×0.05%（令和5年度実績）
有害物		2	2	2	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	e×0.00%（令和5年度実績）
埋立ごみ		90	158	112	100	31	83	235	29	27	85	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	e×1.01%（令和5年度実績）
資源物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
発泡スチロール		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	e×0.00%（令和5年度実績）
生ごみ		63	49	3	4	3	2	0	1	3	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	e×0.05%（令和5年度実績）（～令和8年度）
事業系ごみ合計	(t/日)	9,758	10,246	10,069	9,499	9,849	9,805	9,906	8,532	8,483	8,389	8,359	8,359	8,359	8,359	8,359	8,359	8,359	8,359	8,359	8,359	8,359	(e) f×365
	(t/日)	26.7	28.0	27.6	26.0	27.0	26.8	27.1	23.4	23.2	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	(f) 令和5年度の実績値 (22.9t/日)
可燃ごみ（新）		7,176	7,869	8,648	7,230	7,666	7,523	9,036	6,822	6,854	6,872	6,849	6,849	6,849	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	
可燃ごみ（旧）		7,176	7,869	8,648	7,230	7,666	7,523	9,036	6,822	6,854	6,872	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	
生ごみ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	
不燃ごみ		105	96	99	97	134	176	117	120	125	132	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	
空き缶・缶以外のカナモノ		33	36	40	42	38	45	44	35	26	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	
びん・ペットボトル		67	55	55	52	94	129	69	83	98	99	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	
有害物		5	5	4	3	2	2	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
埋立ごみ		224	232	286	312	231	276	462	229	208	263	261	261	261	261	261	261	261	261	261	261	261	
資源物		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
発泡スチロール		24	24	22	22	20	20																

資料1-3 総排出量の推計結果（現状のまま推移した場合）

(単位: t/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	推計方法（令和6年度以降）
収集	収集ごみ	12,358	12,396	11,934	11,610	11,546	11,701	11,928	11,398	11,076	10,283	10,127	9,986	9,846	9,710	9,573	9,440	9,307	9,178	9,050	8,923	8,799	生活系ごみ・市委託収集ごみ
	可燃ごみ（新）	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551	6,452	6,363	6,273	7,397	7,293	7,192	7,090	6,993	6,893	6,798	6,703	
	可燃ごみ（旧）	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551	6,452	6,363	6,273	6,186	6,099	6,015	5,929	5,848	5,764	5,685	5,606	
	生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,211	1,194	1,177	1,161	1,145	1,129	1,113	1,097	
	不燃ごみ	850	858	838	854	867	867	923	877	865	836	823	812	801	789	778	767	757	746	737	726	715	
	空き缶・缶以外のカナモノ	283	283	280	284	302	303	343	321	305	293	289	285	281	277	273	269	266	262	259	255	251	
	びん・ペットボトル	549	557	541	553	549	547	561	540	546	527	519	512	505	497	491	484	477	470	464	457	451	
	有害物	18	18	18	17	17	17	20	17	15	16	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	13	
	埋立ごみ	194	252	238	234	233	219	184	169	175	143	140	138	136	135	133	131	129	127	125	124	122	
	資源物	2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470	1,449	1,428	1,408	1,389	1,369	1,350	1,331	1,312	1,295	1,275	1,259	
	紙類	1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207	1,189	1,172	1,156	1,140	1,124	1,108	1,093	1,077	1,062	1,047	1,033	
	布類	252	251	229	219	216	220	254	234	211	190	188	185	182	180	177	175	172	170	168	165	163	
	リターナブルびん	38	37	36	37	39	59	61	52	45	40	39	38	37	37	36	35	35	34	34	34	34	
	発泡スチロール	39	35	33	33	32	33	34	33	34	33	33	32	32	31	31	30	30	29	29	29	29	
	生ごみ	2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283	1,263	1,245	1,228	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活系ごみ+事業系ごみ	直接持込ごみ	11,348	11,914	11,578	11,123	11,400	11,424	11,889	10,262	10,044	10,079	10,026	10,002	9,979	9,955	9,934	9,912	9,891	9,869	9,847	9,827	9,806	生活系ごみ・直接持込ごみ +事業系ごみ・許可収集ごみ +事業系ごみ・自己搬入ごみ
	可燃ごみ（新）	8,401	9,174	9,886	8,509	8,937	8,850	10,649	8,278	8,153	8,194	8,151	8,133	8,115	9,202	9,185	9,168	9,151	9,134	9,117	9,101	9,085	
	可燃ごみ（旧）	8,401	9,174	9,886	8,509	8,937	8,850	10,649	8,278	8,153	8,194	8,151	8,133	8,115	8,097	8,080	8,063	8,046	8,029	8,012	7,996	7,980	
	生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	
	不燃ごみ	221	246	289	265	359	438	417	351	339	341	339	335	333	329	327	324	322	319	316	314	311	
	空き缶・缶以外のカナモノ	137	171	212	193	240	279	312	238	213	217	215	212	210	207	205	202	200	198	195	193	191	
	びん・ペットボトル	77	67	71	67	114	152	96	107	122	119	119	119	118	118	118	118	117	117	117	117	116	
	有害物	7	8	7	6	5	7	9	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	埋立ごみ	472	442	366	487	285	305	531	271	256	423	418	416	413	411	409	407	405	403	401	399	397	
	資源物	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
	紙類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	布類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	リターナブルびん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	発泡スチロール	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
	生ごみ	2,230	2,028	1,015	1,840	1,799	1,811	272	1,340	1,279	1,107	1,105	1,105	1,105	0	0	0	0	0	0	0	0	
収集+直接持込	生活系ごみ+事業系ごみ	23,706	24,310	23,512	22,733	22,946	23,125	23,817	21,660	21,120	20,362	20,153	19,988	19,825	19,665	19,507	19,352	19,198	19,047	18,897	18,750	18,605	生活系ごみ+事業系ごみ
	可燃ごみ（新）	15,264	16,308	17,730	15,388	15,860	15,892	19,311	15,382	15,031	14,745	14,603	14,496	14,388	16,599	16,478	16,360	16,241	16,127	16,010	15,899	15,788	
	可燃ごみ（旧）	15,264	16,308	17,730	15,388	15,860	15,892	19,311	15,382	15,031	14,745	14,603	14,496	14,388	14,283</td								

資料1-4 処理・処分量の推計結果（現状のまま推移した場合）

【処理量】

項目	年 度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	推計方法（令和6年度以降）
焼却由来	搬入量 [t/年]	15,264	16,308	17,730	15,388	15,860	15,892	19,311	15,382	15,031	14,745	14,603	14,496	14,388	16,599	16,478	16,360	16,241	16,127	16,010	15,899	15,788	
	可燃ごみ（旧）[t/年]	15,264	16,308	17,730	15,388	15,860	15,892	19,311	15,382	15,031	14,745	14,603	14,496	14,388	14,283	14,179	14,078	13,975	13,877	13,776	13,681	13,586	(j)
	生ごみ[t/年]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	焼却処理 [t/年]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(k)
	可燃ごみ（旧）焼却処理 [t/年]	15,083	16,134	17,565	15,254	15,726	15,765	19,185	15,272	14,910	14,653	14,478	14,373	14,266	14,161	14,058	13,959	13,856	13,759	13,658	13,565	13,471	(l) j-(m+n)
	資源化収集時に分別され布類 [t/年]	122	119	113	94	98	93	98	84	85	67	89	88	87	87	86	85	85	84	83	82	(m) j×0.61%（過去10年間の平均値）	
	資源化処理後焼却鉄屑 [t/年]	59	55	52	40	36	34	28	26	36	25	36	35	35	35	35	34	34	34	33	33	(n) j×0.24%（過去10年間の平均値）	
	焼却処理合計[t/年]	15,083	16,134	17,565	15,254	15,726	15,765	19,185	15,272	14,910	14,653	14,478	14,373	14,266	14,161	14,058	13,959	13,856	13,759	13,658	13,565	13,471	l×0.17%（過去10年間の平均値）
	最終処分焼却残渣 [t/年]	390	396	392	579	400	401	614	439	430	415	404	401	398	460	457	1,023	1,016	1,009	1,001	994	987	o×2.80%（過去10年間の平均値）
	最終処分固化灰・飛灰 [t/年]	1,225	1,259	1,304	1,667	1,222	1,187	1,439	1,131	1,146	1,082	1,152	1,143	1,135	1,311	1,301	406	403	400	397	395	392	o×7.95%（過去10年間の平均値）
不燃由来	搬入量 [t/年]	626	624	612	620	663	699	657	647	668	646	638	631	624	615	609	602	595	587	581	574	567	(p)
	資源化びん [t/年]	242	219	431	428	400	422	407	377	322	288	349	345	341	336	333	329	325	321	318	314	310	p×54.69%（過去10年間の平均値）
	資源化ペットボトル [t/年]	147	142	161	156	204	234	228	229	236	227	193	191	189	186	184	182	180	178	176	174	172	p×30.25%（過去10年間の平均値）
	最終処分カレット残渣 [t/年]	347	341	66	15	9	16	10	19	73	79	99	98	96	95	94	93	92	91	90	89	88	p×15.46%（過去10年間の平均値）
	搬入量 [t/年]	420	454	492	477	542	582	655	559	518	510	504	497	491	484	478	471	466	460	454	448	442	(q)
	資源化アルミ [t/年]	53	49	49	49	52	60	94	91	87	81	64	63	62	61	61	60	59	58	58	57	56	q×12.69%（過去10年間の平均値）
	資源化スチール [t/年]	124	115	115	115	121	114	94	91	87	81	105	103	102	100	99	98	97	95	94	93	92	q×20.76%（過去10年間の平均値）
	資源化2級鉄 [t/年]	289	330	345	361	422	433	518	464	419	379	381	376	372	366	362	356	353	348	344	339	335	q×75.69%（過去10年間の平均値）
	搬入量 [t/年]	25	26	25	23	22	24	29	23	20	21	20	19	19	19	18	18	18	18	18	18	17	(r)
	資源化乾電池 [t/年]	20	19	21	19	16	22	21	21	20	21	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	14	r×65.65%（過去10年間の平均値）
	資源化蛍光灯・体温計 [t/年]	9	14	9	10	8	10	10	7	3	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	r×31.99%（過去10年間の平均値）
	最終処分残渣 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	r×0.00%（過去10年間の平均値）

【最終処分量】

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	推計方法（令和6年度以降）
焼却残渣 [t/年]	390	396	392	579	400	401	614	439	430	415	404	401	398	460	457	1,023	1,016	1,009	1,001	994	987	
カレット残渣 [t/年]	347	341	66	15	9	16	10	19	73	79	99	98	96	95	94	93	92	91	90	89	88	
不燃残渣 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
直接埋立 [t/年]	666	694	604	721	518	524	715	440	431	566	558	554	549	546	538	534	530	526	523	519		
災害ごみ（直接埋立） [t/年]	—	—	—	2,143	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
固化灰・飛灰 [t/年]	1,225	1,259	1,304	1,667	1,222	1,187	1,439	1,131	1,146	1,082	1,152	1,143	1,135	1,311	1,301	406	403	400	397	395	392	
合計 [t/年]	2,628	2,690	2,366	5,125	2,149	2,128	2,778	2,029	2,080	2,142	2,213	2,196	2,178	2,412	2,394	2,060	2,045	2,030				

(2) ごみ処理排出量の将来予測（目標達成時）

目標達成時のごみ排出量の将来予測の結果は、資料 I-5～資料 I-8 に示すとおりである。

資料 I-5 生活系ごみ排出量の推計結果（目標達成時）

（単位：t/年）

項目	年 度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	施策の内容
行政区域内人口 (人)	69,584	68,588	67,792	67,008	65,962	65,015	64,112	63,159	62,232	61,313	60,553	59,707	58,873	58,051	57,240	56,441	55,653	54,876	54,109	53,353	52,608		
市委託収集ごみ	12,358	12,396	11,934	11,610	11,546	11,701	11,928	11,398	11,076	10,283	10,127	9,961	9,798	9,637	9,478	9,167	8,967	8,768	8,572	8,382	8,196		
可燃ごみ（新）	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551	6,452	6,349	6,247	7,339	7,216	6,942	6,779	6,611	6,453	6,295	6,143		
可燃ごみ（旧）	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551	6,452	6,349	6,247	6,149	6,050	5,799	5,659	5,514	5,377	5,241	5,109		
生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,190	1,166	1,143	1,120	1,097	1,076	1,054	1,034	令和16年度までに910基のコンポストの設置 (100基/年を目安：令和7年度～)	
不燃ごみ	850	858	838	854	867	867	923	877	865	836	823	811	798	784	772	759	747	737	723	712	701		
空き缶	178	172	172	171	171	168	184	178	176	169	166	164	161	158	156	153	151	149	146	144	142		
缶以外のカナモノ	105	111	108	113	131	135	159	143	129	123	121	119	117	115	113	111	110	108	106	104			
びん・ペットボトル	549	557	541	553	549	547	561	540	546	527	519	511	494	487	479	471	464	456	449	442			
有害物	18	18	18	17	17	20	17	15	16	15	15	15	15	14	14	14	13	13	13	13			
埋立ごみ	194	252	238	234	233	219	184	169	175	143	140	138	136	134	132	130	127	125	123	121	119		
資源物	2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470	1,449	1,425	1,403	1,380	1,358	1,336	1,314	1,295	1,273	1,254	1,233		
紙類	1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207	1,189	1,170	1,151	1,133	1,115	1,097	1,079	1,062	1,045	1,029	1,012		
布類	252	251	229	219	216	220	254	234	211	190	188	185	182	179	176	173	170	168	165	162	160		
リターナブルびん	38	37	36	37	39	59	61	52	45	40	39	38	38	37	36	35	35	34	34	33			
発泡スチロール	39	35	33	33	32	33	34	33	34	33	33	32	32	31	31	30	30	29	29	28			
プラスチック製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0		
生ごみ	2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283	1,263	1,238	1,214	0	0	0	0	0	0	0	0	令和16年度までに910基のコンポストの設置 (100基/年を目安：令和7年度～)	
直接持込ごみ	1,591	1,668	1,510	1,623	1,550	1,618	1,983	1,727	1,563	1,691	1,667	1,639	1,614	1,640	1,666	1,693	1,715	1,738	1,762	1,783	1,804		
可燃ごみ（新）	1,225	1,305	1,238	1,278	1,271	1,327	1,613	1,455	1,299	1,322	1,302	1,281	1,261	1,241	1,221	1,201	1,182	1,163	1,145	1,127	1,109		
可燃ごみ（旧）	1,225	1,305	1,238	1,278	1,271	1,327	1,613	1,455	1,299	1,322	1,302	1,281	1,261	1,241	1,221	1,201	1,182	1,163	1,145	1,127	1,109		
生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0		
不燃ごみ	117	150	191	170	224	263	301	231	215	210	208	204	201	197	194	192	188	185	183	179	177		
空き缶・缶以外のカナモノ	104	135	172	151	201	235	268	204	187	185	183	180	177	174	171	169	166	163	161	158	156		
びん・ペットボトル	11	12	16	16	20	23	27	24	24	21	21	21	21	20	20	20	19	19	19	18	18		
有害物	2	3	3	3	3	5	6	3	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
埋立ごみ	248	210	80	174	54	28	69	41	48	159	157	154	152	149	147	145	142	140	138	136	134		
資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	104	155	203	250	296	341	384	最大20g/人・日の資源化（令和9年度～）
紙類（拠点回収）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	104	155	203	250	296	341	384	
布類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
リターナブルびん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
発泡スチロール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
生ごみ	1	3	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
生活系ごみ合計	13,949	14,064	13,444	13,233	13,096	13,319	13,911	13,125	12,639	11,974	11,794	11,600	11,412	11,277	11,144	10,860	10,682	10,506	10,334	10,165	10,000		
(t/日)	38.2	38.4	36.8	36.3	35.9	36.4	38.1	36.0	34.6	32.7	32.3	31.8	31.3	30.9	30.5	29.8	29.3	28.8	28.3	27.8	27.4		
(g/人・日)	549.2	560.2	543.3	541.1	543.9	559.7	594.5	569.3															

資料 1-6 事業系ごみ排出量の推計結果（目標達成時）

(单位: t/年)

項目	年度	(単位:t/年)																					
		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	施策の内容
許可収集ごみ(直接持込ごみ)	7,617	7,733	7,678	7,016	7,331	7,403	7,765	6,406	6,482	6,253	6,232	6,203	6,176	6,149	6,123	6,094	6,040	6,014	5,985	5,958	5,932		
	5,233	5,611	6,421	4,898	5,223	5,251	7,176	4,761	4,913	4,860	4,845	4,823	4,801	5,867	5,842	5,815	5,762	5,738	5,710	5,685	5,659		
	5,233	5,611	6,421	4,898	5,223	5,251	7,176	4,761	4,913	4,860	4,845	4,823	4,801	4,781	4,760	4,738	4,695	4,676	4,652	4,632	4,611		
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,086	1,082	1,077	1,067	1,062	1,058	1,053	1,048	
	60	48	50	50	93	131	71	85	95	97	96	96	96	95	95	94	94	93	93	92	92		
	空き缶・缶以外のカナモノ	1	0	1	4	2	5	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	びん・ペットボトル	56	45	47	44	90	125	63	81	93	95	94	94	94	93	93	92	92	91	91	90	90	
	有害物	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	埋立ごみ	134	74	174	212	200	193	227	200	181	178	177	176	176	175	174	173	172	171	170	169	169	
	資源物	24	24	22	22	20	20	20	22	17	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	発泡スチロール	24	24	22	22	20	20	20	22	17	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	生ごみ	2,166	1,976	1,011	1,834	1,795	1,808	271	1,338	1,276	1,105	1,101	1,096	1,091	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業系自己搬入ごみ(直接持込ごみ)	2,141	2,513	2,391	2,483	2,518	2,402	2,141	2,126	2,001	2,136	2,127	2,119	2,110	3,100	3,090	3,082	3,063	3,053	3,045	3,036	3,025		
	可燃ごみ(新)	1,943	2,258	2,227	2,332	2,443	2,272	1,860	2,061	1,941	2,012	2,004	1,996	1,987	1,982	1,973	1,965	1,947	1,938	1,930	1,921	1,912	
	可燃ごみ(旧)	1,943	2,258	2,227	2,332	2,443	2,272	1,860	2,061	1,941	2,012	2,004	1,996	1,987	1,978	1,969	1,961	1,943	1,934	1,926	1,917	1,908	
	生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	4	4	4	4	4	4	
	不燃ごみ	45	48	49	47	41	45	46	35	30	35	35	35	35	35	34	34	34	34	34	34	33	
	空き缶・缶以外のカナモノ	32	36	39	38	36	40	38	33	25	31	31	31	31	30	30	30	30	30	30	30	29	
	びん・ペットボトル	11	10	8	8	4	4	6	2	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	有害物	2	2	2	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	埋立ごみ	90	158	112	100	31	83	235	29	27	85	84	84	84	83	83	82	81	81	81	80		
	資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	発泡スチロール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	紙類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	多量排出事業者の紙類計上(令和9年度~)
	生ごみ	63	49	3	4	3	2	0	1	3	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業系ごみ合計	9,758	10,246	10,069	9,499	9,849	9,805	9,906	8,532	8,483	8,389	8,359	8,322	8,286	9,249	9,213	9,176	9,103	9,067	9,030	8,994	8,957		
	(t/日)	26.7	28.0	27.6	26.0	27.0	26.8	27.1	23.4	23.2	22.9	22.8	22.7	25.3	25.2	25.1	24.9	24.8	24.7	24.6	24.5	令和16年度までに令和5年度の5%削減	
	可燃ごみ(新)	7,176	7,869	8,648	7,230	7,666	7,523	9,036	6,822	6,854	6,872	6,849	6,819	6,788	7,849	7,815	7,780	7,709	7,676	7,640	7,606	7,571	
	可燃ごみ(旧)	7,176	7,869	8,648	7,230	7,666	7,523	9,036	6,822	6,854	6,872	6,849	6,819	6,788	6,759	6,729	6,699	6,638	6,610	6,578	6,549	6,519	
	生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,090	1,086	1,081	1,071	1,066	1,062	1,057	1,052	
	不燃ごみ	105	96	99	97	134	176	117	120	125	132	131	131	130	129	128	128	127	127	126	125		
	空き缶・缶以外のカナモノ	33	36	40	42	38	45	44	35	26	32	32	32	32	31	31	31	31	31	31	30		
	びん・ペットボトル	67	55	55	52	94	129	69	83	98	99	98	98	97	97	96	96	95	95	94	94		
	有害物	5	5	4	3	2	2	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	埋立ごみ	224	232	286	312	231	276	462	229	208	263	261	260	260	258	257	256	254	252	251	250	249	
	資源物	24	24	22	22	20	20	20	22	17	13	13	12	12	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	
	発泡スチロール	24	24	22	22	20	20	20	22	17	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	紙類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	生ごみ	2,229	2,025	1,014	1,838	1,798	1,810	271	1,339	1,279	1,109	1,105	1,100	1,095	0	0	0	0	0	0	0	0	
団体回収	(t/日)	503	471	387	334	310	250	72	41	50	59	58	65	71	78	85	92	98	105	112	118	125	団体回収を促進し、令和16年度までに令和元年度の50%(125t/年)まで回復させる(令和7年度~)
		1.38	1.29	1.06	0.92	0.85	0.68	0.20	0.11	0.14	0.16	0.16	0.18	0.20	0.21	0.23	0.25	0.27	0.29	0.31	0.32	0.34	
		379	367	300	267	249	218	64	37	45	52	51	58	63	69	75	81	86	92	98	104	111	
		19	19	15	14	13	10	4	2	3	4	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8		
		リターナブルびん	91	72	59	42	36	11	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2		
		アルミ缶	14	13	13	11	12	11	2	1	1	2	2	2	2	3	3	3	4	4	4		

資料1-7 総排出量の推計結果（目標達成時）

(単位: t/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	施策の内容	
収集	収集ごみ	12,358	12,396	11,934	11,610	11,546	11,701	11,928	11,398	11,076	10,283	10,127	9,961	9,798	9,637	9,478	9,167	8,967	8,768	8,572	8,382	8,196		
	可燃ごみ（新）	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551	6,452	6,349	6,247	7,339	7,216	6,942	6,779	6,611	6,453	6,295	6,143		
	可燃ごみ（旧）	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551	6,452	6,349	6,247	6,149	6,050	5,799	5,659	5,514	5,377	5,241	5,109		
	生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,190	1,166	1,143	1,120	1,097	1,076	1,054	1,034
	不燃ごみ	850	858	838	854	867	867	923	877	865	836	823	811	798	784	772	759	747	737	723	712	701		
	空き缶・缶以外のカナモノ	283	283	280	284	302	303	343	321	305	293	289	285	280	275	271	266	262	259	254	250	246		
	びん・ペットボトル	549	557	541	553	549	547	561	540	546	527	519	511	503	494	487	479	471	464	456	449	442		
	有害物	18	18	18	17	17	20	17	15	16	143	140	138	136	134	132	130	127	125	123	121	119		
	埋立ごみ	194	252	238	234	233	219	184	169	175	143	140	138	136	134	132	130	127	125	123	121	119		
	資源物	2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470	1,449	1,425	1,403	1,380	1,358	1,336	1,314	1,295	1,273	1,254	1,233		
	紙類	1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207	1,189	1,170	1,151	1,133	1,115	1,097	1,079	1,062	1,045	1,029	1,012		
	布類	252	251	229	219	216	220	254	234	211	190	188	185	182	179	176	173	170	168	165	162	160		
	リターナブルびん	38	37	36	37	39	59	61	52	45	40	39	38	38	37	36	35	35	34	34	33			
	発泡スチロール	39	35	33	33	32	33	34	33	34	33	32	32	31	31	30	30	29	29	28				
	プラスチック製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0		
	生ごみ	2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283	1,263	1,238	1,214	0	0	0	0	0	0	0	0		
生活系ごみ+事業系ごみ	直接持込ごみ	11,348	11,914	11,578	11,123	11,400	11,424	11,889	10,262	10,044	10,079	10,026	9,961	9,900	10,889	10,879	10,869	10,818	10,805	10,792	10,777	10,761		
	可燃ごみ（新）	8,401	9,174	9,886	8,509	8,937	8,850	10,649	8,278	8,153	8,194	8,151	8,100	8,049	9,090	9,036	8,981	8,891	8,839	8,785	8,733	8,680		
	可燃ごみ（旧）	8,401	9,174	9,886	8,509	8,937	8,850	10,649	8,278	8,153	8,194	8,151	8,100	8,049	8,000	7,950	7,900	7,820	7,773	7,723	7,676	7,628		
	生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,090	1,086	1,081	1,071	1,066	1,062	1,057	1,052
	不燃ごみ	221	246	289	265	359	438	417	351	339	341	339	335	332	327	323	320	316	312	310	305	302		
	空き缶・缶以外のカナモノ	137	171	212	193	240	279	312	238	213	217	215	212	209	206	202	200	197	194	192	189	186		
	びん・ペットボトル	77	67	71	67	114	152	96	107	122	119	119	119	117	117	116	115	114	114	112	112			
	有害物	7	8	7	6	5	7	9	6	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	埋立ごみ	472	442	366	487	285	305	531	271	256	423	418	414	412	407	404	401	396	392	389	386	383		
	資源物	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14	13	12	12	1,065	1,116	1,167	1,215	1,262	1,308	1,353	1,396		
	紙類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,053	1,104	1,155	1,203	1,250	1,296	1,341	1,384		
	布類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	リターナブルびん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	発泡スチロール	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	生ごみ	2,230	2,028	1,015	1,840	1,799	1,811	272	1,340	1,279	1,107	1,105	1,100	1,095	0	0	0	0	0	0	0	0		
収集+直接持込	生活系ごみ+事業系ごみ	23,706	24,310	23,512	22,733	22,946	23,125	23,817	21,660	21,120	20,362	20,153	19,922	19,698	20,526	20,357	20,036	19,785	19,573	19,364	19,159	18,957		
	可燃ごみ（新）	15,264	16,308	17,730	15,388	15,860	15,892	19,311	15,382	15,031	14,745	14,603	14,449	14,296	16,429	16,252	15,923	15,670	15,450	15,238	15,028	14,823		
	可燃ごみ（旧）	15,264	16,308	17,730	15,388	15,860	15,892	19,311	15,382	15,031	14,745	14,603	14,449	14,296	14,149</td									

資料1-8 処理・処分量の推計結果（目標達成時）

【処理量】		年度																			施策の内容				
項目		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)			
焼却由来	搬入量 [t/年]	15,264	16,308	17,730	15,388	15,860	15,892	19,311	15,382	15,031	14,745	14,603	14,449	14,296	16,429	16,252	15,923	15,670	15,450	15,238	15,028	14,823			
	可燃ごみ(旧) [t/年]	15,264	16,308	17,730	15,388	15,860	15,892	19,311	15,382	15,031	14,745	14,603	14,449	14,296	14,149	14,000	13,699	13,479	13,287	13,100	12,917	12,737			
	生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,280	2,252	2,224	2,191	2,163	2,138	2,111	2,086		
	焼却処理 [t/年]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,280	2,252	2,224	2,191	2,163	2,138	2,111	2,086		
	可燃ごみ(旧) 資源化	15,083	16,134	17,565	15,254	15,726	15,765	19,185	15,272	14,910	14,653	14,478	14,326	14,158	13,997	13,834	13,522	13,289	13,085	12,886	12,692	12,502			
	紙類 [t/年]	122	119	113	94	98	93	98	84	85	67	89	88	103	117	132	144	157	170	182	193	204			
	清掃センター持込み	122	119	113	94	98	93	98	84	85	67	89	88	87	86	85	83	82	81	80	78	77			
	分別収集による増加分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	31	47	61	75	89	102	115	127			
	布類 [t/年]	59	55	52	40	36	34	28	26	36	25	36	35	35	34	33	32	32	31	31	31	31			
	処理後焼却鉄屑 [t/年]	27	25	26	31	27	27	30	24	26	23	24	24	23	23	22	22	21	21	21	21	21			
	焼却処理合計 [t/年]	15,083	16,134	17,565	15,254	15,726	15,765	19,185	15,272	14,910	14,653	14,478	14,326	14,158	16,277	16,086	15,746	15,480	15,248	15,024	14,803	14,588			
	焼却残渣 [t/年]	390	396	392	579	400	401	614	439	430	415	404	400	395	391	386	992	975	961	947	933	919	令和11年度以降：50%の資源化		
	最終処分	固化灰 [t/年]	1,225	1,259	1,304	1,667	1,222	1,187	1,439	1,131	1,146	1,082	1,152	1,140	1,126	1,295	1,280	—	—	—	—	—	—	—	
	飛灰 [t/年]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	394	387	381	376	370	365	365	365		
不燃由来	ル・ツ・ビトボント	搬入量 [t/年]	626	624	612	620	663	699	657	647	668	646	638	630	622	611	604	595	586	578	570	561	554		
	資源化	びん [t/年]	242	219	431	428	400	422	407	377	322	288	349	345	340	334	330	325	320	316	312	307	303		
	ペットボトル [t/年]	147	142	161	156	204	234	228	229	236	227	193	191	188	185	183	180	177	175	172	170	168	168		
	最終処分	カレット残渣 [t/年]	347	341	66	15	9	16	10	19	73	79	99	97	96	94	93	92	91	89	88	87	86		
	以空モの缶・カナ缶	搬入量 [t/年]	420	454	492	477	542	582	655	559	518	510	504	497	489	481	473	466	459	453	446	439	432		
	資源化	アルミ [t/年]	53	49	49	49	52	60	94	91	87	81	82	81	80	78	77	76	75	74	73	71			
	スチール [t/年]	124	115	115	115	121	114	94	91	87	81	82	81	80	78	77	76	75	74	73	72	71			
	搬入量 [t/年]	289	330	345	361	422	433	518	464	419	379	400	395	388	382	376	370	364	360	354	349	343			
	有害物	乾電池 [t/年]	25	26	25	23	22	24	29	23	20	21	20	19	19	19	18	18	17	17	17	17			
	資源化	蛍光灯・体温計 [t/年]	9	14	9	10	8	10	10	7	3	8	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6			
	最終処分	残渣 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
【最終処分量】		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	施策の内容		
		焼却残渣 [t/年]	390	396	392	579	400	401	614	439	430	415	404	400	395	391	386	496	488	481	474	467	460	460	460
		カレット残渣 [t/年]	347	341	66	15	9	16	10	19	73	79	99	97	96	94	93	92	91	89	88	87	86	86	
		不燃残渣 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		直接埋立 [t/年]	666	694	604	721	518	524	715	440	431	566	558	552	548	541	536	531	523	517	512	507	502	502	
		災害ごみ(直接埋立) [t/年]	—	—	—	2,143	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		固化灰・飛灰 [t/年]	1,225	1,259	1,304	1,667	1,222	1,187	1,439	1,131	1,146	1,082	1,152	1,140	1,126	1,295	1,280	394	387	381	376	370	365	365	
		合計 [t/年]	2,628	2,690	2,366	5,125	2,149	2,128	2,778	2,029	2,080	2,142	2,213	2,189	2,165	2,321	2,295	1							

(3) 大分県内市町村の資源化の状況

大分県内市町村の資源化の状況は資料 1-9 に示すとおりである。

資料 1-9 大分県内市町村の資源化の状況

(単位: g/人・日)

市町名	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布類
大分市	56.30	23.04	3.94	7.15	17.81	5.27
別府市	47.19	24.76	8.68	10.35	0.12	4.03
中津市	55.41	22.46	5.97	9.40	20.09	9.56
日田市	69.16	27.25	16.20	10.39	2.25	11.01
佐伯市	44.13	37.91	7.31	5.61	0.00	0.33
臼杵市	40.74	22.75	16.17	8.16	10.66	1.81
津久見市	113.58	29.31	16.05	0.00	0.00	0.00
竹田市	48.26	10.85	9.32	6.54	17.94	1.25
豊後高田市	42.94	34.79	13.08	5.80	0.12	2.96
杵築市	21.50	17.90	10.90	3.70	0.00	2.10
宇佐市	42.60	35.62	18.25	2.82	0.10	0.51
豊後大野市	42.22	20.95	17.28	6.93	14.10	8.64
由布市	26.94	10.57	3.60	5.65	7.86	0.00
国東市	59.06	18.99	15.96	7.83	0.00	0.00
姫島村	0.00	13.58	0.00	0.00	0.00	0.00
日出町	35.84	20.46	10.52	7.50	0.00	1.56
九重町	3.73	19.92	15.56	6.85	0.31	0.00
玖珠町	4.17	24.26	16.30	7.39	0.19	0.00
大分県全体	50.78	24.25	8.21	7.51	10.07	4.49
全国	65.73	17.21	14.50	7.38	15.66	3.93
最大	113.58	37.91	18.25	10.39	20.09	11.01
日田市/最大	0.61	0.72	0.89	1.00	0.11	1.00
大分県内順位	2	5	4	1	7	1

※・紙類には、紙パック及び紙製容器包装を含む。

・プラスチック類には、白色トレイ及びプラスチック製容器包装を含む。

・資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、令和4年度版）

2. 生活排水処理に係る資料編

資料 2-1 生活排水処理の推移及び将来目標

年 度		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)			
項目	推計方法																								
人口	計画処理区域内人口 [人]	a	年度末人口	68,852	67,893	67,062	66,171	65,225	64,356	63,434	62,464	61,494	60,542	59,829	58,984	58,152	57,331	56,521	55,724	54,937	54,161	53,397	52,643	51,900	
	公共下水道処理区域内人口		45,196	45,320	45,639	45,253	46,268	45,603	45,256	44,942	44,493	44,069	43,550	42,935	42,329	41,732	41,142	40,562	39,989	39,424	38,868	38,319	37,778		
	公共下水道 [人]	b	b' + b'' (接続者人口)	40,909	41,312	41,162	41,042	41,703	41,337	40,173	40,055	39,676	39,263	39,151	38,856	38,519	38,227	37,892	37,601	37,310	36,980	36,692	36,403	36,116	
	b'	令和5年度のb×	(予測年度のa - 令和5年度のa)						—	—	—	—	—	38,801	38,253	37,713	37,181	36,655	36,138	35,628	35,125	34,629	34,140	33,658	
	b''	R5年度以降の新規接続者の推移	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	350	603	806	1,046	1,237	1,463	1,682	1,855	2,063	2,263	2,458		
	特定環境保全公共下水道 [人]	c	令和5年度のc×	(予測年度のa - 令和5年度のa)	595	591	590	572	588	588	554	545	537	541	535	527	520	512	505	498	491	484	477	470	464
	農業集落排水施設 [人]	d	令和5年度のd×	(予測年度のa - 令和5年度のa)	1,992	1,947	1,966	1,916	1,258	1,220	1,141	1,112	1,047	1,051	1,039	1,024	1,010	995	981	967	954	940	927	914	901
	コミュニティプラント [人]	e	平成28年度以降はゼロ	79	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	f	f' + f''	9,964	9,881	9,731	9,550	9,333	9,094	8,843	8,607	8,426	8,238	8,273	8,290	8,309	8,329	8,351	8,374	8,399	8,426	8,454	8,483	8,514		
	f'	令和5年度のf×	(予測年度のa - 令和5年度のa)						—	—	—	—	—	8,141	8,026	7,913	7,801	7,691	7,582	7,475	7,370	7,266	7,163	7,062	
	f''	60基/年の設置 (60基 × 2.20人/戸 = 132人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132	264	396	528	660	792	924	1,056	1,188	1,320	1,452		
	生活排水処理人口 [人]	g	b+c+d+e+f	53,539	53,811	53,449	53,080	52,882	52,239	50,711	50,319	49,686	49,093	48,998	48,697	48,358	48,063	47,729	47,440	47,154	46,830	46,550	46,270	45,995	
	単独処理浄化槽 [人]	h	J × (843 ÷ 11,449)	1,410	1,359	1,302	1,231	1,173	1,086	1,022	954	904	843	801	761	725	686	651	613	576	542	507	472	437	
	し尿汲み取り 自家処理または不明 [人]	i	J × (10,606 ÷ 11,449)	13,903	12,723	12,311	11,860	11,170	11,031	11,701	11,191	10,904	10,606	10,030	9,526	9,069	8,582	8,141	7,671	7,207	6,789	6,340	5,901	5,468	
	生活排水未処理人口 [人]	J	a - g	15,313	14,082	13,613	13,091	12,343	12,117	12,723	12,145	11,808	11,449	10,831	10,287	9,794	9,268	8,792	8,284	7,783	7,331	6,847	6,373	5,905	
排出量	し尿	k	kL/年 (i × l) × 365 ÷ 1000	9,338	9,030	8,285	7,624	7,313	6,996	7,003	6,613	6,253	6,144	5,821	5,528	5,263	4,994	4,725	4,452	4,183	3,951	3,679	3,425	3,173	
	1	L/人・日 (令和3~5年度の3ヶ年の平均値)	1.84	1.94	1.84	1.76	1.79	1.73	1.64	1.62	1.57	1.58	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59		
	m	kL/年 (f × n + h × o) × 365 ÷ 1000	12,113	11,824	12,159	11,919	11,960	11,614	11,753	11,585	11,246	11,210	11,098	11,098	11,103	11,138	11,116	11,125	11,137	11,184	11,170	11,188	11,209		
	n	L/人・日 (合併処理浄化槽) (令和3~5年度の3ヶ年の平均値)	3.14	3.09	3.24	3.24	3.33	3.32	3.47	3.52	3.50	3.56	3.53	3.53	3.53	3.53	3.53	3.53	3.53	3.53	3.53	3.53	3.53		
	o	L/人・日 (単独処理浄化槽) (令和3~5年度の3ヶ年の平均値)	1.34	1.31	1.38	1.38	1.42	1.41	1.48	1.50	1.49	1.52	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50		
	P	KL/年 (d × q) × 365 ÷ 1000	1,565	1,477	1,473	1,499	896	900	867	874	923	850	857	845	833	823	809	798	787	778	765	754	743		
	q	L/人・日 (令和3~5年度の3ヶ年の平均値)	2.15	2.07	2.05	2.14	1.95	2.02	2.08	2.15	2.42	2.21	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26		
	合 計	r	k+m+p	23,016	22,331	21,917	21,042	20,169	19,510	19,623	19,072	18,422	18,204	17,776	17,471	17,199	16,955	16,650	16,375	16,107	15,913	15,614	15,367	15,125	
	水洗化率 [%]	s	(g+h) ÷ a × 100	79.8%	81.3%	81.6%	82.1%	82.9%	82.9%	81.6%	82.1%	82.3%	82.5%	83.2%	83.8%	84.4%	85.0%	85.6%	86.2%	86.9%	87.5%	88.1%	88.8%	89.5%	
	生活排水処理率 [%]	t	g ÷ a × 100	77.8%	79.3%	79.7%	80.2%	81.1%	81.2%	79.9%	80.6%	80.8%	81.1%	81.9%	82.6%	83.2%	83.8%	84.4%	85.1%	85.8%	86.5%	87.2%	87.9%	88.6%	

※ 公共下水道人口、特定環境保全公共下水道人口、農業集落排水人口及び合併処理浄化槽人口は、ここ数年はいずれも減少傾向を示しているため、予測年度の計画処理区域内人口と令和5年度の計画処理区域内人口との比で推移するものとする。

※ 令和5年度における公共下水道処理区域内人口 (44,069人) と水洗化人口 (39,263人) との差 (4,806人) についても計画処理区域内人口の減少を考慮することとする。

※ 合併処理浄化槽人口は、整備を推進するため、60基/年の設置を見込むものとする。

※ 単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口・自家処理または不明の人口は、計画処理区域内人口から上記の推計人口を差し引いた人口に、令和5年度の実績の比率を乗じたものを推計値とする。

※ し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥の排出量は、各種の直近3ヶ年の1人1日あたりの排出量平均値に、対象人口の将来予測結果を乗じたものを推計値とする。

※ 水洗化率 (S) には単独処理浄化槽での処理人口も含んでいる。

【1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量の標準値】

日田市一般廃棄物処理基本計画

発 行 : 令和7年12月発行

編集・発行 : 日田市 市民環境部 環境課

〒877-8601

大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL 0973-22-8208

FAX 0973-22-8241